

# 社会教育における家族の位置：“ネットワーク論的アプローチ” の観点から

中村由香<sup>†</sup>

<sup>†</sup> 東京大学大学院教育学研究科 博士課程

本研究の目的は、フェミニズム研究、ジェンダー研究、地域社会学研究、ネットワーク研究などの先行研究が、“家族”に対して展開してきたアプローチを整理することによって、社会教育研究において“家族”を捉える際にいかなるアプローチが求められるかを再考することである。フェミニズム研究やジェンダー研究では、“家族”はジェンダー不平等の点から批判され、女性が行ってきた家事・育児などの家内労働を市場化することで、平等を担保しようとしてきた。しかし近年、フェミニズム研究の中で障害学や倫理学の展開を踏まえて新たに登場し、ともすればジェンダー平等とは逆のベクトルに作用するような、“依存的な存在”や“ケアを必要とする存在”を基点とした関係性の必要も指摘されるようになってきた。また、地域社会学研究、ネットワーク研究において (1) 従来、世帯内で充足すると思われてきたニーズが世帯外で充足されるようになってきたこと、(2) そもそも、その成員の地理的・空間的配置の拡散が大きいことなどから、“家族”の集団性を自明とできなくなっていることが指摘されてきた。これらの研究を参照すると、社会教育研究の役割は、日常的に形成される人間関係を通じてニーズを充たすような世帯内・世帯外ネットワークの形成を促すことであると考えられる。

キーワード：家族、ケア、社会関係資本、ネットワーク

## 目次

### 1 本論文の背景と目的

### 2 フェミニズム研究における“家族”の位置

- 2.1 “家族”を巡る問題提起
- 2.2 新たな親密圏の構想

### 3 ネットワーク研究における“家族”の位置

- 3.1 家族・コミュニティの変容
- 3.2 社会関係資本への注目

## 4 本研究で得られた知見と今後の課題：社会教育研究における“家族”の位置

### 1 本論文の背景と目的

本研究の目的は、フェミニズム研究、地域社会学研究、ネットワーク研究などの先行研究が、“家族”に対して展開してきたアプローチを整理することによって、社会教育研究において“家族”を捉える際にいかなるアプローチが求められるかを再考することである。

社会教育研究において“家族”を捉え直す必要は以下の2点による。まず、これまで社会教育は、学校教育や家庭教育と対置され、それらと連携・協力する地域の人的資本の形成としてその意義や役割が定義されてきた<sup>1)</sup>。2000（平成12年）の生涯学習審議会社会教育分科審議会報告「家庭の教育力の充実等のための社会教育行政の体制整備について」では、家庭の教育力の充実の必要性

が指摘され、“社会教育行政は、地域社会の活性化と地域の教育力向上に取り組むとともに、家庭の教育力の充実に資する施策の推進が必要となっている”と述べられている。実際に、大学を介した学校・家庭・地域の連携支援や、地域協同での子育て支援が実践されてきており<sup>2</sup>、社会教育には家庭教育や学校教育を支援するものとしての役割が期待されてきた。

しかし、この連携・協力による支援は、幾つか課題を抱えてきた。例えば、近年、地域の社会教育関係団体の衰退や、家族の解体・個人化という現象を受けて、学校教育／家庭教育／社会教育がそれぞれ前提にしてきた基盤が担保できないという状況を迎えている。このような状況において、社会教育を巡る動態は地域の状況や地域のニーズに沿った文脈依存的なものとなるため、その効果や意義を一律に提示することが困難となる。この背景を踏まえて、社会教育の在り方を根本から問い直す必要を提示する論考が散見される。例えば、従来、教育システムを支えるメンバーは専門性を身に付けていることが条件であったにもかかわらず、それが保護者や地域住民といったボランティアへと代替されているという状況を受けて、学校教育と社会教育、家庭教育を含めた総合的な教育システム再編が必要であり、システム内部の分担をそこに関わるメンバーの変化という視点から捉える必要が提起されている<sup>3</sup>。他にも、家庭教育に対して社会教育がどのように連携・協力することで支援を行うのかという具体的な方法が検討されてこず、連携・協力が自己目的化してしまう傾向さえあったことである<sup>4</sup>。これらを踏まえても、学校教育、社会教育、家庭教育の変化を射程に入れ、現代的なニーズに沿っているのかを踏まえた上で、あらためて社会教育の意義や役割を再考する必要がある。

2 点目として、家族は女性の権利や自己教育運動といった形で学習課題ともなってきた<sup>5</sup>。例えば、1980年代には“婦人学習”として主に家族内での生活課題の解決が図られ、1990年代には性別役割分業の是正や社会における男女の非対称な位置づけの変革を目指し、“女性問題学習”が登場する。女性問題学習は、フェミニズムやジェンダー研究の知見を取り入れつつ、女性が“世の中の流れに対して傍観したり、受け身でいる”のではなく、“社会の形成主体”となるための力量を養うことを目指す学習であり、それによって“既存の男社

会に進出して男と同等になろうというのではなく、女が社会に出ることでこれまでの男社会の価値観を問い直し、関係を結び直していこうとする”ことを目標とする学習であり、“経済優先の論理ではなく、もっと人間らしい価値観を生み出すような学習活動”と定義される<sup>6</sup>。

このような学習では、共通する問題意識や属性、あるいは居住地域に基づく連帯や、公民館や女性教育施設、青少年教育施設などの施設を介して培われた連帯を基盤として、自らの置かれた状況を“意識化”し“主体形成”するという手法を用いて、現在の自分が置かれている状況への批判的省察が促されることで<sup>7</sup>、市井の女性たちが自らの置かれた立場を相対化し、自らの置かれた状況を改善していくための認識の発展と力量形成を促すという道筋が描かれている<sup>8</sup>。そして、こういった学習による個人の認知的な変化が、即ち個人を取り巻く社会の変化を導くという学習の社会的効果が期待されてきた。

しかし、女性問題学習が意識啓発に留まることで、周囲の関係性がどのように変わったのかについての成否を測ることが難しいこと、それが経済的な変化や改善を志向するものではないため、経済的に困窮している女性を対象としきれていないことなど、家庭を巡る課題という現代的ニーズに対応しきれているのかについては注意深い検討が必要だと考えられる。文部科学省が実施している『社会教育調査』では、公民館で行われる“家庭教育・家庭生活”に関する講座の数は年々伸び続けており、家庭教育への社会的なニーズが高まっていることから、家族の今日的状況に対して女性がどのような課題に直面し何を解決することが求められているのかを具体化していく必要がある。

このような課題意識のもと、本稿では、家族の置かれている理論的・実証的な位置を整理し、家族の今日的状況を踏まえ、社会教育において家庭教育の支援を行う際にはどのようなアプローチをとるべきかを検討していきたい。本稿の構成は以下の通りである。2では、家族の個人化や解体といった状況を、理論的側面から検討してきたフェミニズム研究やジェンダー研究、倫理学研究、政治学研究などの知見を整理する。3では、家族の変動と家族を取り巻く地域コミュニティの変動を実証的側面から明らかにしてきた、ネットワーク研究、社会関係資本研究の知見を整理する。

4では、それぞれのアプローチの知見を整理した上で、従来の社会教育のスキームが、家族の今日的状況や課題に対応しているのか、対応していない場合にはどのようなアプローチが有効となるのか、について考察を行う。

## 2 フェミニズム研究における“家族”の位置

### 2.1 “家族”を巡る問題提起

フェミニズム研究、ジェンダー研究など、“女性”の当事者性に焦点を当て、男性との非対称な関係の改善を志向する論考において、家族は批判的に捉えられてきた。これらの研究では、公／私区分が根本的に解決すべき課題とされてきた<sup>9</sup>。例えば水田珠枝が“自由・平等・独立を原則とする市民社会が…性差別によって維持されている<sup>10</sup>”と指摘するように、フェミニズムが課題視するのは国家を公、市民社会を私と等値する二分法である。フェミニズムは平等、自由とされる市民社会の内部にもう一つの公／私区分、つまり“市民社会”を“公”とし、“家族”を“私”とする区分が存在することを明らかにし<sup>11</sup>、その区分が課題を含んでいると批判する。フェミニストによって提起される公／私を巡る課題は以下のように集約できる。まず、家族は市場によって自立できない依存的な存在のセーフティ・ネットとして期待され、“依存の私事化”に帰結することである<sup>12</sup>。これによって、生存や生活の基本にかかわる家事・育児・介護などの“日常生活の支援”や人間関係的な行為が、女性の“家庭内の経験”、あるいは“女性の天性”、“母性”とみなされ、教育や訓練、また資源の配分や投入を節約しうるものとされてきた<sup>13</sup>。また、そのような支援は愛の行為として家族成員に義務付けられたことである。育児、家事、介護などの日常的な経験を“ケア”という視点から分析する必要を喚起したヒラリー・グラハムは、“ケアは愛の労働として経験される”というテーゼを提示した。彼女は、ケアは家族や周囲の他者への愛や自己のアイデンティティの基盤として経験されると同時に、愛が終わっても続けなければならない物質的労働でもあると指摘する<sup>14</sup>。また、介護という点からケアを論じるクレア・アンガソンは、ケアには“配慮 (caring about)”と“世話 (caring for)”が含まれているという<sup>15</sup>。配慮は自発的な愛情から生じるものであり時間を必要と

しないが、相手のニーズにこたえようと相手を世話することは、義務感や規範から生じるものであり、時間を消費する労働である。このように、ケアは愛情や達成感などポジティブに経験される側面があると同時に、義務や負担としてネガティブなものとして経験されるという両側面を有している。

このように、ケアはそれが行われる状況や行う人によって文脈依存的であるにもかかわらず、ケアが家族内に担われる際にはケアのネガティブな側面は捨象され、“ケアは本質的に愛情の行為である”、“ケアの経験は人の生に意味を与える”というポジティブな側面にのみ注視する本質主義的・規範的な説明が与えられ、市民社会を完全に自由な領域として捉える論者は、ケアが場合によっては抑圧的になる点を看過してきたことが課題視される<sup>16</sup>。

この課題を解決するためにフェミニズムによって採られた方法は、2つである。1つ目は、介護、介助、育児といった贈与行為をケア労働、家事労働というように労働として可視化し<sup>17</sup>、家族成員以外によって担われる有償労働とすることで家族領域からケアを引き離すことである。2つ目は、ケア労働への政治的再分配を求めることである。政治的再分配とは、市場において、“(1) ケアが女の仕事と考えられており、(2) しかも女なら誰でもできる非熟練労働だと考えられており、(3) さらに供給源が無尽蔵だと考えられている、という三つの前提<sup>18</sup>”から、ケアの値段が他の労働に比べて安いという状況に対し、国家が財の再配分を行うことを求めるものである。

以上のように、女性の社会的地位の改善を目的とするフェミニズム研究やジェンダー研究においては、家族という単位ではなく、個人の経済的自立を確立することで、政治的なジェンダーの平等を達成しようとしてきたといえる。

### 2.2 新たな親密圏の構想

しかし、このように家内行為としてのケアを、有償化し市場に担わせるという方法に対し、その限界があることも指摘されるようになる。例えば、立岩真也が、“この社会 (市場経済の社会) において生じる差異は…身体的能力 (労働力商品としての価値) の差異に対応し、どうしても生じてしまう。それを市場の内部で解消しようとしてもそこには限界があり、うまくいかない<sup>19</sup>”と述べるよ

うに、子ども、要介護者、障害者といった存在を勘案すると、市場の内部でのみ問題解決を図ることは不可能であることが指摘される。

立岩と同様、竹村和子も自らの論を“フェミニズムの新展開”と称しつつ<sup>20</sup>、“新たな親密圏”の必要を提示する。新たな親密圏とは、依存／ケアという非対称な関係をもつ領域である。竹村は、フェミニズムは個人の自立を促すリベラリズムを志向してきたが、その限界を指摘する。他にも、金井淑子は、“フェミニズムは家族の解体や性差の無化を志向してきた”と指摘し、“近代家族の終焉”を「家族の無家族化」に委ねておくのではなく、障害者／健常者、働ける人／働けない人、産む女性／産まない女性／産めない女性といった形で不断に持ち込まれる線引きによる分断や対立を越えつつ、共生の作法を見出すことが必要だ”と指摘する<sup>21</sup>。他にも、シェアハウジングやゲイ・レズビアンカップルなど、コミュニティが多元化していることにヒントを得て、血縁とも性的関係とも重ならないメンバーから成るケアを基礎とした生活単位を構想する論もある<sup>22</sup>。

このような親密圏の構想は、フェミニズム研究やジェンダー研究で志向されてきたような個人の経済的な自立とは逆のベクトルを持つものだと考えることができる<sup>23</sup>。例えば、ケアを受ける当事者の立場について、井上達夫は、ケアされるという経験には、自己否定感が伴われ、とりわけ自立を強調する近代社会のリベラリズム的な個人観のもとでは、依存的な存在になることはすなわち自己決定権を失うことを意味していると指摘し<sup>24</sup>、“弱さ”や関係性の非対称さを前提にした“相互性に基づいた自立”像を模索している<sup>25</sup>。このように不可避に非対称な関係を含みこんでしまう空間、言い換えれば“親密な空間を脱家族化し、家族に代わる「新たな共同性」を構築する<sup>26</sup>”必要が指摘されている。

このような“新たな親密圏<sup>27</sup>”の構想は、実際、社会政策の方向性にも顕著である。田村哲樹は、政策に関する言説を、“社会的投資”言説、“ケアの再配分”言説、“ケアの絆”言説の3つに分類し、その特徴を、“社会的投資”言説と“ケアの再配分”言説が、その目的を労働市場と家族領域における男女の平等な機会の促進に置くのに対し、“ケアの絆”言説の核心は、異性愛夫婦に典型的な性的な関係で結びついた人々に限られない、ゲイ・レズビアンカップルなどの多様な関係に見ら

れるような、ケアを担う／ケアを与えられるという関係で結びついた人々を単位として社会保障政策を考える点にあると論じる<sup>28</sup>。そして“社会的投資”言説と“ケアの再配分”言説に比して、“ケアの絆”言説が、ジェンダー平等とはアンビバレントな関係にあることを強調する。彼は“ケアの絆”言説登場の背景には、(1)男女が平等にケアを分担する“平等主義”的な家族は、きわめて限定的な規模でしか実現していないこと、(2)“性的な絆”を基礎とした発想では、現実には増加しているシングルマザー一家族に対応できないばかりか、しばしばそのような家族を“逸脱”した非難されるべき存在に貶めてしまうこと、(3)異性愛夫婦を含む“性的な絆”に基づいた家族においては、不可避的に“ケアの私事化”および女性の主たるケア提供者化が生じてしまう、という3つの理由があるという<sup>29</sup>。田村は、“ケアの絆”言説では、それ以外の言説に比して、男性がケアを担うことが不可欠の要素と見られておらず、男性への期待よりも女性や子どもたちが生きのびることへの期待が強く顕れていると指摘する<sup>30</sup>。

上野千鶴子も、“ケアの絆”言説の基礎には、男女に割り振られた労働／ケアの非対称性は基本的なところで変化しないかもしれないが、それでも女性が“生き延びる”ことが大事であるという、ある種の“リアリズム”があるという<sup>31</sup>。

このようにフェミニズム研究やジェンダー研究が解決を目指してきたジェンダーの平等は、(女性の)経済的自立と密接に関係しているものの、実際の文脈によっては両立することが困難な場合や、ジェンダー平等とは逆のベクトルに作用する効果をもたらす可能性も否定できない<sup>32</sup>。これらを踏まえると、ジェンダー平等の成否は、文脈に応じて、ケアを媒介とした関係を基点として検討されることが求められているといえる。

### 3 ネットワーク研究における“家族”の位置

#### 3.1 家族・コミュニティの変容

近年、実際の文脈の中でケアを媒介とした平等な関係を体現する方途として家族、市場、国家以外の第4のアクターとしての市民社会セクターが着目されている。ここでいう市民社会セクターは、論者によって例えば、“協”領域、あるいは“共同”、“自発的な行為の領域”と呼称され、具体的にはNPO、地域社会、民間企業などのアクターを指す

33. 例えば田村哲樹は、フェミニズムに対して、2節で整理してきたような政治的な課題の解決を国家や政府に期待するのではなく、“マイクロレベルにおける「日常的な政治」の次元に求めるべきだとする<sup>34</sup>。田村は“(筆者注：フェミニズムがいうように)確かに「個人的なことは政治的である」が、その場合の「政治的」には、「個人的」と見なされてきた問題への集会的対応という契機が含まれるべきなのである。そして、その場合の「集会的」対応は国家・政府という「公的領域」の諸制度によるそれに限定されない<sup>35</sup>”と述べて、マイクロ・ポリティクスへの注目を促し、その中でジェンダー平等とケアを巡るジレンマが自律的に解決される可能性があることを指摘する。

田村のような指摘は、フェミニズムやジェンダー研究に特有のものでなく、近代市民社会論においても共通するものである。例えば関良徳は、財を巡る闘争や、社会的イデオロギーをめぐる闘争を国家権力が解決すると考えてきた従来のスキームに対し、むしろ他者との日常的な関係性の中で生じるミクロな権力関係の中でこそ解決可能なものである、という視点を提示している<sup>36</sup>。

このようなマイクロ・ポリティクスの実態に着目した実証研究では、家族と市民社会セクターの境界が曖昧化していることが指摘されている。例えば、家族を個人のネットワークとして捉えるパーソナル・ネットワーク／サポート・ネットワーク研究は、“もはや家族生活が家族を一単位として実践されているのではなく、家族を構成する個人々々を単位とした個々の選択の集合であることに注目し…家族を「関係の束(ネットワーク)」と捉える。これによって、家族の現代的特性である“家族の個人化”論に依拠した視点が有効となった<sup>37</sup>。ネットワーク論的アプローチからすると、“家族の個人化”は“アイデンティティ構造の多元化とそれに対応したネットワーク構造の多元化によってもたらされる(伝統的)家族役割規範からの個人の自立性の増大<sup>38</sup>”と解釈することができる。パーソナル・ネットワーク論は、個人々々がどのように選択的にネットワークとして家族を形成するのかという“ネットワーク形成の「契機」”や、家族が他のコミュニティや地域社会のネットワークの中にどのように埋め込まれているのかという、“ネットワークの「文脈」”の解明を行う方法である<sup>39</sup>。

パーソナル・ネットワーク研究は、①親、兄弟、

親戚、友人といった関係性別、距離別にネットワークの規模を測定し、居住地の都市度や出身地によって形成されるネットワークの性質を明らかにしようとするものや<sup>40</sup>、関係性の深い人物の属性、間柄、サポート機能などのネットワーク構造を把握する研究に類別できる。また、パーソナル・ネットワーク同様、サポート・ネットワーク研究も個人を中心としたネットワークの解明を目的とするものの、世帯内で行う家事や育児を直接あるいは間接的にサポートする世帯外のネットワークの構造やそのようなサポートを得やすいネットワークの性質を明らかにするものである。この他にも、エゴセントリックネットワーク研究など、それが出てきた文脈において呼称は様々であるが、人間のネットワークで、特定の一個人とつながった人たちの間のネットワークに着目する研究がある<sup>41</sup>。

これらの研究によって、家事や育児など、従来は世帯内で充足されてきたケア行為が、必ずしも世帯という居住空間の中に必ずしも閉じられていないことや、家族成員の属性によって同居する家族に求めるケア行為が異なることが明らかになり、家族の境界が曖昧化していることが明らかにされてきた。具体的には、男性が情緒的絆を家族成員に求めるのに対し、女性は家族成員以外の友人・知人に情緒的絆を求めることが明らかにされている<sup>42</sup>。また、特に都市部を中心として育児が、親族と非親族から構成された世帯外ネットワークを有している方が育児に対する情緒的サポートと情報・手段的サポートを受け、母親が抱える問題が軽減される。他にも、具体的には、親、兄弟、親戚、友人といった関係性別、距離別にネットワークの規模を測定する研究では、都市度が高い程、親しい友人数が多く、空間的な距離も大きい傾向があることが明示されてきた<sup>43</sup>。

上述のような研究から、そもそも集団や居住地区がつねにリジッドな一体性を示すという考えは「神話」に過ぎず<sup>44</sup>、それらが「強い集団性をもつ」のは一時的なものであることを明らかにされたことに加え<sup>45</sup>、居住地区や血縁に留まらず多様な団体がネットワーク化され、それらは常に変動していることが明確となった<sup>46</sup>。

### 3.2 社会関係資本への注目

このように、(1) その成員の地理的・空間的配置の拡散が大きく、そもそも何が“家族”で何が

そうでないかが曖昧化しており、家族の集団性を自明と出来なくなっていること、(2)これに伴い、従来、世帯内で充足すると思われてきたニーズを世帯外で充足するようになってきたこと、を踏まえると、個々人が個別に形成するネットワークというマイクロ・ポリティクスに注目し、フェミニズムやジェンダー研究が提起してきた課題や批判の成否を検討することが求められる。その際、社会関係資本という視点を採用することが有効となると考えられる。社会関係資本は、何を“資本”と見なすかという焦点の当て方によって多義的である。また研究対象も、マクロなものかマイクロなものまで広く設定可能である<sup>47</sup>。社会関係資本を国、コミュニティなど社会に帰属するマクロなものとして捉える論者としてはパットナムが嚆矢であり、“社会的ネットワークの構築の努力を通して獲得され、個人や集団にリターン、ベネフィットをもたらすような創発的な関係資産”と定義される<sup>48</sup>。

一方、社会関係資本を個人に属するマイクロなものとして着目するものとしては、ブルデューが、“ソーシャル・キャピタルは、多少とも制度化された関係の永続的ネットワーク、お互いに知り合いであり認め合うネットワーク関係の所有、つまりあるグループのメンバーであることと関係する、現実および潜在的なリソースの集合である。これはおのおののメンバーに集合的に所有された資本、多様な意味を持つ信用を付与する一種の信任状にあたるものを提供するものである<sup>49</sup>”と定義する。またナン・リンは、互酬性や信頼は社会関係資本に該当しないと述べている<sup>50</sup>、ネットワーク、互酬性、信頼に心的外性を付加するものもある<sup>51</sup>。

ここで留意しておきたいのは、社会関係資本とは“社会的ネットワークに埋め込まれた資源”であり、社会的ネットワークそれ自体が社会関係資本ではないということである<sup>52</sup>。社会的ネットワークは社会関係資本の大事な外生的条件として捉えられているが、社会的ネットワークの様々な特徴（例えばネットワークの密度・希薄さ、紐帯の強さ・弱さなど）は、その個人がネットワークか螺旋まじい資源が得られるかどうかを決める為の条件でしかない。従って個人の置かれた状況や求める資本によって、ネットワークが資本となるかどうかは異なる。

一方で、ネットワーク研究は以下のような欠点も有している。これまでの研究では、既成のネットワークが分析対象とされ、それが形成・変容す

る過程が明らかにされてこなかった。従って、性別や、居住地域、年齢、年収、家族形態、職業形態、学歴などがネットワークの形成を制限する変数であることは明らかにされつつも<sup>53</sup>、いかなる経緯で各人が所有するネットワークに差異がなぜ生じたのか、資本の差をどのように埋めることが出来るのか、については検討されてこなかった。例えば、ネットワークが資本となる際の1つの要件であった互酬性に関して、互酬性の形成過程では、平等・不平等な関係であることがあり得る。互酬性については直接互酬と間接互酬があり、前者は、報酬を得た相手に対してそれを返す関係であり、後者は報酬を得た相手ではなく他の相手に返すことで、報酬を得た相手にも間接的に利益が与えられるという関係である<sup>54</sup>。後者の例としては、育児や介護が挙げられる。特にこのような世代間関係を例にとれば、子どものケアや高齢者のケアは、互酬性を前提に行われず、仮にあるとしてもその互酬性の均衡が成り立つ時間は長期的であり、均衡が予期されていない。ここで想定されているのは限定的な互酬性（ケアを与えた相手からお返しを受け取る）のではなく、一般的な互酬性（ケアを受け取った相手とは別の対象にケアを与える）という解放的な循環である<sup>55</sup>。このように、互酬性が生じる文脈によっては、贈与の連鎖が続くことによって、不平等な立場に置かれる人が存在する可能性は否定できず、また互酬性が成立するまでの期間に不平等な関係が形成されることも考えられる。

#### 4 本研究で得られた知見と今後の課題： 社会教育研究における“家族”の位置

これまでの議論を整理すると、従来の社会教育研究では、家族の変化が十分に射程に入れられていない可能性があったこと、家族を取り巻く周囲の関係性の変化を可視化したり、家族を巡る課題解決の成否を測ることが難しいという問題があった（1節）。

フェミニズムを中心とした家族への本稿ではまず、フェミニズムを中心とした家族への批判を、ケアを巡る非対称な関係性という点から整理した。特にここで問題になるのが“ケア”の担い手が家族内に閉じられていたことであり、それを市場化することでジェンダー平等が志向されてきた。しかし近年、“依存的な存在”や“ケアを必要とする

存在”が着目され、社会的に不利な状況の者が“生き延びる”ことを目標に据えた“新たな親密圏”が構想されるようになり、ケアを媒介とした関係を基点としてジェンダー平等を体現していくことが求められるようになってきた（2節）。

実際に、家族と家族を取り巻く実態に目を向けると、家族とそれ以外の領域が曖昧化していること、家族と言っても成員によって求める資本が多様化し、その提供者も多様化したことから、家族という領域を前提しない研究視角が必要とされるようになってきた。この点で、参照すべき研究は、社会的なネットワークに注目した社会関係資本論や、ネットワーク研究であった。これらの議論は、関係性を一種の資本や資産と捉えることで、そこに埋め込まれた価値（規範や信頼、ソーシャル・サポート）を明らかにしようとするものである。ただし、ネットワークという資産は社会に平等に配置していないこと、ネットワークが形成される過程が不明確であること、という問題も抱えていた。従って、総体として、対等・平等に見える関係性であっても、実際にその成立の過程や、個々の関係性においては不平等であるということもあり得る（3節）。

このようなマイクロ・ポリティクスへの注目は社会教育研究に最も欠けている視点ではないかと考えられる。実際、近年、社会教育の効果を社会関係資本の構築に見出そうとする研究が散見されるようになっており<sup>56</sup>、これまでのような学習課題や、属性に注目した議論では捉えることができなかった、インフォーマルな関係性を構築する学習の効果を実証的に捉える必要性が提起されている点は注目に値する。実際に、幾つかの研究を見ると、学校、公民館や図書館などの社会教育施設を拠点としたフォーマルな学習機会だけでなく、趣味サークルやボランティア活動団体といったインフォーマルな関係性が有効となるという知見が示されている<sup>57</sup>。これらの研究では、家族を含む親密圏について検討の対象となっていないが、このような動向は本稿で課題意識と類似した傾向を持つものである。

このように本稿は、フェミニズム研究、ジェンダー研究と社会関係資本論、ネットワーク論を接合することで、社会教育研究に対して、以下の3点の示唆を得た。第1に、社会教育学研究が採用してきた“主体形成”としての学習は、ケアの性質や、その担い手に留意したものではなく、今後、

依存と自立を巡る新たなスキームを提示していくことが必要である。特に、既述したような「社会的に不利なものが生き延びるか」それとも「ジェンダー平等」か、というフェミニズムのジレンマに留意しつつ、女性の内部に階層、既婚・未婚などの様々な変数を加えて考察していくことが求められよう。

第2に、そのような依存と自立を巡る課題は、日常的なレベルでのマイクロ・ポリティクスの中で解決される可能性があることである。その際、社会関係資本という点からアプローチを行うことで、地域や個人のネットワークの固有の論理を捉えつつ、そのネットワークが課題解決をどのように実現できているのかを問うことが可能となる。

第3に、社会教育学研究においては、学習を通じて一人一人の日常的なレベルでの問題解決が志向されてきたが、しかし、そこでの学習論は個人の変化を促すものに留まっており、個人が置かれている家族やコミュニティそのものの状況や変化を考慮してこなかった。3章で述べたように、人は同時に様々なネットワークに所属しており、“女性”という単一の主体（アイデンティティ）の不平等が解決されることは充分ではないと考えられる。

本稿では紙幅の関係上、十分に検討が出来なかったが、これら3つの点に関わって、今後、参考となると考えられるのは、政治学の中で展開されてきた差異やアイデンティティに関する議論である。ギブソン松井佳子によると、“アイデンティティ・ポリティクス”とは、人種差別や性差別などの例に見られるように、抑圧を受けてきた集団アイデンティティに属する人々が、異議申し立てを試みるために帰属集団アイデンティティの承認／認知を主張する政治である<sup>58</sup>。松井は、“主体”を“自律した内省的自我をもつ統一的存在”として捉えるのではなく、“ジェンダー、エスニシティ、セクシュアリティ、宗教、年齢、人種”など“様々な関係性が交差する結節点として”捉える必要を提示する。そして、アイデンティティは常に“諸々の差異との不安定な関係に依拠”しており、“決して安定した実体”ではなく、“常に自己の中の他者に遭遇しつづけ…自己差異化を常に自覚する”ような“アイデンティフィケーション・プロセス”であるという<sup>59</sup>。

このように、アイデンティティとは、周囲との関係の中から不断に更新される1つのプロセスで

あり、社会教育研究で中心的に議論されてきた主体形成を進めるためには、家族やコミュニティとの関係性の中で更新され続ける“アイデンティティフィケーション・プロセス”に着目していくことが必要になる、と言える。これらを踏まえ、 “意識化”の方法として提示されてきた“学習”を、ある特定の属性に基づく固定的なものではなく、流動的で多面的な構成員の中で捉えるようなアプローチへと転換させることが必要となると考えられる。このように、個々人の求める資本や置かれた状況が異なるため、それぞれの文脈に沿った学習や関係づくりの具体的な手だてを論じていくことが求められる。

以上を考慮すると、今後、家族を巡る社会教育研究としてのアプローチとして、以下の3点を挙げることができる。今後、まず、地域の様々なコミュニティを対象とし、それぞれの成立経緯や成立過程を迫ること、次に、同じコミュニティに属している人でもそこから得られる資本が異なる場合、それがどのように起因するのかという属性の調査だけでなく、それがコミュニティ全体に対してどのような影響を与えているのかを明らかにすること、最後に、間接互酬に基づいた関係性に着目し、それがどのような論理で成立しているのかを明らかにすることが必要である。これらの作業を通じて、日常的に形成される人間関係を通じてニーズを充たすような世帯内・世帯外ネットワークの形成を促すものとして社会教育の役割を実証的に提示することが出来よう。

## 注

1 例えば、日本社会教育学会編『学校・家庭・地域の連携と社会教育（日本の社会教育 第55集）』東洋館出版社,2011.

2 例えば、村田和子“「家庭・学校・地域の連携」支援：和歌山大学の取り組み”＜日本社会教育学会編『学校・家庭・地域の連携と社会教育（日本の社会教育 第55集）』東洋館出版社,2011＞pp.103-116、吉岡亜希子“父親の主体形成：稚内市における地域子育て協同実践を事例として”『日本社会教育学会紀要』vol.47,2011,pp.61-71.

3 荻野亮吾“ボランティア活動を巡る教育法体系の改編の動向と問題”＜日本社会教育学会編『教育法体系の改編と社会教育・生涯学習（日本の社会教育 第54集）』東洋館出版社,2010＞pp.176-188.

4 荻野亮吾“学校・家庭・地域の連携・協力における推進担当者の役割に関する考察”『生涯学習・社会教育研究』vol.32,2007,pp.24.

5 女性問題学習登場の経緯や、家族が女性の学習課題として組織化されてきた過程については、村田晶子『女性問題学習の研究』未来社,2006に詳しい。

6 伊藤雅子『女性問題学習の視点：国立市公民館の実践から』未来社,1993,p.2.

7 このような学習に関する研究として、廣森直子“女性労働問題学習ネットワークの可能性：労働権にかかわる学習を事例として”＜日本社会教育学会編『ジェンダーと社会教育（日本の社会教育第45集）』東洋館出版社,2001＞pp.176-188、渡邊洋子“『ジェンダー視点』を共有する地域ネットワークの可能性と課題：『ジェンダーネット新潟』を手がかりとして”＜日本社会教育学会編『ジェンダーと社会教育（日本の社会教育第45集）』東洋館出版社,2001＞pp.189-203などがある。

8 中藤洋子『女性問題と社会教育：ジェンダー視点に立つ成人の教育・学習論への試み』ドメス出版,2005.

9 Landes, Joan B. “Introduction” in Joan B. Landes .ed. *Feminism, the Public and the Private*, Oxford University Press,1998.

10 水田珠枝『女性解放思想の歩み』岩波新書,1973,pp.44,52.

11 このような研究として、衛藤幹子“ジェンダーの政治学：シティズンシップの構想とエージェンシー（上）”『法学志林』vol.100,no.3,2003,同著“ジェンダーの政治学：シティズンシップの構想とエージェンシー（下）”『法学志林』vol.101,no.3,2004、斎藤純一“依存する他者へのケアをめぐる：非対称性における自由と責任”日本政治学会編『「性」と政治（年報政治学 2003）』岩波書店,2003、岡野八代“フェミニズムにおける公共性「問題」”『立命館法学』vol.316,2008がある。

12 Fineman,Martha A.『家族 積みすぎた方舟：ポスト平等主義のフェミニズム法理論』[*The Neutered Mother; the Sexual family and other Twentieth Century Tragedies*, Taylor and Francis Books Inc.,1995,]上野千鶴子監訳、穂田信子、速水葉子訳、岩波書店,2009.

13 久場嬉子『介護・家事労働者の国際移動：エスニシティ・ジェンダー・ケア労働の交差』日本評論社,2007,p.161.

14 Graham,Hiraly.“Caring a Labour of Love”in Finch, J. and Groves,D. eds. *A Labour of Love:Women,Work,and Caring*,Routledge, 1983.

15 Ungerson ,Clare. “Why Do Women Care?” in Finch,J.and Groves,D. eds. *A Labour of Love:Women,Work,and Caring*,Routledge, 1983.

16 上野千鶴子『ケアの社会学：当事者主権の福祉社会へ』太田出版,2011,pp.44-58.

17 山根純佳“ケアの倫理”と“ケア労働”：ギリガンもうひとつの声”が語らなかつたこと”『ソシオロギス』No.25, 2009,pp.1-18.

18 上野千鶴子『ケアの社会学：当事者主権の福祉社会へ』op.cit.,pp.158.

19 立岩真也・齊藤拓『ベーシックインカム：分配する最小国家の可能性』青土社,2010,p.25.

20 竹村和子“フェミニズムの思想を稼働しつづけるも



の” <辻村みよ子編『ジェンダーの基礎理論と法』東北大学出版会,2007>pp.247-266.

21 三品(金井) 淑子 “新たな親密圏と女性の身体の居場所” <川本隆史編『共に生きる』岩波書店,1998> p.88.

22 牟田和恵『ジェンダー家族を超えて：近代の生/性の政治とフェミニズム』新曜社,2006,同著 “ジェンダー家族のポリティクス：家族と性愛の「男女平等」主義を疑う” <牟田和恵編『家族を超える社会学』新曜社,2009>,同著, “ジェンダー家族と生・性・生殖の自由” <岡野八代編『自由への問い⑦ 家族』岩波書店,2010>.

23 金井淑子はこのような “新たな親密圏の構想” が、とすれば家族からの解放を志向してきた女性学研究においてそれらを回帰させるものとしてバックラッシュとして捉えられる傾向があることを指摘している。詳しくは、三品(金井) 淑子 “新たな親密圏と女性の身体の居場所” *op.cit.*, pp.69-78.

24 井上達夫『自由論』岩波書店, 2008, p.89.

25 立岩真也『弱くある自由へ：自己決定・介護・生死の技術』青土社,2000. 立岩真也『差異と平等：障害とケア/有償と無償』青土社,2012.

26 岡野八代編『家族：新しい “親密圏” を求めて』岩波書店, 2010.

27 齊藤純一 “親密圏と安全の政治” <齊藤純一編『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版, 2003> pp.211-233. 渋谷望 “排除空間の生政治：親密圏の危機の政治化のために” <齊藤純一編,『親密圏のポリティクス』 *op.cit.*> pp.107-129.

28 田村哲樹 “労働/ケアの再編と「政治」の位置” 仁平典宏・山下順子編『労働再審⑤ ケア・協働・アンペイドワーク』昭和堂,2009,pp.192-203

29 *Ibid.*, p.201.

30 *Ibid.*, pp.202-203.

31 上野千鶴子 “解説：積みすぎた方舟” Fineman, Martha A. [ *The Neutered Mother; The Sexual Family and Other Twentieth Century Tragedies*, Routledge,1995] 上野千鶴子監訳, 速水葉子, 穂田信子訳『家族, 積みすぎた方舟-ポスト平等主義のフェミニズム法理論』学陽書房, 2003.

32 田村哲樹も “(引用者注：ケアを巡る言説のあいだには) 「平等」と「生きのびること」のどちらがフェミニズムの目標なのかという根本問題が横たわっている” と指摘している。田村哲樹 “労働/ケアの再編と「政治」の位置” *op.cit.*, pp.217.

33 上野千鶴子『ケアの社会学：当事者主権の福祉社会へ』 *op.cit.*, pp. 218-226.

34 田村哲樹 “労働/ケアの再編と「政治」の位置” *op.cit.*, pp.191-220.

35 田村哲樹『政治理論とフェミニズムの間』昭和堂,2009,pp.174-175.

36 関良徳『フーコーの権力論と自由論：その政治哲学的構成』勁草書房,2001.

37 日黒依子『個人化する家族』勁草書房,1987,p.80.

38 野沢慎司 “ネットワーク論的アプローチ：家族社会

学のパラダイム転換再考” 野々山久也・清水浩昭編『家族社会学の分析視角』ミネルヴァ書房,2001,p.288.

39 森岡清志編『地域の社会学』有斐閣アルマ,2008,pp.84-85.

40 大谷信介『現代都市住民のパーソナル・ネットワーク』ミネルヴァ書房,1995, 松本康編『増殖するネットワーク』勁草書房,1995, 森岡清志編『都市社会のパーソナルネットワーク』東京大学出版会,2000.

41 M.E.J.Newman. “Ego-centered networks and the ripple effect-or-Why all your friends are wired,” *Social Network*, vol.25, 2003, pp.83-95.及び S,Wasserman and K.Faust. *Social Network Analysis*, Cambridge University Press, 1994.

42 稲葉昭英 “結婚とディストレス” 『社会学評論』 vol.53,no.2,2002,pp.214-229.

43 矢部拓也 “パーソナルネットワーク構造化の都市間比較” <安河内恵子編『既婚女性の就業とネットワーク』ミネルヴァ書房,2008> pp.211-229

44 西澤晃彦 “「地域」という神話：都市社会学者は何を見ないのか?” 『社会学評論』 vol.47,no.1,1996,pp.47-62.

45 中村牧子『人の移動と近代化：「日本社会」を読み換える』有信堂,1999.

46 杉万俊夫編『コミュニティのグループ・ダイナミクス』京都大学学術出版会,2006.

47 稲葉陽二 「ソーシャル・キャピタルの計測」 <稲葉陽二編『ソーシャル・キャピタルの潜在力』日本評論社, 2008> pp.24-30.

48 Putnam R. D. 『孤独なボウリング 米国コミュニティの崩壊と再生』 [ *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, Simon & Schuster,2000] 柴内康文訳, 柏書房, 2006.

49 P.ブルデュー社会学研究会編『象徴的支配の社会学：ブルデューの認識と実践』恒星社厚生閣,1999.

50 Lin, N. 『ソーシャル・キャピタル：社会構造と行為の理論』 [ *Social capital: a theory of social structure and action*, Cambridge University Press, 2001] 筒井淳也ほか訳, ミネルヴァ書房, 2008.

51 稲葉陽二編『ソーシャル・キャピタルの潜在力』 *op.cit.*, pp.24-30.

52 Lin, N. “A Network Theory of Social Capital”, in D. Castiglione, Jan van Deth, and G. Wolleb. ed. *Handbook on Social Capital*, Oxford University Press, 2006.

53 安野智子 “JGSS-2003 にみるパーソナル・ネットワークと政治意識” 『JGSS 研究論文集』第4号,2005, pp.153-167. 荻野亮吾 “社会的ネットワークの形成に中間集団が果たす役割：JGSS-2003 を用いた分析” 『日本生涯教育学会年報』第32号, 2011, pp.125-141.

54 Baker, W. “A Dual Model of Reciprocity in Organization: Moral Sentiments and Reputation”, in Cameron, K.S. and Spreitzer, G. M.eds. *The Oxford Handbook of Positive Organizational Scholarship*, Oxford University Press, 2011.

55 上野千鶴子 “ケアされるということ：思想・技法・作法” <上野千鶴子・大熊由紀子・大澤真理・神野直

---

彦・副田義也編『ケアされること』岩波書店, 2008 > p.29.

<sup>56</sup> 例えば, 松田武雄 “社会教育・生涯学習の再編とソーシャル・キャピタル” <松田武雄編『社会教育・生涯学習の再編とソーシャル・キャピタル』大学教育出版, 2012 > pp.2-23, 佐藤智子 “社会関係資本と生涯学習” 立田慶裕, 井上豊久, 岩崎久美子, 金藤ふゆ子, 佐藤智子, 荻野亮吾著『生涯学習の理論：新たなパースペクティブ』福村出版, 2011, pp.203-224.

<sup>57</sup> 例えば, Field, J. 『ソーシャルキャピタルと生涯学習』 [*Social Capital and Lifelong Learning, The Polity Press*, 2005,] 矢野裕俊監訳, 東信堂, 2011, Schuller, T., Preston, J., Hammond, C., Brassett-Grundy, A. and Bynner, J. *The Benefits of Learning: The Impact of Education on Health, Family Life and Social Capital*, Routledge, 2004, 佐藤智子 “社会関係資本に対する成人学習機会の効果：教育は社会的ネットワークを促進するか？” 『日本社会教育学会紀要』 No.47, 2011, pp.31-40.

<sup>58</sup> ギブソン松井佳子 “〈政治的なるもの〉とポストモダニズム：正義論における平等／差異のアポリア” <仲正昌樹編『共同体と正義（叢書・アレタイア 5）』御茶の水書房, 2004 > pp.93.

<sup>59</sup> *Ibid.*, pp.91-92.

# **The Position of the Family in Lifelong Learning and Adult Education: From the Viewpoint of the Network Approach**

Yuka NAKAMURA<sup>†</sup>

<sup>†</sup>Graduate School of Education, the University of Tokyo

The aim of this article is to examine how the family is understood in the fields of women's studies, gender studies, regional and community studies, and network studies, and what implications this has for the role of lifelong learning and adult education. The family has been criticized in women's studies and gender studies from the point of view of gender inequality, and the commodification of care work such as housework and childcare has been proposed as a way of realizing gender equality. On the other hand, more recently, the assertion that care-based relationships are necessary has also been made in these fields. In regional and community studies and network studies, it has been pointed out that the collective nature of the family can no longer be assumed, because many needs that used to be satisfied within the family are now satisfied outside the family, and family members are spread out geographically. This previous research suggests that lifelong learning and adult education should aim not only to impart knowledge, but also to foster the creation of social networks both inside and outside the family.

Keywords: family, social capital, network, care

# 植民地期における台湾知識人の教育に関する主張とその活動

—1920 年代の民族雑誌記事を中心に—

山口香苗<sup>†</sup>

<sup>†</sup> 東京大学大学院教育学研究科博士課程

本稿は、台湾の日本植民地時代（1895～1945）のなかでも特に 1920 年代に活躍した台湾知識人たちの教育に関する要求内容を、当時彼らによって発行されていた民族雑誌記事から明らかにするものである。従来から台湾知識人たちによる政治的な問題に関する主張や行動が注目されており、これらは日本の植民地支配に抵抗した証として民族主義的な視点から高く評価されてきた。しかし、彼らが政治に加えて、極めて教育を重視していたことはほとんど知られていない。雑誌記事の検討によって、台湾知識人たちは日本の支配に抵抗することよりも、台湾を文明国へと導くことを第一の目的としており、そのために日本人と同等水準の教育を求め、講習会や講演会を行うなどして台湾民衆に対し近代的知識の普及・向上を行っていたことが明らかとなった。

キーワード：台湾知識人，知識の普及・向上，啓蒙

## 目次

### 1 はじめに

### 2 1920 年代の社会背景

- 2.1 民族運動の勃発
- 2.2 内地延長主義と教育政策の転換

### 3 知識人の教育に関する主張

- 3.1 学校教育に関する要望
  - 3.1.1 公学校の低就学率と義務教育の要求
  - 3.1.2 中学校の不足と私立学校設立の提唱
  - 3.1.3 漢文科復活の要望
- 3.2 社会教育に関する要望
  - 3.2.1 王敏川の社会教育論
  - 3.2.2 平民教育の提唱

### 4 知識人による教育実践とその衰退

- 4.1 講演会、講習会の開催

### 4.2 講演会、講習会の取締まり

## 5 おわりに

### 1 はじめに

台湾は 1895 年、日清戦争の結果締結された下関条約によって清朝から日本に割譲され、日本が敗戦を迎える 1945 年までの間日本の植民地下におかれた。本論は、植民地時代にあたる 1920 年代の台湾で、民族運動を繰り広げたとされる台湾知識人たちが、その時代台湾の教育に対してどのような考えを抱き、どのような活動を行っていたのか明らかにするものである。ここでいう「台湾知識人」とは、日本の統治が始まってから日本式の教育を受け、日本に留学するなどして近代的教養を身に付けた知識人のことを指しており、清朝時代における地主資産階級の読書人とは異なっている<sup>1</sup>。

1920 年代は、世界的に反帝国主義の思想や民族解放運動が盛り上がりを見せるようになっており、台湾もその影響を受け民族運動が活発になったことで知られている。今まで、民族運動の中心的存在であった知識人たちの思想や活動は多くの研究

でとりあげられ、なかでも彼らの政治思想や政治的活動が注目されてきた<sup>2</sup>。そして、知識人たちの活動は日本の支配に対する民族主義的な抵抗に高い価値を置く従来からの研究視点によって「抗日的」であると評価されてきた。例えば、若林(2001)は、植民地時代の抗日闘争は前期と後期に分けられ、前期は日本領台初期から1915年頃の武装闘争中心の抗日運動を指し、1920年代を中心とする後期の抗日運動は、“知識人を指導者とする組織的、継続的な政治運動、文化運動、社会運動の形態”をとっていることを指摘した。後期抗日運動は“日本帝国主義の敗北後にくる新台湾の建設の事業のために、十分な政治的経験と団結の基礎とを残し得たとはいいがた”<sup>3</sup>とされているが、民族運動としては失敗した<sup>3</sup>としているが、民族運動の結果がどうであれ、台湾知識人が指導者となった運動を「抗日運動」ととらえていることから、台湾人の抗日的な姿を評価しようという視点があることが読み取れる。

しかし、台湾知識人は政治的な抵抗だけをしていただけではない。彼らが残した文書には教育に関する言論が数多くみられ、それらのなかには「抗日」の一言では片付けられない考えや主張が記されている。しかし、教育に関する彼らの思想や活動は従来の研究では注目されておらず、彼らが台湾の教育現状についてどのような思いを抱き、どのような主張をしていたのかは明らかになってこなかった。若林は、1920年代は知識人たちによって、“個性の解放の呼びかけや陋習打破の運動”など、“台湾人の精神文化にかかわることがらの自覚的改革”が開始され、また“請願権や結社権、言論・思想の自由権などの西欧近代の民主主義理念に基づく諸権利”の自覚的行使が行われたことを“自主的近代化の運動”<sup>4</sup>として高く評価しているものの、そこで取り上げているのは政治的な意味合いをもつ活動だけであり、教育思想や活動に関しては言及していない。

よって本論では、台湾知識人たちによって出版された『臺灣青年』、『臺灣』、『臺灣民報』、『臺灣新民報』の4誌に残されている台湾知識人の教育に関する言論に注目する。これらの雑誌は、東京に留学していた台湾人によって、1920年7月にまず『臺灣青年』が刊行され、1922年に『臺灣』へと名称を変えた。その後1923年には、将来日刊新聞の発行を目指し『臺灣民報』と名称を変え、1930年には『臺灣新民報』と名称を変えたもので、日本語と中国語の2言語で書かれている<sup>5</sup>。これら

は、台湾文化の発達を目指して組織し、後に政治運動、民族運動を行うようになったとされる「台湾文化協会(以下、文化協会)」の機関誌としての役割を担っており、知識人が残した資料のなかでは最も影響力のあったものである<sup>6</sup>。

当時、台湾知識人の教育に対する考えはどのようなものであったのか、またどのような教育活動を行っていたのか明らかにし、教育を通して台湾にどのような影響を与えようとしていたのか考察していく。

## 2 1920年代の社会背景

### 2.1 民族運動の勃発

1920年代は世界的にも反帝国主義や民族解放が声高に叫ばれた時代であった。第1次世界大戦(1914~1918)中の1917年にはロシア革命が起こり、世界初の社会主義国家が誕生した。さらに大戦後の1918年には、アメリカのウィルソン大統領が「14カ条の原則」において、帝国主義国内における被抑圧民族の民族自決を提唱し、それはアジアの植民地の民族運動をも刺激することとなった。当時台湾同様日本の植民地下に置かれていた朝鮮では3・1独立運動と呼ばれる巨大な抗日運動がおこっていた。

台湾もこの運動に強い影響を受け、民族解放運動の機運が生まれたとされる。台湾人による民族解放運動は、東京にいる留学生たちによって始められた。当時の日本も大正デモクラシーの風潮下にあり、こうした環境の下、彼らは1920年7月に“自由主義的・民族自決主義的アピールをもった”雑誌『臺灣青年』を発刊し、知識人たちの言論の中心となる場を形成した<sup>7</sup>。台湾の地主階級出身の林献堂は、こうした留学生の活動を支援し日本帝国議会に対して台湾総督の立法権(律令制定権)と台湾予算への協賛権をもつ台湾議会の創設を求める請願<sup>8</sup>の提出などを行った「台湾議会設置運動」と呼ばれる一連の運動を開始し、組織的な政治運動を繰り広げた。

こうした日本での運動は台湾内にいた知識人にも影響を与え、1921年10月「台湾文化ノ発達ヲ助長スル」ことを目的とし台北に文化協会が結成された。文化協会の代表者は台北で医院を開いていた蔣渭水という人物であり、彼は台湾議会設置運動が日本で始まったのを機に創設を企図したと

いう<sup>9</sup>。

文化協会の活動は、“新聞閲覧所の設置、各種講習会の開催、巡廻映画会、巡廻講演会の開催、中国・日本の新聞、雑誌、書籍の取継販売などの文化啓蒙運動を展開、迷信の打破、人権の尊重、人格・個性の尊重、衛生の重要性、民族の自負を説き、台湾総督府のさまざまな妨害に敢然と抗してこれら文化的活動を遂行することにより、植民地大衆の無力感をゆさぶった”とされる<sup>10</sup>。しかし、“台湾官憲と在台日本人の種々の非難や妨害の相互作用の中で半ば自動的に、半ば他動的に反官的諸運動の総機関”となっていた<sup>11</sup>。つまり、当初は文化啓蒙団体として出発したが、総督府をはじめとする支配権力からの抑圧に遭い、政治運動、民族解放運動の指導団体としての性格を帯びていたのであった。

このように、1920年代に台湾知識人たちは文化協会を組織し、自ら編纂した雑誌を刊行するなどして政治的にも教育的にも自覚的な行動を開始したのである。

## 2.2 内地延長主義と教育政策の転換

こうした民族解放運動の高まりを受け、総督府も政策の転換を迫られることとなった。知識人の活動が具体化する以前の1919年10月に、初の文官総督である田健治郎が就任し「内地延長主義」と呼ばれる政策を打ち出していた。

従来、植民地に対する立法は総督に強大な権限が与えられており、帝国議会が行うことではなかった。1896年に“台湾総督は其の管轄の区域内に法律の効力を有する命令を発する”権限があると定められ、この法律によって、帝国議会は総督が台湾において律令（法律の効力を有する命令）を制定することを認め、総督に強大な権限を与えていたのである。この背景には、台湾は“特殊社会たる新附の領土”であり、統治直後は度重なる反乱が起こっていたことを鑑み、日本の法律をそのまま適用しなかったという事情がある。しかし、1921年には従来とは反対に、台湾にも日本の法律を施行することを原則とした「台湾二施行スヘキ法令二関スル法律」が制定され、これにより台湾においても勅令（天皇の命令）を優先するという内容が盛り込まれた。このような政策路線は、日本の法律や制度を植民地の台湾にまで延長して適用させていることから、「内地延長主義」と呼ばれ

ている<sup>12</sup>。この政策によって、一見台湾人にも日本人同様の政治的権利が与えられるようになったように見えたが、実際は従来同様に台湾は「立法上特殊なもの」の地位にとどまっていたと言われる。

こうした内地延長主義政策の下、教育政策も転換がはかられた。1922年、「内台共学」（日本人と台湾人の共学）を標榜した第2次台湾教育令が發布された。この教育令により、従来初等教育機関では台湾人は公学校へ、日本人は小学校へ就学することになっていたが、「国語ヲ常用スル者」は小学校へ、「国語ヲ常用セサル者」は公学校へ進学するように変更され、一部の台湾人にも小学校入学の機会が与えられるようになり、中等以上の教育機関に関しても台湾人と日本人の共学が原則とされた。共学制を許可した背景には、当時日本や中国大陸への留学生が増加しており、そのなかには“世界的思潮情勢の影響を受け、内台人融和に背馳する思想感情が、動もすれば増進せんとする傾向”<sup>13</sup>があったためであり、こうした者の増加を抑制する必要があったからである。

このように、1920年代の台湾知識人の自覚的な活動に対応し、総督府は教育令の制定や共学制の施行などを行った。これは表面上においては教育制度を整えたことになるが、後に知識人たちの主張からわかるように、日本人と台湾人に対する実際の教育格差は埋まっていなかったのである。

## 3 知識人の教育に関する主張

台湾人側からは民族運動が高まりをみせ、総督府側は内地延長主義の採用や共学制の施行などを行って対処した1920年代、台湾知識人たちは台湾の教育に関してどのような要望を抱き、どのような主張を繰り広げていたのか。ここでは民族雑誌4誌にみられる主張内容を、大きく学校教育に対する要望と社会教育に対する要望とに分けて見ていきたい。

### 3.1 学校教育に関する要望

学校教育に関することとして、多くの台湾人児童が通っていた公学校教育に対することと、中学校教育に対することが数多く述べられている。

### 3.1.1 公学校の低就学率と義務教育の要求

公学校教育に関しては極めて多くの記事が載せられているが、そのなかで決まって言及されていることと言えば公学校就学率の低さである。例えば“公学校の教育を設けて以来、30 幾く年となるが、内地児童を教育本位とする小学校児童の百分の 98、9 の就学率と公学校児童の百分の 29 弱の就学率との対照は、実に情けない”<sup>14</sup>というように、日本人児童が多く通う小学校の就学率は極めて高いのに比べて、多くの台湾人児童が通う公学校の就学率は 30 パーセントに満たないことを問題視している。そしてこの問題を、以下のように指摘している。

公学校児童の就学率の低さの原因は学校の収容力が不足しているからであり、決して台湾人の向学心が低いからではないと断言できる。<sup>15</sup>

このように、低就学率を招いているのは台湾人の向学心に原因があるのではなく、学校数に限りがあるからだとし、こうした状況に危機感を感じ、以下のように述べている。

当局（総督府一引用者）の発表によると、男女平均の就学児童は僅か 30 パーセントに過ぎない。その他の 3 分の 2 以上の児童は無学の文盲にならざるを得ず、こうなった者は社会的に不利な立場に立たされる、つまり社会の落後者になってしまうのだ。これは台湾民族興亡の一大問題である。このことに關心のある者のなかには義務教育の実施を主張しない者はいない。しかし当局は教員の不足、経費の不足を理由に 1 年 1 年と先延ばしにし、準備に着手する気配すら見せない。<sup>16</sup>

このように、公学校就学率が低いことは「台湾民族」にとって重大な問題であり、就学率の低さを解消するために義務教育制の施行を要求していたのである。これは、1920 年代初頭に雑誌が発行されてからすぐみられる議論であり、知識人たちの活発な活動が行われるようになった頃から、最も早く注目されていたことである。

如何にすれば臺灣の社会が進歩発達するのであろうか、恐らくは誰でも臺灣の教育の普及

するに由つて始めて得られると答へるであらう。・・・教育普及は臺灣目下の最急の問題である。而して教育を普及するには義務教育制を施行しなければならぬ。義務教育制を施行しないで幾ら教育普及の必要を叫んだ所で何等の効もないのである。”<sup>17</sup>

さらに、義務教育制を敷くにあたって経費をどこから捻出するかということにも触れている。

もし義務教育を実施しようとすれば、教育費は少なくとも現在の 3、4 倍必要である。こうした経費の出所を島民に課すのでは負担が重すぎる。別の所から財源を探さなくてはならない。・・・台湾では台湾予算の財源を砂糖の消費税から徴収しているが、これは日本で消費する消費税として依然本国（日本のこと一引用者）中央の財政に編入されている。この消費税は毎年いくらになるだろうか。殖産局の統計によると、1924 年に日本に移入した砂糖は 7 億 1400 万斤あまりであり、百斤 5 圓の消費税であるから、三千五百万圓に達するほどの巨額になる。もし、この消費税を回収し台湾の予算に編入すれば台湾の歳出入はどれだけ裕福になり、民衆の負担もどれだけ軽減するだろうか。このように教育普及が重要な時である。この消費税を回収し教育費に充てれば余裕ができる。そこで、我々は当局に望む。台湾の収入である砂糖の消費税を回収し義務教育を 1 日も早く実施することを。<sup>18</sup>

さらには、以下のような提案もある。

無駄な役人の歳費、或いは豪華な校舎や役所の建設を禁止し、徹底した費用節約の方法を研究すれば学校数を倍にすることは困難なことではない。並びに中央政府に交渉し教員の俸給を国庫補助から出し、もしくは将来、砂糖消費税や関税を回収し教育の費用とし、又、個人が利益を享受しているような官専売の塩・煙草事業は市街庄の経営にし教育費に充てる。<sup>19</sup>

このように、公学校の低就学率、その原因としての学校数の不足を指摘し、教育を普及するため

に義務教育制の施行が急務であると考えていた。また、それを実現するために経費の出所を研究していたことがうかがえる。

### 3.1.2 中学校の不足と私立学校設立の提唱

公学校の不足に加えて、中学校の不足も深刻な問題であった。1922年の教育令改正によって共学制になったことは先に述べたが、実際は共学制になっても台湾人には中等教育機関への進学は制限されていたといえる。中学校に入学するには小学校を卒業した者と同じ試験を通らなくてはならなかったが、小学校より教育レベルが低い公学校を卒業した台湾人児童が、小学校卒業者と同一の試験を受け、それに合格するのは極めて困難であったからである。

雑誌には中学校進学に関して、以下のような不満が寄せられている。

毎年小学校から吐き出される少年は別として、茲に年々歳々程度の低い公学校教育を率へた多くの本島人の少年少女達が折角の向学心を抱いてゐても、小学校教育を標準とする中等学校の入学試験に落第する非運に泣く少年が決して少なくないことを忘れてはならぬ<sup>20</sup>

矢内原が“中等程度以上の諸学校を全部統一し、内地人（日本人のこと—引用者）本島人（台湾人のこと—引用者）の共学を実施することによりて、台湾の学校系統を全部内地化すると共に、事実上これを内地人のための教育機関に変質せしめたのである”と指摘したように、「日台共学」とは言っても、日本人向けの中学校進学試験を台湾人に課すことによって、台湾人には中学校進学の途が閉ざされていたも同然であったのである<sup>21</sup>。

こうしたこともあり、知識人は試験に淘汰された多くの台湾人児童のために中学校程度の教育を施す私立学校を設立しようと動き出していた。

もともと台湾の私立学校は、日本統治が始まった直後は、日本人やキリスト教宣教師によって建設されたものが多かった。しかし、1898年の「私立学校設置廃止規則（府令第3号）」や、1905年の「私立学校規則（府令第88号）」によって、私立学校の設置と廃止、設置後の取締りに関する事項が規定され<sup>22</sup>、徐々に管理が強められていた。私立学校数は、1918年度の時点で、日本人が設立した10校と、その他外国人が設立したもの9校

の合計19校が存在していた<sup>23</sup>が、進学難によって、1920年代に入ってから私立学校の需要はさらに高まり、以下のように私立学校設立の提唱が行われるようになった。

公学校卒業者は、このように入学難で学校選択の自由もない。州立学校に不合格となった時、同時に教育の落後者にならざるを得ない。島を出て遠くに留学することもできるとはいっても、多くの者にとっては経済的に不可能であるから、島内ではやむを得ず他の私学や補習学校を志願するしかない。・・・しかし、私学は多くないので、結果多数の台湾人子弟は失学してしまうのである。・・・官公立学校は、数が不足しているだけでなく民族的な差別によっても台湾人児童はなかなか入学できない。私学に至っては数が極めて少なく、その欠陥に対する救済も足りない。しかし、官公立学校を増設し台湾人学生を收容するよう総督府当局に要請しても、希望はないようである。従って、台湾人が積極的に私学を設立する以外方法はない。・・・島内有志たちが台湾青年の教育の前途のために、私学設立の振興に奮起することを希望する<sup>24</sup>

近年の中等学校入学難の救済策として、一面では当局に対して学校の増設と多くの学生の收容を要望してきたことは言うまでもない。しかし、もう一面では同胞が目覚め、自分たちの力で教育を行い、私立各種学校を創設することも必要である。こうしてこそ入学難の苦痛を和らげることができるのである。・・・我々は各地の同胞が奮起し、財のある者は財を出し、知恵のあるものは知恵を出し、多くの私立学校創設に協力することを望む<sup>25</sup>

こうした進学難解消という理由の他にも私立学校の設立を提唱する理由があった。1928年に設立された台北帝国大学に入学させる人材を養成するため、また当時日本への留学者が数多くいたため、帰国後、彼らの能力を発揮させる活動場所として私立学校が必要であるとも指摘されている<sup>26</sup>。

このように、公学校同様に中学校の不足が問題視され、中等教育を補うために台湾人の手によって私立学校を設立しようという提唱が数多くな



されていたのである。

### 3.1.3 漢文科復活の要望

1922年の教育令改正時に公学校の漢文科の扱いも変化した。漢文科は随意科となり、学校によっては授業数が削減されるか廃止されるようになった。このことに対しても多くの批判があった。批判する理由として、生活の必要と文化の維持継承を説くものが多くみられる。例えば、生活の必要を述べたものとして以下のような主張が見られる。

臺灣の公学校に於いて漢文教育を授けるは、日常生活より見ても……廃止するどころではなく、却つて大に授けなければならないものである。今日臺灣の商店の記帳は漢文で記してあるではないか。大抵の手紙は漢文で書いたものではないか。実社会の生活の現状が既に漢文を以て其の根底をなしてゐる以上は、漢文教育は必要欠くべからざるは火を見るより明かである。<sup>27</sup>

また、文化の維持継承については以下のような言及がある。

1. 我々東洋文化は漢文を主としており、本島人内地人とかかわらず学習する必要がある。
2. 本島人の事業の多くは漢文を使っており、漢文を学ばなければ仕事が難しい。
3. 中国との貿易、つまり商業交際の関係上、漢文を必ず必要とする。
4. 漢文は台湾人に代々伝わる文化であり、また東洋文化の中心であるため、台湾人である我々は学ぶ必要がある。<sup>28</sup>

このように、実用面や文化の面から見ても漢文はなくてはならないものであり、漢文教育に対する理解や漢文科の授業の復活を求めていた。公学校では漢文が勉強できなくなったため、家庭によっては漢学書房へ通わせたり、家庭教師を雇い漢文学習を続けさせたりするなどの対処を行っていたという<sup>29</sup>。

実用面や文化継承の他に、もう1つ漢文を重要視する理由があった。それは、台湾は日本と中国

とを媒介する役割をもつという使命感からである。例えば、以下のように書かれている。

近年動もすれば漢文を廃する傾向がある。……況や日支両国は隣邦であり、等しく東洋を維持すべき重大責任ある兄弟国である以上は互に歴史を深識熟知し研究する必要がある。今日の立場にある臺灣人は日支親善の媒介と云ふ重務を背負つてゐるのである以上はよく支那を理解し、随つて支那の漢学を学ぶに、洋学以上に切なる事は論を俟たずして明白である。<sup>30</sup>

臺灣には独特の使命がある。それは従前ば支那の領土であつたことから来た役目である。即ち日支親善を計るべき一大使命である。……吾人は血を民国に受け育を帝国（日本—引用者）に享くるが故に、帝国を愛すると共に民国を愛し、東洋を愛するものである。而して感情は祖先伝来の関係上民国に大分相似し、教育の影響により帝国のそれと融和し且つ一致を見出した所もまた少くないのである。実に東洋の大使命を果すべき両国民の感情を最も理解してゐるものは臺灣人でなければならない。言語上に於いても日本語にかなり通じてゐるもの多く、北京官話も習へば上達し易い素質を持つてゐる。故に両国の親善に最も困難を感じてゐる感情の理解、意志の疎通については吾人は既に幾多の便宜を有してゐる。<sup>31</sup>

日本と中国の媒介として台湾を認識し、そのために漢文学習の重要性を説いていたのである。

以上のように、学校教育に関する知識人の主張は、主に公学校に関するものと中学校に関するもの、漢文教育に関するものがあり、重要視されていたのは公学校と中等学校の就学率を高めること、そのために公学校は義務教育制にし、中等学校はその代わりとなる私立学校を台湾人自ら設立し、失学青年を救済することであった。何よりも、教育普及を行うことと失学者の救済に力を入れようとしていたことがうかがえる。

## 3.2 社会教育に関する要望

上記のような学校教育に対する要望や主張に加

え、知識人たちは社会教育に関しても言及している。ここで知識人たちがいう社会教育は、成人たちに対する教育をどのように行うかということが議論の中心となっている。ここでは、社会教育に対して重要な提言を行っている王敏川の社会教育論と成人失学者に対する平民教育の計画を中心に見ていきたい。

### 3.2.1 王敏川の社会教育論

王敏川は、文化協会の会員であり政治運動や社会運動を行った抗日運動家<sup>32</sup>であると評価されている人物である。1887年台湾の彰化市に生まれ台湾総督府立国語学校を卒業した後、公学校の教師をしていたが、1919年に日本に留学し早稲田大学政治経済学部に入學した。王が記した教育に対する考えをみても、「抗日」という思想を抱いていたという評価だけでは済まされないように思われる。

王は1924年に「論社会教育」と題して台湾における社会教育の重要性を述べている。王によると、社会教育とは“社会を構成する1分子である個人に対し、社会に適応する資質能力を備えさせる教化事業である”<sup>33</sup>とし、現在の台湾に極めて必要な社会教育の事業として、①講演会及び講習会、②図書館及読報社あるいは文庫、③教育的観覧施設、④各種修養機関の指導、⑤職業指導、⑥民衆娯楽の改善、⑦生活改善の7つを挙げた。

しかし、この王の社会教育論は王独自の理論だと理解されてはならないと思われる。それは王の論文が掲載される以前に、当時文部省社会教育課長であった乗杉嘉寿が発表した『社会教育の研究』（1923年）の内容と酷似しているからである。乗杉はその著作の中で社会教育の意義を“社会教育とは個人をして社会の成員たるに適応する資質能力を得せしむる教化作業である”とし、社会教育の施設、機関、活動で最も重要なものとして、“①学校の拡張開放、②公開講演事業、③図書館及巡回文庫、④教育的観覧施設、⑤各種修養団体の指導、⑥職業指導、⑦民衆娯楽の改善、⑧公衆体育も奨励、⑨生活改善、⑩特殊児童の保護教育”の10項目を挙げた<sup>34</sup>。

こうしてみると、王が記した社会教育論はその形態や内容をも乗杉の社会教育論に大きな影響を受けていることがわかる。乗杉からの直接的な影響を明らかにすることは資料の関係上不可能であるが、王は1919年から日本に留学していた

ことからみても、当時の日本の社会教育論者の社会教育論に感化され、それを台湾の現状に当てはめて論じた可能性が高いと思われる。

さらに続けて王は、社会教育を“個人が社会に適応できるような資質能力を備えさせる教化事業である”としたほかに、“社会教育は直接に社会の進歩発達を目的とする教育事業であり”、“社会教育がもし盛んになると、民衆の自発的な精神はさらに蓄えられ、独学の風習はさらに完全になり、人々は社会奉仕の思想を有するようになり、社会生活能力に適応し、並びに社会連帯の感情を養い、国家社会生活の向上進歩に貢献できるようになる”のであるとも述べている。

しかし、当時の台湾ではこうした社会教育が十分に発展していないと王は認識していた。当時の台湾民衆の状態を王は以下のように嘆いている。

我々同胞は380万人いる。数は多いがこれを詳細に見てみると、教育を受けた者はとても少なく、その他大多数は教育を受けたことのない者である。これでは盲人、聾人、啞人と同様ではないか。多くの非識字の同胞は、新聞、雑誌、書籍を読めずにまるで見る能力を失った盲人のようである。文字が読めないだけでない。人の話を聞くことはできるが、恐らく理解はできない。まるで耳が聞こえない者のように聴力を失っているのと同様である。あるいは人にどんな道理を話すこともできず、学問の知識もない。これでは話せない者と同様の苦痛ではないか。しかし、少数の識字者も多くは実利主義に惑わされ、何が義理かも理解しない。同胞は相互扶助の本義を失っているのである。このような社会が、どうして文明社会にふさわしいと言えようか。

このように、教育の不足、非識字者の多さが台湾が文明社会になりえない原因であるとみていたのである。王はこうした現状を打破するために社会教育に着目したのであり、よって“社会教育は現在ぜひとも必要であり、種々の有益な施設は1日たりとも遅らせてはならない”と考えていた。

台湾に最も必要な社会教育施設として、王は7項目挙げたが、「講演会及び講習会」、「図書館及び読報社あるいは文庫」は実際に台湾で設置され活動が行われた（詳細は4章で述べる）。「講演会及び講習会」を設置する理由は、“一般人の普通知識の

啓発を期するため”であり、1924年の時点ですでに台北、彰化、台南の3ヶ所に講演会と講習会が組織されていたが、他の地域ではまだ計画すらないため、他の地域にも地方の人士によって設置されることを促した。また、「図書館及び読報社或いは文庫」も重要であると考えていた。読報社とは文化協会が設置した「民智啓発」を目的とした雑誌や新聞の閲覧所であり、1922年、台湾全土に8ヶ所設置された<sup>35</sup>。そこには『臺灣民報』をはじめ、台湾、日本で発行された新聞、雑誌の他、中国で発行された新聞も数種類置いていたという。王は、図書館、読報社・文庫を設置することについて、“読書の趣味を養い・・・民衆の知識増進を行うことはまことに必要なことである。最も遺憾な同胞は、読書の趣味がなく、無益の放蕩に耽り、多くの時間を無駄にしている。もしこのような機関を設置することで、自由な研究、一般の読書力の進歩が起こるならば喜ばしいことである”と述べていることから、読書を推進することで台湾民衆の知識増進を目指していたことがわかる。

こうしたさまざまな社会教育施設を設置することは、“ただ政府に頼るだけではなく台湾人先覚者の任務である”と考えていた。講演会・講習会や読報社などは、台湾人に知識を与えることで台湾人の民智を啓発し、台湾を文明社会へと変化させるために重要な施設であると考えていたのである。

このように王の社会教育に対する考えを見ていくと、台湾の教育状況を改善し、知識を普及し文明国へ導こうとする意図が読み取れるのであり、従来評価されてきたような「抗日」という思想だけではなく、教育普及と知識の向上を重要視していたということも事実であると考えられるのである。また、一般的に台湾の植民地時代の社会教育は、はじめに日本が台湾に社会教育を持ち込んだことから、総督府による教化事業であり日本語普及や思想対策が中心であったとされるが<sup>36</sup>、上述のように台湾知識人によっても民智啓発という目的のもと、社会教育が提唱されていたことは注目し得るだろう。

### 3.2.2 平民教育の提唱

民衆の知識の向上に加えて、非識字者への教育も知識人たちが重視していたものの一つである。成人失学者への教育方法として、当時中国で行われていた平民教育を参考にし、それを台湾においても実施しようという計画があった。

平民教育とは、1919年に、中国で“欧米の近代思想をもって封建的な倫理道徳や迷信を攻撃する思想運動として出発した”五四運動が起こり、それが教育界にも波及したことから行われるようになった教育運動で、平民教育には「識字教育」とJ.デューイからの影響による「民主教育」の意味が含まれている<sup>37</sup>とされる。

台湾知識人たちは台湾の現状を鑑み、なかでも識字教育を重要視していた。識字教育の重要性を、国の将来と結び付け、以下のように述べている。

一国の盛衰強弱は多くの隠された要素が原因にあるが、平民の知識程度は当該国の盛衰強弱に直接関係する。・・・現在我々が台湾の状況を見るに、社会には活気がなく貧弱甚だしい。これは誰もが認める事実である。この貧弱の最も重要な原因は、全島民中の90パーセント以上の者が文字を読めないことにある。なぜなら彼らは学習をしておらず識字していないのであり、漆黒の中で生活しているようであり知識が欠如しているのだ。こうした人が公民の責任を全うすることができようか？ 地方の公益に関わることができようか？ 世界の時勢を把握することができようか？ 人生の意義や価値を理解することができようか？ このような平民が多い台湾はどのようにして輝かしい日々を見ることができようか？<sup>38</sup>

このように、民衆の知識程度や識字能力があるか否かは直接国家の盛衰にかかわることであると考えており、そのために非識字者をなくすことが先決であると考えていたのである。それでは実際、台湾において識字教育をどのように行おうとしていたのか。

識字教育に関して寄稿している知識人の考えによると、失学者には成人が多く、彼らは仕事をしているため、実施時間は夜間にする事としていた。夜間に行うのだから1回につき2時間以内にし、しかも短期間で行うことが適切であると考えられていた。教材として、中国の識字教育で使われている教科書レベルの平民読本を編纂し、その教科書は内容を初級版と進歩版に分け、先に初級版の読本で学び、その後進歩版へ進むこととし、6ヶ月間でこれら2巻の読本を学び、最後に教育を受けた証として証書を渡すように計画していた。

場所は台湾に多く存在する廟宇を教室として使用し、“教師は各地の有志者が務めることとするが、もし学校教師が夜間の開設にもかかわらず進んで教授に加われば喜ばしいこと”であると考えており、教師を務める者は、熟練の教師による実際の授業を見学し、その後それを参考に教授に当たらせるのがよいとしていた。生徒の年齢は小公学校の学齢を超えた者で、1 学級の生徒数は一定でなくてもよいが、教師の声が聞こえなければ意味がないため、場合によってはある程度人数制限をする必要があると考えていた<sup>39</sup>。

しかし、こうした識字教育は極めて初歩的なもので、人々が識字した以降の教育も重視していたと考えられる。例えば以下のように述べられている。

同胞の自助努力で政府に頼ることなくできるものである。こうした事業は誰でも運動に参加することができ、学問は役人のものという伝統的な誤った思想を打ち破ることができる。つまり百姓や工場労働者や商売人であっても役人と同じように学問が必要なのであり、どんな職業であっても等しく尊ぶべきものだという考え方こそ時勢の進歩に適合するのである。故に、我々は同胞が平民教育によって一般社会の発達を促進することを希望する。<sup>40</sup>

(識字教育は一引用者) 多くの非識字者の同胞が一斉に教育を受ける機会を得られ、以前に比べて大きな進歩である。しかし、識字は人生の目的ではない。識字は知識を求めするための一方法に過ぎない。同胞に字を認識させた後、多くの資料を集め彼らの視野を広げさせ、彼らの意思を発展させることが必要である。<sup>41</sup>

このように、識字教育によって文字を与えた後、更なる知識の向上・普及を企図していたことがうかがえる。

このように、知識人は非識字者の多さは一国の盛衰に関わることであり、中国の平民教育を参考に非識字者に対する教育を徹底しようとしていた。しかし、実際に台湾でこうした平民教育運動が行われたのかどうかは資料の関係で現在のところ知ることはできないが、知識人たちがこうした教育を計画していたという事実は知識人の教育に対す

る考えを知る上で重要だと思われる。

以上のように、知識人たちは講演会や講習会の開催や読報社を設置することを促進し、日本の社会教育論を参考にしながら台湾民衆に対する知識の向上を目指していた。また、非識字者に対する教育は中国での平民教育運動を参考に、台湾においても識字教育を組織しようと計画していた。このように、日本や中国など隣国の教育思想、教育実践に学び、台湾自体の教育水準の底上げを目指していたのである。

総じて、台湾知識人たちの教育に関する主張から、公学校の就学率の向上とそのための義務教育制の施行、中学校進学難を解消するための私立学校の設立、日本と中国の媒介としての役割を担うための漢文教育の強化、また一般成人に対する知識向上のための講演会・講習会の開催、失学成人に対する識字教育の実施を最も重要視していたといえる。知識人は、台湾を文明社会へと導いていくという目的をもち、教育を重要視していたと言えるだろう。

## 4 知識人による教育実践とその衰退

上記のように、教育に関する言論を見てきたが、それでは実際にはどのような教育活動を行っていたのか。王敏川が講演会、講習会を社会教育の事業として重要視していたように、実際に知識人たちの教育活動の中心は講演会、講習会であった。ここでは、講演会、講習会をどのように行ったのか、そしてそれは衰退してしまうが、その理由は何だったのかを見ていきたい。

### 4.1 講演会、講習会の開催

講演会は、文化協会が行った啓蒙運動の中心事業であるとされており、1923 年頃から開演数は増加し 1925 年にピークを迎え、その頃には年に 300 回以上も開催された。台湾では識字教育が重要視されていたように非識字者が多かったため、講演という形をとったと考えられる。

都市では毎週土・日曜日に定期講演会が行われ、地方では講演隊を組織して巡回公演を行っていた<sup>42</sup>。地方の文化講演は通常、劇場、廟宇、工場などを借りて行われていたため聴衆の収容には限界があり、夏に行われる露天講演以外はすべて聴衆は超過状態であったという<sup>43</sup>。講演の内容について詳しく記された資料はないが、報告されている題目だけを見ると、例えば「社会進化と我々の経

済的地位」、「社会病」、「婦人解放」、「経済の危機」、「文化と政治」、「社会と個人」、「日本の当面の問題」、「教育の必要」、「女子教育の必要と法律の由来」、「科学と人生」<sup>44</sup>などがあり、社会問題や経済問題、個人、科学、文化、婦人解放というようなものを中心に公演していたとみられる。また、農村では「農民の地位」、「農民の権利義務」、「台湾農村の過去・現在及び将来」、「農村振興」<sup>45</sup>などのように、農村特有の問題に関する講演が行われていたようである。

また、講習会は学術講習会とも呼ばれ、各地でさまざまな内容の講習会が行われていたことが記録として残っている。それを見ていくと、まず1922年蔣渭水の名義で台北に貧困児童を教育する目的で開かれた「文化義塾」が初の講習会であったと思われる。しかし、その申請書が台北市役所によって拒否され開設は中止になったが、その後も講習会の開設は続いていた。1923年9月には台北で「台湾通史講習会」と「通俗法律講習会」が開かれた。「台湾通史講習会」は、講師の連雅堂によって14日間、台北読報社で行われた。聴講者は毎日300人を超えるほどの盛況ぶりであったという。「通俗法律講習会」も同じく台北読報社にて、弁護士である蔡式毅を講師に迎え開催された。しかし、蔡の講義には“台湾人が総督府の政策によって抑圧されていることを風刺した言葉が含まれている”と判断され、治安を乱した嫌疑にかけられ講習会は解散に追いやられた<sup>46</sup>。さらに、11月には「通俗衛生講習会」が開催されている。講師は蔣渭水、石煥長、林糊の3人の医師で、台北の文化協会がもつ施設で毎夜2時間2週間にわたり行われた。これには100人以上集まったという。この講座には、めずらしく他の講座には必ず存在している警察による監視がなかったという。その理由は、“聞くところによると、この講習会は民衆の知識向上を推進するためであり、また人生に関係する重要な事柄であるために、当局も理解を示していた”のだと考えられている<sup>47</sup>。

台南では1923年11月に「西洋歴史講習会」と「経済学講習会」が開催されている。ともに、民衆の知識啓発・向上を目的としたもので、「西洋歴史講習会」は、講師の林茂生により毎週土曜日の午後7時から9時まで3ヶ月間にわたり合計9回行われた。「経済学講習会」は講師の陳逢源によって毎週火曜日と金曜日の午後7時から9時の間、約1か月間に渡り行われ合計12回に及んだとい

う。これらの講習会は、キリスト教青年会の名義によって開催されていた。“台湾の中にはこのように同情心が厚い協会が存在し、教室の提供だけではなく様々な便宜をはかっていた”<sup>48</sup>という。台南は台北のように官憲による警戒が厳重ではなく、私服警官が聴衆の中に混ざって監視をしている以外、講習会自体が正式に禁止されたことはなかったという<sup>49</sup>。

その他にも法律や、漢文、ローマ字の講習会などが開かれており<sup>50</sup>、1924年には、公学校卒業後の青年に対する講習会の計画があった。“最近向学心が高まっているものの、学校教育のみに頼り、多くの向学心の高い青年を収容できておらず、公学校卒業後普通知識の教授を受けられない青年に同情”し、文化協会の台北支部が学校教育を補助するという目的で、英語科、国語科、数学博物科、地理歴史科の4種類の講習会を計画していたのだという<sup>51</sup>。しかし、この講習会が実際に開かれたのかどうかは定かではない。

さらに、1924年から26年の間に林獻堂が代表となり、休みを利用した夏季学校を開催していた。これは、知識人たちが設立を提唱していた私立学校に代わるものでもあった。表1は、合計3回の夏季学校における講義科目と講師、参加者数を示したものである。

1924年(参加人数:64)		1925年(参加人数:107)		1926年(参加人数:79)	
科目	講師	科目	講師	科目	講師
宗教	上與二郎	経済	陳忻	中国學術概論	林幼春
台湾通史	連雅堂	西洋文明史	林茂生	西洋文明史	林茂生
哲学	林茂生	憲法大意	蔡式毅	社会学	林履信
西田天香的精神生活	松本安蔵	科学概論	蔡培火	新聞学	謝春木
憲法	渡部彌億	経済思想史	陳逢源	人生我観	蔡培火
		契約に関する注意	鄭松筠	星宿講話	陳紹馨
		孝	陳滿盈	資本主義の功勞と過失	陳逢源
		衛生について	陳朔方		
		中国古代文明史	林幼春	法的精神	鄭松筠
		外国事情	王受祿	結婚問題	陳滿盈
				自治とは何か	前田武夫

表1：台湾文化協会による夏季学校の講座項目と講師<sup>52</sup>

知識人の記述によると、朝鮮では日韓併合時に私立学校が1,227校、教会学校が746校あり、日本統治後の弾圧により少なくなっていったが、それでも朝鮮人によって建てられた私立学校は相当数存在していたという<sup>53</sup>。それに比べて台湾では2、3ヶ所の教会学校以外、完全に台湾人の手によ

て建てられた私立学校は存在していなかった。“台湾人が台湾人を教育する。これはほかでもなく台湾人の義務である。特に我々が重視するのは真理で以て台湾人を教育し、台湾人を批判力のある人間に変えることである”という言葉からも、台湾人の手による教育という形式を目指していたと考えられ<sup>54</sup>、よって、こうした私立学校の代わりとして夏季学校を開設したのであった。

彼らが夏季学校で遂げようとした目的は、“純粋に台湾人が台湾人を教える学校”を開設し、“教員兼警察という状況がよくある台湾教育界”ではめったに見られない“生徒と教師が自由に討論できる雰囲気”をつくり、台湾の教育界の悪い雰囲気を一掃することであるとし<sup>55</sup>、こうした行動は台湾総督府が領台後に行ってきた台湾人に対する教育制限や奴隷化教育（程度が低く、内容も浅い教育）に対する抗議の意味を含んでいた<sup>56</sup>のと同時に、“自分たちの努力不足を自覚”<sup>57</sup>したことによるものでもあったという。

講習期間は7、8月中の約2週間で、午前8時から11時まで講義を行い、正午12時から午後5時までを自由行動とし、午後7時から9時の間に自由討論会、研究会、課外講演会を行っていた。募集会員の学力は中等程度となっていたが、北京大学卒業生もいれば公学校卒業生もいるというように知識レベルの差は大きかったとみられる。定員はどれも40名ほどであったが、毎回予定人数を超過するほどの盛況ぶりであった<sup>58</sup>。

上記のような高度な内容を教える夏季学校以外にも、貧困により教育を受けられない者に対して夏季義務学校を開設すること、専門家が政治、経済、衛生、法律、英語、北京語、国際語（ 에스ペラント語）、漢文、科学などの講習会を組織し自己の研究を紹介すること、夕飯後の時間に学術講演を行う（“夏の蒸し暑い夜は早々と眠れないことが多い”から、そうした時間を利用し街のあちこちで地理、歴史、衛生などの講話を行ったり、物理化学実験を行って一般常識を啓発するように努める）こと、学生に趣味を与えるため文化運動を行うことも計画されていた<sup>59</sup>。

#### 4.2 講演会、講習会の取組み

こうした講演会や講習会は1920年以降設立されていったが、すぐに取組みが強化され開設が難しくなっていた。

1923年末に治警事件<sup>60</sup>が起こってからは、取組みは一層強化された。政治的運動の弾圧が行われるのと同時に、知識人が主導する学術講習会や講演会、夏季学校も取組みを受けるようになっていったのである。

これらの講習会、夏季学校など台湾人が設立していた教育機関は法的には「私立学校」の範疇として扱われていた<sup>61</sup>。1924年に「私立学校規則中改正（府令第46号）」が規定されたことにより、私人で学術講習会を開催する際の規定が追加され、台湾人が組織していた講演会、講習会は開設することが難しくなったのである。表2は講演会の開催回数、講演者数、聴衆数及び解散、中止させられた回数を示したものである。1926年には解散回数、中止回数ともに最も多く、取組みが強化されていたことがわかる。知識人は、警察がこのような取組みするのは特別な根拠があるわけではなく「感情的に講演に悪意を抱いている」<sup>62</sup>からであると批判している。これらの活動を、総督府が取組みやすくなった詳細な理由はわかっていないが、おそらく1920年代の民族解放運動の高まりを背景に、台湾人によって組織されたものは教育的意義を有していようが危険視していたと予想できる。

	1923年	1924年	1925年	1926年
講演回数(回)	36	132	315	315
解散回数(回)	5	12	7	35
講演者数(人)	214	432	1,165	1,180
中止回数(回)	19	36	64	157
聴衆数(人)	21,085	44,050	127,880	112,956

表2：文化協会による講演会に関する統計<sup>63</sup>

このように、知識人主体の教育活動は、1923年の「治警事件」、1924年の私立学校規則改正によって徐々に弾圧が強まり、十分な発展を遂げることができなかった。

## 5 おわりに

本論では、1920年代に台湾知識人によって発行された雑誌4誌を用いて、知識人たちが教育に関してどのような内容の主張や活動を行っていたのか、そして彼らは教育を通して台湾にどのような影響を与えようとしていたのか明らかにすることを試みた。

雑誌記事の分析によって、台湾知識人は学校教育を充実させるために義務教育制の施行や私立学校の設置を提唱しており、また日本の社会教育論や中国の平民教育運動を参考に、成人に対して講演会、講習会、読報社を設置し近代知識の普及を行い、失学者に対しては識字教育を行うことを試みていた。これら、知識人の教育に関する考え方や取り組みの目的は、従来指摘されてきたような「抗日」のための民族意識の高揚というよりは、台湾を「文明国」、「一等国」へと導くためであったと考えられる。もちろん、こうした活動によって、民族的な意識を高揚させ、結果として抗日思想へと駆り立てて行ったことは否定できないが、彼らの活動の根底には、学校教育が不完全であること、向学心のある児童に十分な教育を与えられないこと、非識字者が多いことなど教育の不完全さに対する危機感があり、そうした現状を打破することが目的としてあったと考えられるのである。

しかし、本稿には問題点も残されている。本稿は、台湾知識人の教育に関する主張と活動内容を明らかにし、その思想や活動の意図を考察したが、知識人たちが読報社や講演会、講習会を行い民衆に文字と近代的な知識を与えた実践、いわゆるこうした啓蒙活動は、民衆たちによってどのように受け止められていたのかが明らかにならない限り、知識人たちの教育思想や活動が歴史的にどのような意義をもつのかということまでは考察することはできないからである。

知識人たちの教育思想や活動が、実際の台湾で民衆にどのように受け取られたのか解明することは今後の課題としたい。

## 注

1 若林正丈『台湾抗日運動史研究 増補版』研文出版、2001年、p.25 参考。

2 代表的なものとして、若林、*Ibid.* が挙げられる。

3 *Ibid.*, pp.8-10.

4 *Ibid.*, p.10.

5 『臺灣青年』は1920年7月から発行され、1922年4月1日に『臺灣』に改称されるまで続いた。名称変更の理由については定かではないが、『臺灣青年』の編集に携わっていた留学生たちが大学を卒業し、「青年」という言葉では表せなくなったからと記述しているもの

もある。その後、『臺灣』は、1923年4月15日より『臺灣民報』に改称された。『臺灣民報』は、平易な漢文もしくは白話文で書くことが提唱され、老若男女に広く読んでもらえるようにし、台湾文化を啓発することを目的としていた。月2回の発行であったが、1925年7月12日より週刊になった。その後、1928年からの日刊新聞発行運動により、29年に母体として株式会社臺灣新民報社が設置され、1930年3月29日より『臺灣新民報』に改称された。実際に日刊となったのは1934年4月である。この雑誌は1941年に『興南新聞』に吸収されるまで続いた。

また、これら雑誌の使用言語は日本語と中国語であった。『臺灣青年』、『臺灣』は「日文之部」と「漢文之部」に分けられ、中国語は漢文で書かれていたのに対し、『臺灣民報』からは、中国大陸での文化革命の影響を受け、中国語の記事は白話文で書かれるようになり、日本語の記事と混在して掲載されるようになった。蔡培火・林柏壽・陳逢源・吳三連・葉榮鍾『臺灣民族運動史』自立晚報叢書編輯委員会、1971、pp.545-551.

6 1925年8月26日の『臺灣民報』第67号が、1万部発行記念号とされている。しかし、当時日本での朝日新聞の発行数300万部と比較すると、その差は大きかったとされる。蔡、*ibid.*, pp.552-553.

7 若林、*op.cit.*, p.255.

8 *Ibid.*, p.19, p.65.

9 篠原正巳『台中日本統治時代の記録』財団法人台湾区域発展研究院台湾文化研究所、1996、pp.154-155.

10 若林、*op.cit.*, p.181.

11 *Ibid.*, p.32.

12 *Ibid.*, p.19. 「内地延長主義」という用語は、初の文官総督である田健治郎が使用した言葉である。

13 臺灣教育会『臺灣教育沿革誌』1939、pp.120-121.

14 “形式的教育に禍ひされる公学校就学率の低下 文教当局の努力を望む”『臺灣民報』第172号、1927.

15 “學校入學問題 均等公平の要求”『臺灣民報』第249号、1929.02.24、p.2.

16 “初等教育の入学難 為政者缺少誠意”『臺灣民報』第204号、1928.04.15、p.2.

17 鄭松筠“臺灣と義務教育”『臺灣青年』第2巻第3号、1921.3.26.

18 “論收回砂糖消費稅宜充為義務教育費”『臺灣民報』第61号、1925.7.19.

19 “宜速実行義務教育”『臺灣民報』第98号、1926.3.28.

20 “試験地獄の緩和と救済”『臺灣民報』第195号、1928.02.12、p.10.

21 若林正丈『矢内原忠雄「帝国主義化の台湾」精読』岩波書店、2001、pp.254-255.

22 臺灣教育会、*op.cit.*, pp.988-992.

23 これらの私立学校のうち4校は「簡易なる中等教育を施すもの」であり、「中学校の程度に依るもの」、「高等女学校の程度に依るもの」、「実業学校（乙種）の程度に依るもの」が各2校、残りの3校は「宗教教育を為すもの」であった。

24 “振興私學的必要 補救差別教育 收容失學青年”『臺灣民報』第203号、1928.04.08、p.2.

- 25 “須要獎勵私學救濟教育飢荒”『臺灣民報』第 258 号, 1929.04.28, p.2.
- 26 “社説 提倡創辦私立中學”『臺灣民報』第 165 号, 1927.07.10.
- 27 王金海“臺灣教育に関する私見”『臺灣青年』第 3 卷第 2 号, 1921.8.15.
- 28 “要求公學復教漢文”『臺灣民報』第 232 号, 1928.03.28, p. 4.
- 29 “獎勵漢文的普及”『臺灣民報』第 2 卷第 25 号, 1924.11.21, p.1, “書房の復興と漢学の倫理的価値”『臺灣民報』第 184 号, 1927.11.27, p.10, “漢文復興運動 實生活的必要使然の”『臺灣民報』第 233 号, 1928.11.04, p.2, “形式的教育に禍ひされる公学校就学率の低下 文教当局の努力を望む”, *op.cit.*, p.10.
- 30 劉碧洲“同胞の教育家諸賢に望む”『臺灣青年』第 2 卷第 2 号, 1921.2.26.
- 31 王金海“臺灣教育に関する私見”『臺灣青年』第 3 卷第 2 号, 1921.8.15.
- 32 伊藤幹彦“1920 年代の台湾政治思想—王敏川の政治思想—”『アジア文化研究』(10), 国際アジア文化学会, 2003.
- 33 王敏川「論社会教育」『臺灣民報』1924.8.11.
- 34 乘杉嘉寿「社会教育の研究」(1923 年)『社会教育基本文献資料集成 第 8 卷 IV』大空社, 1991.
- 35 蔡, *op.cit.*, pp.295-296. 1922 年に設置された 8ヶ所とは、新竹州下の苑裡、台中州下の草屯、彰化、北斗、員林、社頭、台南州下の嘉義、高雄であり、翌年にはさらに高雄州下の屏東、岡山、新竹州下の大湖、25 年には台南にも設置された。
- 36 佐藤源治『臺灣教育の進展』臺灣出版文化, 1942 など、他の著作にも一般的な認識である。
- 37 小林善文『平民教育運動小史』同朋舎出版, 1985, p.7.
- 38 南江“教育臺灣失學男女の提唱”『臺灣民報』第 67 号, 1925.8.26.
- 39 *Ibid.*
- 40 “宜急設平民教育”『臺灣民報』第 103 号, 1926.5.2.
- 41 *Ibid.*
- 42 蔡, *op.cit.*, p.303.
- 43 *Ibid.*, p.308.
- 44 “基隆市開文化講演”, “南投之文化講演”『臺灣民報』第 3 卷 第 12 号, 1925.04.21, p.5, “嘉義盛開文化講演”『臺灣民報』第 90 号, 1926.01.31, p.8, “講演會”『臺灣民報』第 123 号, 1926.09.19, p.9.
- 45 “農村講演”『臺灣民報』第 3 卷 第 15 号, 1925.05.21, p.5, “農村講演會實現”『臺灣民報』第 96 号, 1926.03.24, p.11.
- 46 蔡, *op.cit.*, pp.296-297.
- 47 “台北文化講座開通俗衛生講習會”『臺灣民報』第 13 号, 1923.12.11, p.8.
- 48 “台南開「西洋歴史」和「經濟的講習會」”『臺灣民報』第 13 号, 1923.12.11, p.8.
- 49 蔡, *op.cit.*, pp.297-298.
- 50 *Ibid.*, p.297.
- 51 “文協計開講習會”『臺灣民報』第 2 卷第 8 号, 1924.05.11, p.10.
- 52 蔡, *Ibid.*, pp.299-301 より作成。
- 53 蔡, *op.cit.*, p.301.
- 54 “多設夏季學校的必要”『臺灣民報』第 119 号, 1926.08.22, p.3.
- 55 “多設夏季學校的必要”, *op.cit.*, pp.3-4.
- 56 蔡, *op.cit.*, p.301.
- 57 社説“倡設夏季學校”『臺灣民報』第 3 卷第 18 号, 1925.06.18.
- 58 蔡, *op.cit.*, pp.298-303.
- 59 廉清“對於今年暑假的希望”『臺灣民報』第 2 卷第 5 号, 1924.03.21, p.12.
- 60 治警事件とは、総督府が台湾議會設置運動の推進団体である「台湾議會期成同盟会」の幹部を、治安警察法違反で一斉に検挙した事件のことである。
- 61 “讀書會研究部突然被命中”『臺灣民報』第 315 号, 1930.05.31, p.6, “共勵會遭禁止”『臺灣民報』第 327 号, 1930.08.23, p.8.
- 62 蔡, *op.cit.*, p.308.
- 63 蔡, *op.cit.*, pp.306-308 より作成。解散回数とは講演會が警察によって解散させられた回数のことである。中止回数とは講演者が警察によって講演の中止を命令され、それ以降発言できなくなった回数のことである。



**Arguments and Activities Relating to Educational Issues by  
Taiwanese Intellectuals in the Japanese Colonial Era: A Study of  
Ethnic Newspapers in the 1920s**

Kanae YAMAGUCHI<sup>†</sup>

<sup>†</sup>Graduate School of Education, the University of Tokyo

The purpose of this paper is to clarify the demands of Taiwanese intellectuals relating to educational issues by examining ethnic newspapers printed in the Japanese colonial era. The arguments and activities of Taiwanese intellectuals relating to political issues have received much attention in previous research, and been highly esteemed from a nationalistic point of view as evidence of resistance to Japanese colonialism. However, the fact that they also emphasized educational issues is almost unknown. Analysis of ethnic newspapers suggests that the primary objective of Taiwanese intellectuals was bringing Taiwan into the modern age rather than opposing Japanese colonialism, and to that end they demanded that Taiwanese children receive education of the same standard as Japanese children, and strove to disseminate modern knowledge to the Taiwanese population through public meetings and lectures.

Keywords: Taiwanese intellectuals, diffusion of knowledge, enlightenment

# 内灘闘争の目的に関する考察

—1953 年当時の雑誌記事に着目して—

胡子裕道<sup>†</sup> 黒田直史<sup>†</sup> 杉浦ちなみ<sup>†</sup>

<sup>†</sup>東京大学大学院教育学研究科 修士課程

本稿の目的は、雑誌記事分析を通して内灘闘争における目的の多様性を捉え、それらの目的の間の関係を明らかにすることにある。内灘闘争とは 1950 年代前半に石川県内灘村（当時）で起きた米軍試験場の設置反対闘争を指す。本稿では同時代の雑誌記事における闘争の捉え方を整理し、内灘闘争の目的を、国家レベルの問題解決におくもの、村の生活への悪影響の解決におくもの、という二つに類型化して両者の関係を分析した。雑誌記事の記述は、記者の関心に沿って一方的に国家レベルの問題が村の生活の問題より高次元のものとされ村民の生活の実態は軽視されていたが、本稿では二つの異なる目的意識を持って闘争に関わる人々がそれぞれ合理的選択を行っていたという視座を提示した。

キーワード：内灘闘争、雑誌記事分析

## 目次

### はじめに

### 1 分析の前提

- 1.1 内灘闘争に関する文献・文書の整理
- 1.2 内灘闘争の概略
- 1.3 社会運動研究の視点

### 2 分析

- 2.1 分析の概要
  - 2.1.1 分析対象の選定
  - 2.1.2 分析対象記事の書き手について
- 2.2 雑誌記事分析
  - 2.2.1 問題意識の類型
  - 2.2.2 問題意識の接続
  - 2.2.3 考察

### おわりに

### 分析対象記事一覧

### はじめに

本稿の目的は、石川県内灘村<sup>1</sup>で起きた米軍試験場の設置反対闘争（以下、内灘闘争とする）について書かれた同時代の雑誌記事を通して、これまで曖昧にしか語られてこなかった内灘闘争の目的の多様性を明らかにし、さらにそれらの目的の間の関係を整理することをめざす。内灘闘争に関する先行研究については以下に述べる通りであるが、同時代の資料や文献が多数残されているにもかかわらず、諸研究ではこれらにあまり論及のないまま一部の面だけが強調されている。軍事基地は今日の課題でもある中で、基地闘争の嚆矢とされる内灘闘争に関する事例研究を進め闘争の語られ方を明らかにすることは、軍事基地問題に関する歴史理解や今日の課題に示唆を与えるものであると考える。

本稿は大きく 2 章で構成されており、第 1 章は先行研究の整理、第 2 章は雑誌の分析と考察となっている。執筆分担は、1.2 を杉浦が、1.3 を黒田が担当し、他を胡子が担当した。

なお、本文中に行なった引用は原則として仮名遣いを含め原典通りに記載しているが、句読点の書式を統一し、旧漢字など一部の漢字は改めた。

## 1 分析の前提

本章では雑誌記事分析を行う前提として、内灘闘争に関する先行研究、内灘闘争の概要、社会運動研究の視点を整理した。

### 1.1 内灘闘争に関する文献・文書の整理

本節では、内灘闘争に論及のある文献や文書の大きな整理を行う。まず、これらの文献、文書は内灘闘争当時の関係者の資料である一次資料と、それを事後的に論じたり整理したりした二次資料にわけることができる。次に、二次資料を文献が発行された時期によって、内灘闘争と同時代のものと、内灘闘争の後の時代に出されたものに分けて考える。

このうち前者には、内灘闘争を報道した雑誌記事、新聞記事、単行本となったものがいくつかある。雑誌記事に関しては後述する。新聞記事は石川県の地方紙である北國新聞、北陸新聞の他、全国紙でも内灘闘争について報じられたものがある。単行本になったものでは、主なものとして内灘闘争から一年の間に、神田正雄、久保田保太郎『内灘』<sup>2</sup>、北陸政治経済研究所編『内灘』<sup>3</sup>の二つのルポルタージュが刊行されている。

一方、後の時代に出されたものとしては、雑誌記事、社会運動の歴史や基地闘争、基地問題の一般論を扱った文献、内灘町の歴史を書いた文献、内灘闘争を対象とした近年の諸研究、が挙げられる。雑誌記事としては接收期間に書かれたものとしては、塩田庄兵衛『日本社会運動史』<sup>4</sup>、佐藤昌一郎“大衆運動の展開と保守・革新”<sup>5</sup>、が挙げられる。また、日本国内の基地闘争の実態分析をしたものとしては、春日井邦夫『基地闘争—軍事基地反対運動の実態と分析—』<sup>6</sup>などが挙げられる。これらの文献では、“戦後はじめての全国的闘争”<sup>7</sup>として、日本の歴史上の一つの重大な事件として内灘闘争が挙げられている。内灘町の歴史文献としては、『内灘町史』<sup>8</sup>『内灘郷土史』<sup>9</sup>『ビジュアル内灘町史 砂丘に生きる町』<sup>10</sup>が挙げられ、これらの文献はいずれも内灘町が編纂の一部に関わり、内灘町を中心とした歴史の中で内灘闘争が語られている。近年の内灘闘争を対象とした研究としては、森脇孝広<sup>11</sup>、福島在行<sup>12</sup>のものが挙げられる。森脇は、内灘砂丘地返還後も含めた長期的考察の必要を述べ、内灘闘争の前後

の産業構造の変化を軸に、基地闘争の意義と限界を読み解いている。また、福島は、基地反対運動の本質が地元住民の生活を守ることである点を明らかにするには、“内灘村民自身の言葉に込められた思いの広がりという意味を掘り下げる必要がある”<sup>13</sup>と述べて、村民の抵抗の声に可能性を探る論を展開している。

以上の整理により、同時代にかなり多くの情報が集められ、それが文書となっていたことが明らかになったが、後の時代の文献では塩田、佐藤、春日井らの文献に見られるようなマクロな視点に立った見方だけが一般論化し、この過程で多くの情報が捨象されてきたと考えられる。これに対して、近年の福島、森脇の研究では先行研究に対して同様の意識を持っており、内灘闘争の新たな側面を描くことが試みられ、一定の視座を提示している。しかし、福島の研究は国家と村民の対抗関係の中で問題が描かれているために村民と外部勢力の関係はあまり触れられておらず、森脇の研究でも外部勢力の応援が縮小した理由として、保守勢力の切り崩しがあったことを指摘するのみであり、内灘闘争をめぐる多様な目的意識が捉えられているとは言い難い。これら先行諸研究と比べて、本稿は内灘闘争の目的に焦点をあて、その多様性を明らかにすることに意義があると考える<sup>14</sup>。

### 1.2 内灘闘争の概略

次に、『内灘町史』<sup>15</sup>『ビジュアル内灘町史 砂丘に生きる町』<sup>16</sup>をもとに内灘闘争の事実関係の整理を行った<sup>17</sup>。両文献は内灘町が編纂に関わって歴史事実をまとめているため情報が詳細であるとともに、内灘闘争が起きてから一定の時間が経って刊行されているため、比較的偏りのない記述となっていると考えられる。以下、内灘闘争の概略を記す。

内灘闘争の前提として1950年に始まった朝鮮戦争により警察予備隊が設けられ日本の再軍備化が始まり、1952年4月28日には日米安全保障条約が結ばれたことが重要である。その中で9月18日、日本政府から内灘村に対して砂丘地を在日米軍の砲弾試験場として使用するための接收交渉の通知が出される。これに対して、内灘村では緊急村議会全員協議会が開かれ21日に接收絶対反対を決議した。10月の総選挙を経て第4次吉田茂内閣が成立すると石川県選出の林屋亀次

郎は国務相として入閣し、11月27日に林屋は地元説得のため金沢へ向かう。内灘村民、支援労働者、学生らは金沢駅に到着した林屋を取り囲み反対の姿勢を見せたが、30日に内灘村当局と林屋の間には基本的合意が成立し、翌年1月から4月までの一時使用とする、補償金の支払いなどの条件付きで接収を承認する運びとなる。これを受けて、12月2日には接収が閣議決定され、12月17日には特別補償金として5,500万円が内灘村に交付された。

結局、反対運動は実らず1953年1月に閣議決定通り内灘砂丘地は接収されたが、実際に試射が開始されたのは3月18日であった。このような状況で迎えた4月24日の参院選では林屋は落選する。政府は5月1日からの試射一時中止を決めるが、一方で内灘砂丘無期限使用の方針を定めた。このため4月27日には、左右両派社会党、労働党、県評、共産党などによる県レベルの内灘永久接収反対実行委員会が結成され、5月15日には内灘村村民大会でも村レベルの内灘村永久接収反対実行委員会が組織され、永久接収絶対反対を決議、さらに5月30日には兼六園で県民総決起大会が開かれた。

しかし、このような動きを無視して政府は6月2日に内灘砂丘地無期限使用と試射場の再使用を閣議決定した。これを受けて内灘村では、翌3日、反対実行委員会の委員長を村長の中山又次郎氏から出島権二氏へと交代させ、村民たちは試射再開を前に試射場内と米軍キャンプ場入り口で座り込みを行ったが、6月15日に試射再開は強行された。

反対運動側では、闘争の長期化に伴う村民生活の深刻化や村財政の危機的状況に加え、6月11日に県実行委員会が共産党を除名するなど分裂の動きも見られた。さらに大根布地区を中心に接収賛成派があらわれるようになると、8月28日には村実行委員が総辞職するなど賛成派が台頭し村全体を揺がすこととなる。このような状況のもと、9月14日に内灘村は政府と妥協することとなり、村実行委員会は18日以降の座り込みを中止し、村長は28日に辞表を提出した。その後、内灘試射場は1956年いっぱいまで米軍に使用され、1957年3月30日に試射場は正式に返還された。

以上が内灘闘争の概略であるが、ここから見てとれるように、内灘闘争の広がり著しいのは

1953年5月から6月であり、次章の分析対象の選定ではこの時期を内灘闘争の運動が最も激しかった時期として捉えることとする。

### 1.3 社会運動研究の視点

本節では、分析の際に参考に社会運動研究の視点に簡単に触れる。

社会運動とは、社会構造上の矛盾やその他の原因によって引き起こされる生活要件の不足を解決するためになされる社会的状況を変革しようとする集合的活動をいう<sup>18</sup>。社会運動は問題の存在を言うのみならず、社会についての深い洞察を含んでいるとされ、加えて社会運動を通してさまざまな制度や文化、思想、価値が作られ、社会運動は社会をつくる原動力とすることもできる<sup>19</sup>。

社会運動研究の歴史を見ると、社会運動論は大きく「集合行動論」から「集合行為論」へという理論的変遷を辿ってきたと言える。

集合行動論は、1920年代のシカゴ学派社会学のなかでつくられた概念であり、集合行動とは共通な集合的衝動の影響下にある人々の行動であるとされた<sup>20</sup>。集合行動論では社会運動は集合的に共有される衝動としてとらえられ、非合理的な側面が強調されてきた。

1960年代以降の社会運動研究において、それまで集合行動論で述べられてきた社会運動参加者の非合理性を否定し、合理性を強調する潮流が生まれたが、その理論的契機となったのが、集合行為論である。集合行為とは、個人が新たに集合を形成して行う行為もしくは既成の集団が行う行為のことである。集合行為論の登場により、社会運動の含意は、非日常的で非合理的な性格の強い集合行動から、社会問題に対する目的合理的な反応である集合行為へと転換したといえる<sup>21</sup>。

本稿は社会運動を直接分析するものではないが、上記の視点のうち、特に集合行動論と集合行為論をわける運動主体の合理性という観点を意識して分析を行うこととする。

## 2 分析

### 2.1 分析の概要

本章では雑誌記事の内容を具体的に引用していくことで、当時の報道によってどのように内灘闘争が語られていたかを明らかにすることをめ

ざす。

### 2.1.1 分析対象の選定

本稿で分析したいのは内灘闘争がどのように語られたかであり、ある事件に対する見解を書いたものが多い雑誌記事を分析対象として適切と判断した。新聞記事も候補となりうるが、ある出来事に対しての見解や解釈が書かれるのは社説など限られた箇所のみであるため、今回は対象としなかった。

次に、国立国会図書館 NDL-OPAC の雑誌記事検索でキーワード「内灘」を入れて検索を行ったところ、1953 年は 23 件、1954 年は 9 件、と内灘闘争が起きた当時に多くの記事が書かれていたことがわかった<sup>22</sup>。このうち今回の分析では、1953 年 5 月から 6 月の最も闘争の激しかった時期について書かれていること、闘争終了から時間が経つと問題の見方に変化が生じること、をふまえて 1953 年の 5 月から 12 月に発行された雑誌を対象とすることとした。以上の限定で該当する雑誌記事は 22 件あり、これらを「分析対象記事」と表記することとする。

この限定方法は『内灘闘争資料目録』<sup>23</sup>や中村静治の論稿<sup>24</sup>で触れられている記事の一部しか分析していない点に限界があることをあらかじめ述べておく。なお、分析対象記事の一覧は巻末に列挙した。

### 2.1.2 分析対象記事の書き手について

まず、記事記者の所属を列挙すると、学生隊、労組関係者、軍需産業関係者、教員、学者、社会党员、共産党员、無所属衆議院議員、作家、北陸新聞記者、内灘村長、など、多様な立場である。ただし、内灘村民として記事を書いているのは、当時の内灘村長中山又次郎と『人民文学』の座談会で登場する松川哲雄のみであり、記事を読む限り他の記事記者は村の外部の人の模様である<sup>25</sup>。また、この 2 つを除いて記事の中に現地で見聞きした情報が具体的に示されていた記事を数えると 20 件中 10 件であった。

以上から、分析対象記事がある特定の勢力のみによって書かれていないこと、記事の情報元が偏っていないことが明らかとなり、本分析によって内灘闘争と同時代の一般的な言論の動向を明らかにすることができると言える。

## 2.2 雑誌記事分析

### 2.2.1 問題意識の類型

本分析では、内灘闘争における目的意識を、村での生活破壊を最重要の問題とする意識と国内外の他の問題との結びつきを重視する意識とに大別して考える。このうち、前者を「村レベルの問題意識」と呼び、後者を「国家レベルの問題意識」と呼ぶこととする。

次に、これらふたつの類型について雑誌記事を引用して具体的に見ていく<sup>26</sup>。まず村レベルの問題意識が書かれた記事を掲げる。

米兵が村にいるというのはなにがなんでもいや、というのは、昨秋接收問題が持ち上った当初から一貫した村人の気持である (<8> p.87.)

小学校の子供達は落ついて勉強も出来ず、おかみさんたちは野良仕事にも出られない。村と海とは鉄条網で区切られ、この浜に生きた漁民達の生活は完全に脅かされた。(<6> p.46)

十二町歩の民有地を失い、先祖代々の地を紅毛碧眼の徒にけがされることは堪えがたい。(<1> p.120.)

三月からはじまつた射撃は、部落民のあばら屋の瓦をズリ落し、家畜をおどかし鶏は卵を生まず、幼児はヒキツケをおこし婦女子は恐怖から畑に出ることもできず、さらに学校の授業を全く不能にしてしまった。(<5> p.31.)

地引網も引けないし、貝類もとりに行けない。婦女子の仕事である耕作もできない。そうでもなくても貧しい生活が一そう脅かされるというのである。(<17> p.125.)

これらの記事では、アメリカ人、軍隊が自分の村に居ること、勉強や農家の仕事に不具合が生じ、健康を害したこと、自分たちの土地や海を奪われたことなどに対する不満が読み取れる。以上の問題はいずれも村の中での生活が脅かされることに対する意識として語られていることがわかる。

これに対して、次に国家レベルの問題意識が書かれたものを掲げる。

日本における軍事基地反対闘争の焦点であり、それゆえに、民族解放と平和をめざすたかひの歴史の輝かしい一員であった(<18> p. 27.)

基地反対闘争の日本の全般的な運動の中で、この日の労働者学生と村人達の必死の抵抗は、平和と独立の為の確かな核として重要な意義を持つてくるのではなからうか。(<13> p. 23.)

全国の基地闘争の先端を行くものであり同時に民族意識の高まりを示すものである。(<4> p. 68.)

貧乏、特需、行政協定そしてごまかし政治など、日本国民の上へのしかかっているこれら重石のほとんど全部が積み重ねられたのが、内灘問題であり、それをはねのけようと苦悩し、たたかっているのが、ここ内灘である。(<8> p. 87.)

内灘と浅間山の斗いは、全国の基地とりのけ闘争の突破口になっている。そして、…反吉田・反再軍備の統一政府をつくる斗いの中心になっている。(<3> p. 52.)

日米行政協定にもとづいて駐留米軍の使用に供された施設・地域はこの四月二十八日で七百三十一件、延面積約三億坪に上っているが、内灘試射場はそのうち最も小さなケースに過ぎない。…それが国際的な問題にまでなったのは、基地日本の縮図ともいうべき性格を、一身に示していたからである。(<20> p. 26.)

内灘の闘いがいま進められており、これはいま民族解放のノロシになつてきている。そのことはその後各地で、全国的に進んできた軍事基地取のけ闘争の文字通りの推進力の役割を果たしていることをはつきり認めなければならぬと思う。(<7> p. 9.)

内灘問題が、日本軍事基地化の危機の象徴である以上に、日本の教育の危機を端的に示す(<21> p. 35.)

一見内灘問題は、政治的にのみとり上げられたようであるが、…見方によれば、わずか一カ月余の内灘使用停止操短などがヒヨワな日本の兵器メーカーをこうまで混迷に陥し入れたことは、華やかにみえて、基盤のない兵器生産の弱体性を露呈したともいえるようだ。(<19> p. 134.)

これらの記事からは、民族解放、独立、平和、特需、教育、外交など、多様な観点の問題意識が内灘闘争の中に投影されていたことが読み取れる。また、意識される問題の観点は多様であるにも関わらず「日本」または「全国」という言葉が共通して用いられており、内灘という一地方の闘争の目的が、国家の施策や方針に対抗することとして考えられていたことが読み取れる。

## 2.2.2 問題意識の接続

前項ではふたつの問題意識があることを見た。両者は、関心や価値の置き方は異なるものの、接収反対という具体的な行為として目的合理的に接続していく可能性を持つものであると言える。しかし、ふたつの意識の接続は必ずしもうまくいっていなかったことが雑誌記事から読み取れる。

まず国家レベルの問題意識から見た、村レベルの問題意識への接続を書いた雑誌記事を挙げる。

内灘にもえ上がるいかりと涙のたかひが、全国の基地闘争、民族解放の重要なたかひとして、しんに村民のなかからもえ上がるであろう。(<14> p. 55.)

こうして内灘問題は一つの段階を経過したが、問題は内灘だけではない、…日本のあり方の苦悩の典型が内灘であるともいえよう。感情論ではすまされない根本的なものが底に潜んでいる。(<17> p. 129.)

村長の考えも、多くの村民も、つまりは、エゴイズムなのだ。基地は結構だが、内灘は取られては困るというのである。しかし、エゴイズムで良いではないか。…何も無理にエゴイズムを捨てて貰って、両条約の廃棄とか日本中の基地の撤廃とかまで呑み込んで貰って、さて、その上で協力するという必要はありはしない。…結局、問題は、外部の人間が

どうして村のエゴイズムに奉仕するかということだ。…この奉仕を黙々と続けて行けば、エゴイズムの底で、村民たちは、誰が真実の味方であるかを知るのであろう。そして、きつと、エゴイズムを乗り越えた広い見地に抜け出るであろう。(＜2＞ p. 70.)

問題の解決を安保条約破棄にまで結びつけて推し進めようとする労組、学生らの応援隊と、村本位のエゴイズムをぬけられぬ反対派村民とが、今後の持久戦で、どこまで歩調をそろえることができるかが、この問題を解決するカギであろう。(＜1＞ p. 122.)

これらの記事を並べて見てみると、それぞれの記事には、“しんに村民のなかからも上がる”，“根本的なもの”，“広い見地に抜け出る”，“村本位のエゴイズムをぬけ”る，という記述が見られる。これらは共通して、村レベルの問題意識より国家レベルの問題意識が高い次元に設定され、より重要視されていると読むことができる。これに反するような論調の記事は見当たらず，“内灘のことを書くことを命じられたが、この問題の見透かしなどといふ物々しい経世的意見を吐く才能は私にはない”(＜12＞ p. 161.) という記事も見られ、当時の雑誌記事には国家レベルの問題意識を書くことが求められる傾向があったことが推測される。

これに対して、村レベルの問題意識から見た国家レベルの問題意識への接続の描き方は幅がある。まず、肯定的に接続を捉えているものを掲げる。

はじめは「吉田政府」とか「吉田売国政府」とか書かれたビラに対して、「吉田さんといえど何か偉い人のように思ってそうしたい方に反発を感じていた」(某実行委員談) 村民も、「吉田政府はダラ政府じゃ、日本の浜をみなアメリカにくれてやって、ちっともいいことはありやせん」と憤激し、「われらは政府がどんなうまいことをいっても、もうだまされやせん」といい、接収強行の背後に弾丸メーカーの圧力があることも十分承知している。(＜16＞ p. 115.)

村の苦しい反対運動のさなかに、九億五千万

円もの特別融資が小松製作所に与えられたといつたことが、村民たちに問題の本質と村のたたかひの重大性を漸次自覚させており、全国の労働組合の支援に限りない感謝の気持を抱いている。(＜8＞ p. 87.)

内灘村民はこの本質をたたかひのなかで汲みとつている。アカという極印にもめけず、大根布部落が追い出した学生団や共産黨員を、他の部落民はそしらぬ顔で迎え入れているのは、そう受けとるほかに道はあるまい。(＜10＞ p. 241.)

これらの雑誌記事は村民ではない記者の記事であるが、国家の施策の問題として捉える見方に村民が理解を示し、外部からの応援に対して肯定的であると語られている。また、“問題の本質”“ことの本質”，という国家レベルの問題の高次性を示唆する言葉があることも指摘できる。しかし、これとは異なる論調も存在する。

私の感じでは、少くとも私が実際に村にいた九月はじめまでは、座込みをやつている村民達の中には、外部の人が手伝ってくれないから反対運動をしないなどという弱気は少しもなく、むしろ自分たちは誰にたのまれてやつているのでもない。ただ自分達の生活を守るためにやつているのだという強い決意がみられた(＜16＞ p. 113.)

この記事では、村レベルの問題意識で動いていた内灘村民は国家レベルの問題意識との接続と無関係に動いていたことが書かれている。さらに、同様の意見は村民のなかにもあった。

共産党であろうと誰であろうと反対運動に協力してくれる人々には感謝のほかない。いま、勝つか負けるかのセトギワで同じ仲間どおしが除名したり、傷つけあつたりしたのでは俺たちの力を弱めるだけだ。国会にもちこむのは結構だが、それだけではだめだ、国会で議論されているあいだは一体どうなるんだ。(＜5＞ p. 32.)

猪俣代議士の如きは「この件を提訴する」といきまいていましたが、その時も私は、先生

方の思召は有難いが、次のような疑問をもった。提訴とかは何年かかるのか。…提訴などして、二、三年たつてしまう間に、米兵も撤退するでしょう。内灘村民は何のため、ひもじい目をしながら、所謂闘争を続ける必要がありますでしょうか。(＜11＞ p. 80.)

これらの記事のうち、上は村民の言葉として引用されたもの、下は内灘村長だった中山又次郎が書いたものである。ここでは、国家レベルの問題意識で内灘闘争に関わる人が、内灘村の人々の日々の生活が破壊されていることを軽視している点に対する非難を読み取ることができる。

さらに、村民の中には国家レベルの問題意識では対抗する相手として捉えられていた政府に対して、中立的、ないしは好意的な意識があったことが書かれた記事もある。

「政府を敵とせよ」とは私どもの思想とは相反するものである。(＜11＞ p. 79.)

注目されるのは村人たちが左翼系の人々の積極的な応援を必ずしも歓迎していないことだ。むしろ拒否しているとさえみえる。

村民がムシロ旗とともに立てるスローガンは必ず「村を守ろう」「浜を救おう」であつて、決して「軍事基地反対」ではない。「村がどうなるかちゆうことも結局いまの政府の肚一つにあることやさかいなア」と村人はいう。

時の政府、つまり保守党の機嫌を損じては事がプチ壊しになるのではないかと心配しているのだ。(＜22＞ p. 62.)

いままで、村会がせっきよく的に接收反対行動に出なかつたのは、彼らとむすびつく発動機組合が、大型発動機船建造のため、石川県選出の益谷自由党総務会長をつうじて融資をたのみ、その引きかえに反対運動をおえているからである。そして、永久接收になればなるで、彼らにだけばく大な補償金がころがりこむのである。(＜15＞ p. 28.)

これらの記事では内灘村民の一部が政府を敵とせず、接收に反対ではない形で生活の回復や向上を志向していることが読み取れる。これは明ら

かに国家レベルの問題意識を持つ者とは対極に位置する考えである。

### 2.2.3 考察

ここまで雑誌記事を見てきて、国家レベルの問題意識を持つ側が一方的な接続を求めていること、他方で村レベルの問題意識を持つ側はそれを好意的に受け止めたものから対極の考えを持つものまでであったことが明らかとなった。

国家レベルの問題意識においてはそれぞれの関心がずれていたにも関わらず、村レベルの問題意識への接続には一貫性が見られた。この点を考察すると、国家レベルの問題意識ではいろいろな種類の関心があつたにもかかわらず、内灘において基地や接收に反対するという一致点があり、この一致点を守ることが内灘の個別の問題を低い次元のものとして扱うことへとつながつたと考えられる。この前提に立つとき、村民に高次とされる国家レベルの問題意識への理解と接続を求めることは、国家レベルの問題意識にたつて基地反対運動を進める上では合理的な解釈であつたと見ることができる。

これに対して村レベルの問題意識では、土地を奪われ基地から様々な悪影響を被ることに反対する点で意識が一致していたと考えられるが、国家レベルの問題意識への接続に対しては多様な主張が雑誌記事から見られた。これは内灘村の土地の接收に反対という点で国家レベルの問題意識へと接続しうが、反対運動が生活を圧迫することに対しては否定的な感情を持つ者もあり、また、村での生活が保たれる場合には接收そのものを否定せず、場合によっては生活を守るために政府の側に立つ者もいたため、結果として多様性があらわれたと考えられる。これらの選択はいずれも村の生活の問題という前提に立ったときに合理的な選択と見ることができ、二つの次元だけで単純に二項対立として把握することは困難である。

すでに見たとおり分析対象記事記者は圧倒的に村の外部の人で占められ、また、分析対象記事記者からは国家レベルの問題意識を重視して記事を書くべきこととするような傾向も見られたため、結果として、分析対象記事においては村民の闘争への非合理的な理解という語り方が一方的にあらわれたものと思われる。



## おわりに

今回の分析により国家レベルの問題意識が同時代の雑誌記事で多く見られたことが明らかになった。第1章ではこれまでの先行諸文献の多くがマクロな視点に立っていることを述べたが、今回の分析で、この視点への偏りが同時代から見られることがわかった。これに対して福島や森脇の近年の研究は、村レベルの問題意識という視点をふまえる試みをしてきたと見ることができるが、両研究においても闘争の目的や問題意識の間の関係は曖昧にされており、闘争の目的の多様性を捉えたことが本分析の意義であると考えている。

また、分析結果を闘争の分裂の原因とつなげて考えると、合理的な行為の結果として、国家レベルの問題意識による反対闘争が過度に村の生活に悪影響をもたらす、もしくは、村レベルの問題意識が国家へ反対しないという選択をおこなうときに、闘争内部に亀裂が生じたという仮説を立てることができる。これは、先行研究では整理されていない点であり、内灘闘争の新たな側面を描く手がかりを提示できたのではないかと考える。

今回の分析ではすでに触れたように、一部の雑誌記事を対象とした分析となっている点に限界がある。今後、今回の研究視座もふくめ、さらなる研究が続けられることが望まれる。

## 分析対象記事一覧

- <1> 白井吉見 “内灘” 『改造』 改造社, vol. 34, no. 10, 1953, p. 116-122.
- <2> 清水幾太郎 “内灘” 『世界』 岩波書店, vol. 93, 1953, p. 65-80.
- <3> 高山登 “基地とりのけ斗争の諸問題—内灘の斗いの教訓” 『前衛』 日本共産党中央委員会, vol. 84, 1953, p. 52-63.
- <4> 竹内猛 “内灘闘争のおしえるもの—基地反対闘争の前進のために” 『社会主義』 社会主義協会, vol. 26, 1953, p. 67-71.
- <5> 中央機関紙共同デスク “現地にみる内灘の反対闘争” 『全銀連調査時報』 全国銀行従業員組合連合会調査部, vol. 35, 1953, p. 31-32.
- <6> 辻政信 “内灘の砲弾の下で” 『文芸春秋』 文芸春秋, vol. 31, no. 12, 1953, p. 45-53.
- <7> 寺田貢, 岩倉政治, 眞鍋呉夫, 松川哲雄, 菊地謙一, 中田ひろ子, 箕田源二郎 “内灘 (座談会)”

『人民文学』 文学の友社, vol. 4, no. 10, 1953, p. 8-23.

<8> 中村静治 “内灘のたたかい” 『世界』 岩波書店, vol. 93, 1953, p. 81-87.

<9> 中村静治 “内灘の炎は消えない” 『世界』 岩波書店, vol. 95, 1953, p. 103-110.

<10> 中村静治 “批評の盲点—内灘・ルポを繞つて” 『群像』 講談社, vol. 8, no. 11, 1953, p. 238-244.

<11> 中山又次郎 “清水氏の「内灘」をよんで” 『世界』 岩波書店, vol. 95, 1953, p. 78-82.

<12> 深田久弥 “内灘試射場” 『群像』 講談社, vol. 8, no. 10, 1953, p. 160-168.

<13> 森田光雄 “その日の内灘の闘いを見る” 『近代文学』 近代文学社, vol. 8, no. 9, 1953, p. 19-28.

<14> 山野明 “内灘はたたかっている—ルポルターージュ” 『日本文学』 日本文学協会, vol. 2, no. 7, 1953, p. 49-55.

<15> 山村慎之助 “内灘のたたかい” 『部落』 部落問題研究所出版部, vol. 45, 1953, p. 23-28.

<16> 若林明夫 “その後の内灘とこれからの内灘” 『世界』 岩波書店, vol. 95, 1953, p. 110-115.

<17> “内灘試射場の実態” 『経済往来』 経済往来社, vol. 5, no. 7, 1953, p. 124-129.

<18> “内灘闘争における労組の活動” 『産業労働月報』 産業労働調査会, vol. 7, no. 12, 1953, p. 27-31.

<19> “内灘反対で四苦八苦の兵器メーカー” 『経済往来』 経済往来社, vol. 5, no. 7, 1953, p. 130-134.

<20> ““内灘問題”の実相を探る” 『エコノミスト』 毎日新聞社, vol. 31, no. 23, 1953, p. 26-29.

<21> “基地問題と子ども—内灘をめぐる” 『カリキュラム』 日本生活教育連盟, vol. 56, no. 7, 1953, p. 30-35.

<22> “悲劇の村内灘を往く” 『人物往来』 人物往来社, vol. 2, no. 7, 1953, p. 58-63.

## 注

- 1 内灘村は1962年に町制を施行し内灘町となった。本稿では論じている時代によって「内灘村」「内灘町」という表記を使いわけるとしている。
- 2 神田正雄, 久保田保太郎『内灘』 社会書房, 1953
- 3 北陸政治経済研究所編『内灘』 勁草書房, 1954
- 4 塩田庄兵衛『日本社会運動史』 岩波書店, 1982

5 佐藤昌一郎 “大衆運動の展開と保守・革新” <歴史学研究会編『五五年体制と安保闘争』青木書店, 1990>

6 春日井邦夫『基地闘争—軍事基地反対運動の実態と分析—』国際政経調査会, 1963

7 *Ibid.* p. 125.

8 内灘町史編さん専門委員会編『内灘町史』北国出版社, 1982, p.236-244. , p.1307-1308.

9 中山又次郎『内灘郷土史』内灘町役場, 1963

10 内灘町『ビジュアル内灘町史 砂丘に生きる町』北国新聞社出版局, 2003, p.24-39.

11 森脇孝広 “軍事基地反対闘争と村の変容—内灘闘争とその前後をめぐって—” <「年報日本現代史」編集委員編『歴史としての日本国憲法』現代史料出版, 2006, p. 263-289.>

12 福島在行 “「内灘闘争」と抵抗の<声>” <広川禎秀・山田敬男編『戦後社会運動史論—1950年代を中心に—』大月書店, 2006, p. 134-155.>

13 *Ibid.* p. 134.

14 内灘闘争の関係資料を整理したものとして『内灘闘争資料集』ならびに別冊の『内灘闘争資料目録』がある。(いずれも、内灘闘争資料集刊行委員会編・刊, 1989) 両文献の資料は当時の内灘村内部の文書の収録にまで及んでおり非常に貴重なものであるが、具体的な記事の内容は1点しか収録されていない。そのため本稿では、限られた数ではあるが具体的に雑誌記事を載せることで、研究ノートとして資料的価値を有するよう意識した。

15 内灘町史編さん専門委員会編, *op. cit.*, p. 236-244., p.1307-1308.

16 内灘町 *op. cit.*, p.24-39.

17 『内灘町史』では年表部分と本文の部分で日付が異なる箇所が散見されたが、本文中の記載が『ビジュアル内灘町史 砂丘に生きる町』と合致するため、本稿ではこれを使用した。

18 森岡清美, 塩原勉, 本間康平『新社会学事典』有斐閣, 2002, p. 595.

19 道場親信, 成元哲 “社会運動は社会をつくる?” <大畑裕嗣, 成元哲, 道場親信, 樋口直人編著『社会運動の社会学』有斐閣, 2004> p. 4.

20 森岡, 塩原, 本間, *op. cit.*, p. 681.

21 *Ibid.*, p.681

22 検索結果は以下の通り。1952年以前が2件, 1953年が23件, 1954年が9件, 1955-1959年が7件, 1960-1969年が3件, 1970-1979年が9件, 1980-1989年が5件, 1990-1999年が4件, 2000-2009年が19件, 2010-2013年が2件, 合計で83件。(調査日: 2013年1月5日)

23 内灘闘争資料集刊行委員会編 *op. cit.*

24 中村静治 “批評の盲点—内灘・ルポを繞つて”

『群像』vol. 8, no. 11, 1953, p. 238-244.

中村はの中で『内灘闘争資料目録』に書かれていない記事にも言及している。

25 巻末の分析対象記事一覧を参照。

26 引用記事中の「…」は中略をしめす。また、記事の引用元は、巻末の分析対象記事一覧の番号とページ数で示す。

# **Study of the Aims of the Uchinada Struggle: Focusing on Journal Articles from 1953**

Hirromichi EBISU<sup>†</sup> Naofumi KURODA<sup>†</sup> Chinami SUGIURA<sup>†</sup>

<sup>†</sup>Graduate School of Education, the University of Tokyo

The purpose of this paper is to clarify the different aims of the Uchinada Struggle and the relationship between these aims through an analysis of contemporary journal articles. The Uchinada Struggle began in the early 1950s, in response to the creation of a U.S. military firing range in Uchinada Village, Ishikawa Prefecture. An examination of journal articles from 1953 reveals that there were two main viewpoints on the aims of the struggle among those participating in it. One viewpoint regarded the struggle as a means of addressing national problems, and the other regarded it as a way of solving the problems that the firing range had caused in villagers' lives. In line with their own concerns, journalists treated these national problems as more important than the problems experienced by the villagers. The paper concludes that regardless of which viewpoint they held, the actors in the struggle had made a rational choice to participate in it.

Keywords: Uchinada Struggle, Analysis of Journal Articles

# 韓国に帰還した海外養子たちのアイデンティティと教育支援

—彼／彼女らの内的葛藤についての質問紙調査を中心に—

坂井菜央美<sup>†</sup>

<sup>†</sup>東京大学大学院教育学研究科 博士課程

1950年代の朝鮮戦争後から、韓国では、海外へ子どもを養子として送り出すことが始められた。その数は、現在までに15万人以上になっている。海外へ養子縁組された子どもたちは、成長する過程で、様々な精神的葛藤を体験する。自分のアイデンティティは、何なのか悩む場合も多い。そのような海外養子たちが、2000年以降、韓国を訪問する事例が急増している。現在、韓国では訪問した海外養子たちに様々な教育プログラムを提供している。本研究は、よりよいプログラムを考える基礎研究として、海外養子たちのアイデンティティ葛藤から見る教育支援について、質問紙調査による量的分析から試みるものである。彼／彼女らの成長の過程、葛藤の多さとの関係、実親再会の意味など、アイデンティティ葛藤の要因を探る。

キーワード：アイデンティティ、韓国海外養子、生涯学習

## 目次

- 1 はじめに
  - 2 アンケートの趣旨と問題構成
  - 3 アンケートの実施概要と回答者の属性
    - 3.1 実施概要
    - 3.2 回答者の【属性】
  - 4 質問への回答分析
    - 4.1 I 養親と生育環境に対する認識
    - 4.2 II アイデンティティ葛藤・自己肯定
    - 4.3 III 韓国イメージ
    - 4.4 IV 韓国との融和・韓国人ととの交流
    - 4.5 V 教育プログラムに対する評価
    - 4.6 読み取れること
  - 5 いくつかのクロス分析
    - 5.1 アイデンティティの混乱体験と必要感
    - 5.2 韓国人意識とアイデンティティ
    - 5.3 韓国滞在希望と「養子制度」観
  - 6 まとめ
- 1 はじめに
- 筆者は、韓国の海外養子を巡る研究において、内面の心理的葛藤研究の重要性を指摘した<sup>1</sup>。その関連で、彼／彼女らに提供される韓国での各種教育プログラム(養子斡旋児童養護センター、大学、NGO、YWCAなどが主催する韓国語・韓国文化学習の講座など)にも、いくつかの問題と課題があることが指摘されている。ある養子へのインタビューでは、『家族』や『韓国の血縁主義』の大事さの講義が何度も繰り返されたためにいやになってしまった」と語られた。また個人主義が強い欧米育ちの生活文化と韓国の集団主義の文化が合わず、その集団性を押し付ける学習環境に問題を感じている場合も指摘されている<sup>2</sup>。
- 本稿は現在成人(多くが20代-30代)となって

韓国に帰還している海外養子たちに、アイデンティティの葛藤体験の問題、またなぜ訪韓したのか、さらに受けている教育プログラム評価について質問紙調査を実施し、その教育支援のための条件を探りたいと考えた。

韓国海外養子たちの精神的な側面についての研究は、早期のものではパク・インソンが、海外養子たちの心理社会的適応度を測定することを進めた<sup>3</sup>。測定には「アイデンティティ」、「自己尊重感」、「民族アイデンティティ」、「社会的適応(職場,友人,家族)」の諸概念を用いた。海外養子たちは、養父母,周辺の人々,外母(委託母か)という自己に関わる人々との出会いと離別,養子に出された背景や実父母への懐疑などの初期の心理的葛藤により,養父母と社会への適応も困難な経験をすることが指摘されている。イ・ミソンはルーツ探しがアイデンティティと密接な関係があり,実父母または実家族と連絡や対面をすることにより,アイデンティティが一層強くなることを明らかにしている<sup>4</sup>。これらの諸研究は,各種の児童養護センターの「母国訪問プログラム」に,積極的にルーツ探しを組み入れる後押しとなった。つまりルーツ探しを中心とした韓国語や韓国生活適応の教育プログラムを設けるように変化してきた。

コ・ヘヨン,イム・ヨンシクは,教育プログラム参加者に対して事前インタビューを実施したが,多くの海外養子たちは,養父母との関係で困難なことを経験したり,また思春期の頃に多くの葛藤や彷徨をしたという。そのうえで彼女らは,海外養子たちの「韓国との接触」の程度がどのように心理社会的な適応(アイデンティティ,社会的孤立感,民族アイデンティティ)に影響を与えるかを調査している<sup>5</sup>。ここで言う「韓国との接触」とはルーツ探し活動,韓国人(海外養子を含む)との接触,韓国人団体との接触と活動参加,韓国の歴史と文化体験などである。なお心理社会的適応の下位範疇として「民族アイデンティティ」、「生の満足感」、「社会的孤立感」の3点を設定している。結論として“海外養子たちの民族アイデンティティが高いことは,自身が養子に出された国家と社会の中でも帰属感を感じることができないために,その孤立感を解消してアイデンティティを探そうという努力を多くする。そのために民族アイデンティティが高いことが類推できる”と指摘している<sup>6</sup>。韓国人より,海外養子たちの民族アイデンティティが高いのは愛国心や矜持心ということより

は,欧米の「白人」中心社会で自身がその社会に帰属しづらいという疎外感をより強くするために韓国人アイデンティティをより高めたとしている。

本稿ではコ・ヘヨンらの研究で下位範疇として指摘した「生の満足感」,つまり個人の生き方,生の意味と連関した側面に着目していきたいと思う。

「生の満足感」に結びつけ,海外養子たちの「養親と成育環境に対する認識」,「アイデンティティの葛藤・自己肯定」,「韓国人イメージのあり方や韓国人との交流体験」,「教育プログラム参加体験」などについて質問紙により調査したいと思う。

## 2 アンケートの趣旨と問題構成

質問紙は回答者の【属性】を除いて,19の質問項目で構成した。19の質問項目は,そのねらいによって,I群~V群に区分した。質問のグループについて説明すると,I群とII群が,韓国訪問(帰還)の前提となる「養親との関係性」,「成育過程でのアイデンティティ葛藤」などについて尋ねている。ここでは海外養子という,いわば特別な成育環境のもとでの自己形成の過程は,アイデンティティを巡るさまざまな葛藤を引き起こしてきたと推察されるが,ここではこの問題を考えたいと思う。

III群,IV群は,訪韓(帰還)後の認識変化について質問している。III群の「韓国イメージの変化」では,韓国滞在によって生じる,韓国社会の肯定観や否定観を基準としたイメージの変化を明らかにしようとした。IV群では,多様な韓国人との接触,交流などの具体的な体験をもとに,「韓国への見方の変化,韓国でのなすべき課題の発見,韓国人に対する認識変化」などを明らかにしようとした。

V群は,韓国社会に適応するため,国私立大学や海外養子斡旋機関(児童養護センターなど)で提供する教育プログラムの受講体験を通して,教育プログラムのあり方について聞いている。

「表1」が質問構成一覧である。

具体的質問は以下のとおりである。なお19までの各質問は,基本的には「①思う」「②少し思う」「③あまり思わない」「④思わない」「⑤わからない」等の選択肢の中から選択する方法をとった。

### 【質問項目】

#### I群・養親と成育環境に対する認識

【4】養父母は韓国訪問に協力的でしたか

【12】韓国の海外養子に対して,あなたは肯定的に

	群のねらい	質問番号
I	養親と成育環境に対する認識	【4】【12】【14】
II	アイデンティティ葛藤・自己肯定感(自己相対化)を巡る認識	【3】【8】【9】【10】【11】
III	韓国イメージの変化	【1】【2】
IV	韓国との融和・韓国人との交流	【5】【6】【7】【13】【15】
V	教育プログラムに対する評価(韓国社会との関係性を中心に)	【16】【17】【18】【19】

「表 1:質問紙構成」

受けとめていますか？

【14】生後、韓国に残るより海外養子されたことが自分の未来のためには良かったと考えますか？

### II群・アイデンティティ葛藤・自己肯定感(自己相対化)を巡る認識

【3】韓国に滞在しながらあなた自身の生き方について考える機会になりましたか？

【8】今までの成長過程で、あなた自身のアイデンティティの混乱を経験したことはありますか？

【9】質問 8 の①、②を回答した人は、それはいつ頃ですか？

【10】韓国人としてのアイデンティティをもつことは重要と考えますか？

【11】自分自身を韓国人として認識していますか？

### III群・韓国イメージの変化

【1】韓国に来て韓国に対するイメージの変化がありましたか？

【2】【1】の問いで①と②を回答した人はこの質問に答えてください。韓国のイメージはどのように変化しましたか？

### IV群・韓国との融和・韓国人との交流

【5】韓国で 1 ヶ月以上の長期間の生活をしてみたいと思いますか？

【6】質問 5 の①、②に回答した人は、どの位の期間滞在したいと思っていますか？

【7】韓国で、韓国人と温かい交流を経験したこと

がありますか？

【13】韓国に来て、韓国人の海外養子に対する理解について、どのように感じていますか？

【15】韓国語・韓国文化がわからなくて恥ずかしいと感じたことがありましたか？

### V群・教育プログラムに対する評価(韓国社会との関係性を中心に)

【16】韓国の大学や機関、団体などで韓国語または韓国文化を学習した経験がありますか？

【17】韓国語や韓国文化を学習した経験を通して、韓国社会を理解するのに助かりましたか？

【18】学習した内容に満足していますか？

【19】韓国語や韓国文化を学習する経験を通じて、韓国社会とつながる感じを持つことができましたか？

## 3 アンケートの実施概要と回答者の属性

### 3.1 実施概要

本研究では質問紙を一斉に配布して回答してもらった方法はなじまず、個別に趣旨説明した上で実施した。実施は、海外養子たちの受け入れ施設である「プリエ・チプ 7」に協力いただいた。調査対象等は、以下のとおりである。

【対象】韓国に短期・長期で滞在している成人した海外養子。【実施期間】：2011 年 5 月から 2012 年 3 月まで。個別回答方式。【回答数】：78

78 人の回答者の属性は、「成育国」「性別」「年

年齢」「職業」「学歴」「養子縁組した年齢」の7つから回答してもらった。結果は、以下の通りである。

### 3.2 回答者の【属性】

#### 【成育国】

米国 24 人,デンマーク 10 人,オランダ 10 人,フランス 9 人,ドイツ 8 人,ノルウェー 6 人,ベルギー 4 人,スイス 3 人,スウェーデン 3 人,他 1 人。

#### 【性別】

女性が 54%,男性が 46%。

#### 【年齢】

回答者の年齢は,30 代が 39 人 (50%) ,20 代が 31 人,40 代が 4 人,10 代と 50 代がそれぞれ 2 人ずつとなっている。20 代,30 代が回答者の中心となっている。

#### 【職業】

「学生」という回答が 31 人,「会社員」が 19 人,「その他」が 10 人となっているが,学生と仕事と両立させている場合もある。なお学生とは,韓国の大学で開設する韓国語コースを受講していることも含んでいる。

#### 【学歴】

成育国での学歴は 46 人が大学卒業,16 人が高校卒業,その他 15 人は専門学校や大学院修了生などが含まれている。全般的に高学歴の傾向がみられる。

#### 【養子縁組した年齢】

養子となって海外に渡った年齢は,1 歳未満が 35 人と 44.9%だが,多くが 5 歳前後までに分散している。半数近くが 1 歳未満の乳児の時に海外養子に送出されたということである。

## 4 質問への回答分析

### 4.1 I. 養親と成育環境に対する認識

【14】は,自分が海外養子に出されたことが結果的に良かったどうか,という「海外養子への肯定感」を尋ねている。つまり自己肯定感に関連している。「はい」が 34.6%,「少しそう思う」が 28.2%,合わせて 63%に達している。つまり 63%が,海外養子としての自分の境遇に一定の安定感をもっている。例えば,肯定側からしばしば聞くのに,海外養子だったからこそ大学も出られた,といった類の内容である。反対に海外養子ということに対して,「あまり思わない」「いいえ」を合わせた

12.8%が,いわば否定的回答をしている。つまり 63%の過半数が,自己の境遇に一定の安定感を持ちながらも,他方で 12.8%の人,7~8 人に 1 人が,海外養子制度に疑問を感じたり,また感じさせる成育体験があったものと推察される。この数値は,帰還する海外養子たちの抱える本質的な問題を示している。

【12】の「海外養子への評価」では,自分が海外養子縁組を肯定的に受け止めているか聞いたものである。「はい」の回答が 16.7%,「少しそう思う」が 30.8%,合わせて 48%と半数近くが肯定的評価をしている。反対に「あまり思わない」「いいえ」の否定的評価は合わせて 44.8%と肯定的評価と同じような数値となっている。つまり海外養子の中でも,海外養子制度自体に対する評価が明確に分かれているのであり【14】の海外養子たちの自己の境遇に対する否定的回答 12.8%の少なさと比べて,大きな違いとなって表れている。自己の成育体験の満足度,海外養子制度への評価にはずれがあると見ることができる。

その点で【4】では,養親と養子との安定した関係性を,「養親の韓国滞在への理解度」から見てみた。韓国滞在に対して養親が理解しているかに対して「そう思う」が 57.7%に達している。「少しそう思う」と合わせると 76.9%にも達している。養親は,全体的に子どもの訪韓を肯定的に捉えていると養子たちは理解している。一方で明らかに 14.1%は反対意思をもっていたと捉えている。

【14】の 12.8%の否定的回答者の比率と類似した数値となっている。なお養親にとって実親のいる国への訪問や滞在は,許せないという気持ちをもっているのか,ここからは養父母との訪韓に対する葛藤も想像される。

### 4.2 II. アイデンティティ葛藤・自己

【8】では「成長過程でアイデンティティの混乱があったか」を聞いている。52.6%が「ある」と回答し,「少しはある」が 19.2%で,合わせると 71.8%に達している。反対の「あまりない」「ない」の合計 26.9%を大きく超えている。通常,海外養子たちの成長過程は,多様な曲折を感じる条件が多く,結果的に程度の差はありながらもアイデンティティの問題に直面することが指摘されてきた。そうした中でも成育環境にも関係し,26.9%は「あまりない」「ない」と回答している。この 26.9%の内訳(国籍や性別,養子年齢など)と関連させて分

析する必要がある。

アイデンティティの混乱時期について質問したのが【9】である。混乱した時期としては、「青少年期」が23.0%(18人)、「子どもの時」が7.7%(6人)、「成人してから」が7.7%(6人)、その他(複数期間の回答者をその他の項目とした)が33.3%(26人)、無回答が25.6%(20人)となっている。無回答20人は、アイデンティティの混乱を経験しながらも時期の特定は難しいということであろうか。アイデンティティの混乱とは、どういう状況を示すのか個人によって異なり、そうしたイメージの問題から回答しにくかった面もある。複数期間(長期間)の26人は、程度の差はありながらも長期にわたってアイデンティティに悩む成長体験を持っていたとみられる。そしてこの問題は海外養子たちにとって大きなテーマと思われる。

【8】と【9】に関連して、【10】では、「アイデンティティは重要なのか」を尋ねている。「重要である」37.2%、「少し重要である」38.5%、合わせて75.7%がその重要性を認識している。【8】のアイデンティティの混乱体験を持った71.8%と近い数値を示している。この両者は重複しているのか、【8】の回答との関連をしてみる必要がある。しかしその一方で、反対に16.7%が必要を感じない、余り感じないとも回答している。

【11】は韓国人としての意識、つまり韓国人としてのアイデンティティについて質問している。「はい」という回答をした意識は20.5%は韓国人としての自覚を持っていることになる。興味深いのは「少しそう思う」は43.6%にもなっている点である。これは成育国とのアイデンティティの多重性のもとで回答していると思われる。「はい」「少しそう思う」の肯定的な回答が64.1%に達しているが、反対に「いいえ」「余り思わない」という、韓国に対しての消極的考えも29.5%に達している。「はい」の20.5%とは対極な韓国人意識が指摘できる。

【3】では、韓国滞りが自分の生き方について考える機会となったかを尋ねている。67.9%が「そう思う」、25.6%が「少し思う」と回答している。つまり93.5%が滞在経験によって、多少なりとも自分の生き方を考える契機としているようである。滞在はさまざまな影響を与える。

関連した【5】の「長期滞在希望」の質問では、「そう思う」と「少し思う」が32.0%、滞りに消極

的な「あまり思わない」「思わない」が64.1%にも達している。このことから【3】に見られた韓国滞りが自己の生き方に影響を与えた、とする回答傾向であったのに、長期に滞在することに対しては消極的な回答が多いことが明らかとなった。韓国滞りが、さらに韓国との関係性を強く望むという滞在希望にはつながらないのである。韓国に滞在(帰還)することは、ストレートに韓国との関係を強くする、というよりも自己の生き方を考える契機とする程度の傾向にある。

#### 4.3 Ⅲ. 韓国イメージ

【1】では、韓国滞りが、韓国イメージの変化を促したかを質問したもののだが、60.3%が「変化した」と回答している。「少しは変化した」と合わせて84.7%に達している。韓国滞りによって、成育国にいた時の持っていた韓国イメージが大きく変化したということであろう。変化したという84.7%の回答の内訳は、【2】において明らかとなる。【2】韓国イメージが「とても良くなった」「少し良くなった」という肯定的変化を示す回答が90.3%にも達している。多くの回答者が、好印象を持ったということである。しかし反対に「少し悪くなった」「とても悪くなった」は決して多くはないが8.1%いる。良さと悪さの両面を感じたせいであろうか。以上から、韓国滞りが韓国イメージの変化を促している実態があり、しかも極めて高いプラスのイメージ変化の傾向にあることがわかる。

#### 4.4 Ⅳ. 韓国との融和・韓国人との交流

【5】韓国での1か月以上の長期滞在の希望の有無を聞いたものである。「そう思う」が20.5%、「少しそう思う」が11.5%、合わせて32.0%となっている。反対に「あまり思わない」が9.0%、「思わない」が55.1%、合わせて64.1%にも達している。つまり3人のうち2人程度は、長期滞在を希望していないということになる。

因みに【6】、【5】の「そう思う」「少し思う」の滞在希望の回答者だけに、滞在希望期間を尋ねてみた。1ヶ月程度が14.3%、2~3ヶ月程度が7.1%、それ以上が78.7%にも達している。とくに「できる限り長い期間暮らしたい」は42.9%にも達しているのである。このことは全体の1/3程度の滞在希望者は、多くが3か月以上の長期滞在を希望していて、2/3の長期滞在希望に否定的な者と明確に分離していることがわかる。



ところで「韓国滞在の影響」は、【7】「韓国人との交流」の体験の程度とも関係している。韓国人との温かい交流が「ある」と回答したものが64.1%、「少しはある」と合わせて92.3%にも達している。多くの回答者が多少なりとも韓国人に親切にされたり、プラスの交流経験を持っていることになる。この数値は、【1】の「韓国のイメージ変化」、【3】の「韓国滞在の影響」の回答と同一傾向にあり、韓国人とのプラスの交流体験が、韓国イメージに影響を与えていると推察される。

【13】では「韓国人の接触態度」について質問している。海外養子たちに対しての「理解不足をよく感じる」が38.5%にも達している。次いで「理解不足を少し思う」は25.6%、合わせて64.1%が、韓国人の海外養子に接する時の理解不足という問題点を指摘している<sup>8</sup>。

【15】は、韓国の言葉や文化がわからなくて恥ずかしいと感じた体験を持ったか聞いたものだが、「ある」という回答が32.1%、「少しそう思う」が30.8%、合わせて62.9%にもなっている。反対に恥ずかしいと感じた体験が、「あまりない」と「ない」合わせて35.9%、1/3程度いる。3人のうち2人は、韓国語や韓国文化がわからなく、恥を感じた経験を持っている。

#### 4.5 V. 教育プログラムに対する評価

【16】は、「韓国語や韓国文化の学習経験」を尋ねている。この場合は、習った場所は成育国の場合と韓国国内の場合とがある。そして韓国語または韓国文化を「習ったことがある」という学習経験者は44.9%にも達している。「いま習っている」の回答は14.1%で、合わせて59.0%が経験者といえる。つまり73.1%が長期・短期の学習経験や習う意欲を持っていることになる。

【17】は学習経験の内容について、【16】の「習ったことがある」「いま習っている」の経験者59.0%に聞いている。学習によって韓国社会への理解があったかという質問に対して、「そう思う」が62.2%、「少しそう思う」37.8%、全員が何らかの理解に役立ったと回答している。

関連して、【18】では、同じく学習経験者に対して学習内容の満足度を訪ねている。満足しているかという問いに、「そう思う」が39.6%、「少しそう思う」が39.6%、合計79.2%、ほぼ大半が満足したり適応したりしている。しかし「あまり思わない」「いいえ」が14.6%で、「わからない」と合わ

せた17%の原因を探ることはプログラム改善のためには必要と思われる。【19】は、韓国社会との一体感を持たかという質問に、79.6%が肯定的回答であった。

#### 4.6 読み取れること

以上から次の点が指摘できる。

I群に関しては、自己の海外養子という境遇に対しては大方は肯定的だが、13%あまりが否定的である。その差異は何が原因しているのであろう。一つには養親との関係が、アイデンティティ葛藤に要因であることが明らかとなった。つまり養親との関係が安定していればアイデンティティの葛藤が低いとみられる。また海外養子制度自体の評価は、自己の成育とは離れた、いわば理念的に考える傾向にあることも指摘できた。

II群に関しては、過半数が成育過程でのアイデンティティ葛藤を体験している。そしてアイデンティティを持つことの重要性を認識し、それは彼/彼女らのアイデンティティ葛藤体験を通じて得られたものとみられる。この場合、葛藤は時期的には一時的な場合よりも一生抱えるほどの長期の問題として理解できる。またアイデンティティの葛藤は国、地域などの社会文化的な背景にも影響されているようで、関連してアジア系の人々が多住する米国、カナダは高いとイ・ミソンは指摘する<sup>9</sup>。

これらの諸点を踏まえ、養子たちの「韓国人としての自己意識」は3つの立場が存在している。「強く思う」場合、「成育国のアイデンティティと調和させる」場合、「否定的」な場合である。数値的には中間の調和させる立場が多い。

III群では、韓国滞在(生活)は、韓国のプラスイメージ形成に影響している。しかしそれが韓国に長期滞在したいという願望にはつながっていない。また関連してIV群では、接触・交流した韓国人は好意的だったが、しかし海外養子問題の理解は乏しく、それが養子たちのストレスの一要因となっている。

韓国の長期滞在(3か月以上)の希望者が32.0%だが、反対に64.1%あまりが「希望しない」としている。長期滞在は、単に韓国イメージの影響よりも、彼/彼女らの判断の契機となる別の要因があると考えられる。なお韓国語や韓国文化を知らず、恥をかいた体験は、2/3の回答者が持っていた。

V群では、韓国での海外養子向けの教育プログラムに対しては、59%あまりが受講体験を持ち、こ

れから受講するという回答を含めて、受講意欲は高い。しかし体験者の中の14.6%は、不安や不満を感じている面がある。その辺の理由を探ることも重要と思われる。

## 5 いくつかのクロス分析

ここでは3点に絞り、いくつか質問回答のクロス分析をしたい。

- ①「アイデンティティの混乱」体験と「アイデンティティの必要性」とのクロス集計
- ②「アイデンティティの混乱」体験と「韓国人としての意識」とのクロス集計
- ③「海外養子制度の肯定感」と「韓国長期滞在希望」とのクロス集計

についてである。つまり養子たちが「アイデンティティの必要性」をどの程度感じているのかを知ると共に、この「アイデンティティの必要性」が、「韓国人としての意識」にどのようにつながっているのかを見てみたい。また「海外養子制度の肯定感」は、養子自身が自己の境遇に一定の安定感を持っていることが前提になると推測されるが、そうした安定感を持った養子たちが「韓国長期滞在希望」の回答とどのように関連しているか見ようと思う。この3つの分析によってなぜ韓国に滞在するのか、その一端を明らかにしたい。

### 5.1 アイデンティティの混乱体験と必要感

【10】の「アイデンティティは必要か」という問いに対して、37.2%が「重要である」、38.5%が「少し重要である」と回答している。これらからその重要性を感じていることがわかる。

【10】で、アイデンティティについて「重要である」と「少し重要である」を回答した58人について、【8】「アイデンティティの混乱経験」の内訳を見てみる。55.2%が、混乱体験が「ある」とし、それに「少しある」20.7%と合わせた75.9%が何らかの混乱体験を持っていることになる。つまり混乱体験者が、アイデンティティが重要であることを認識する傾向にある、といえる。ここから類推できるは、混乱があったからこそ、アイデンティティは重要と認識していることである。図としては示さないが【10】で、「重要である」と回答したもののだけを見ると、その点はより一層明白となる。

### 5.2 韓国人意識とアイデンティティ

【8】で混乱の体験が「ある」と「少しある」と回答したものは合わせて64人だが、この64人が【11】(韓国人としての意識の有無)でどういう回答しているか見てみる。【8】の混乱体験者64人は、【11】では、「韓国人としての意識」が「ある」という回答が20%、「少しはある」が52%、合わせて72%となっている。反対に「あまり思わない」と「いいえ」を合わせてほぼ28%となっている。「意識がある」の72%の内訳をもう少し詳しく見ると、混乱体験が強いほど(【8】の「ある」)の方が、【8】の「少しはある」より、韓国人としての意識傾向が強い。つまり成長過程の混乱が、結局は韓国人としての自意識と葛藤する場面が強かったことを想定させる。

### 5.3 韓国滞在希望と「養子制度」観

【12】の海外養子制度に対して「はい」という肯定的評価を下している13人について、【5】の「韓国滞在希望の有無」との関係を見てみる。海外養子制度の肯定観が韓国滞在希望とどのように関連しているかをみたものである。「ある」の肯定的回答者の場合、韓国に「長期滞在」することの希望者が23.1%、「少し思う」が7.7%、合計30.8%となっている。反対に「思わない」が69.2%という高さであり、養子制度に対し肯定観を持つ人ほど、逆に滞在を希望しないという傾向が指摘できる。

## 6 まとめ

教育プログラムの支援や条件を考える時、彼/彼女らのアイデンティティの一層の安定化と「なぜ韓国を訪問したか」の目的を十分に意識していく必要を感じる。以下、その改善ための視点を示しておきたい。

- ・帰還者のアイデンティティの問題は、その安定のためには養親との関係が安定することが大事であり、成人後であったとしてもその回復を支援できる配慮が必要である。
- ・プログラムを構想するとき、成育した国や地域の社会文化的背景と葛藤の分析が必要である。
- ・韓国滞在の機会は、韓国イメージの好転に役立っており、そうした機会をできるだけ提供する。また一方で海外養子に無理解と思われる韓国社会が存在しており、教育プログラム担当者は、十分に彼/彼女らの苦悩や葛藤を理解しておく必要がある。

例えば「家族」や「家系」などに関する教育内容は、慎重にすべきである<sup>10</sup>。

・韓国滞在はアイデンティティを求める動向と深くつながっていると考えられる。教育担当者はこの点も配慮すべきであり、教材もこうした海外養子の葛藤に向き合う内容も必要に思われる。

## 「注」

- 1) 坂井菜央美"韓国海外養子研究の動向と教育学的課題"『生涯学習基盤経営研究』no35,2010,p.57-64.
- 2) 米国育ちの チョンギョンア氏への 2010 年 3 月 23 日のインタビューでは、大学での韓国語コースでは寄宿舎生活が原則で、集団規律の中で動くことに抵抗があったと指摘している。また韓国語コースで、「家族」の話が繰り返し出てくるので、いやになってしまうとの発言をしている。韓国社会への適応教育の発想があるからと思われる。
- 3) バク・インソン"海外入養人の自己正体感と入養実践現場の課題"『韓国児童福祉学』no5,1997,p.147-167.
- 4) イ・ミソン"海外入養人の自己正体感およびこれに影響を与える要因に関する研究"『韓国児童福祉学』no14,2002,p.114-143.同、『海外養子の心理社会的適応に影響を及ぼす要因に関する研究』ソウル女子大学校博士論文,2001.12,p.1-158.
- 5) コ・ヘヨン、イム・ヨンシク"海外養子の心理社会的適用"『未来青少年学会誌』vol.2,no2,2005,p.5-16.
- 6) *ipid*,p.12.
- 7) ブリエチブ,"<http://www.koroot.org/>(2012-9・1).
- 8) イ・ソンヒ『韓国人の海外養子たちに対する認識調査—接触集団と非接触集団の認識比較を中心に—』,延世大学校修士論文,2006,p.1-56.この論文は韓国人の意識調査だが、海外養子たちに対する様々な意識差は接触経験が大きく影響していることを指摘している。
- 9) イ・ミソン(2002), *op. cit.* p. 138.
- 10) イ・ミソンは養子たちにインターネットサイトによる調査を実施している。「事後サービス」として高い順に「実家族探し」「韓国訪問」「韓国文化経験」「韓国文化紹介(児童放任・虐待などの概念の違い)」「韓国語教育」「養子関連長期相談」「健康サービス」「家族葛藤解決サービス」に求めているとした。養子の背景として児童放任や虐待、健康問題、家族葛藤解決などにも関心が高いことが示している(“海外養子たちの事後管理サービスに関する調査”『臨床社会事業研究』vol12, no2, p. 113-139.

# **A Quantitative Study of South Korean Adoptees Returning to Their Birth Country: Focusing on Identity Conflicts**

Naomi SAKAI †

† Graduate School of Education, the University of Tokyo

Following the Korean War in the 1950s, a total of more than 150,000 South Korean children were sent abroad for adoption. These children experienced many psychological conflicts as they grew up, including uncertainty about their identity. Since 2000, the number of adoptees returning to visit South Korea has rapidly increased. A variety of educational programs are provided to adoptees visiting South Korea. In order to develop better educational programs, it is important to consider adoptees' identity conflicts and what they want to learn. The present research is a quantitative study that uses a questionnaire to investigate how adoptees grew up, the diversity of conflicts they have faced, their relations with their foster parents, and the meaning of reunion with their birth parents.

Keywords: identity, overseas adoption in Korea, lifelong learning

# Web-based Archiving of Parallel and Comparable Documents for Online Translators

Kyo KAGEURA † Ryo MURAYAMA †

†Graduate School of Education, The University of Tokyo

This paper introduces a Web-based system that archives parallel and comparable online documents. The system, QRpac, is specifically designed to meet the requirements of online volunteer translators who need to refer to relevant translation document pairs as well as comparable document sets. While many systems have been proposed so far to construct parallel and/or comparable corpora from the web, there have been none that directly respond to online translators' needs. The system is currently fully operational, and operates in a seamless manner upon request by the user. This paper puts emphasis on the context within which the system is required, designed, and used, which we believe is essential and more important than "rote" evaluations.

online translator, terminological resources, comparable archive, parallel archive

## Contents

### 1 Introduction

### 2 Archiving and translation

- 2.1 The position of "archives" in the translation process
- 2.2 Useful archives for translators

### 3 The QRpac system

- 3.1 Overall structure
- 3.2 Parallel archiving
- 3.3 Comparable archiving
- 3.4 Term extraction

### 4 Interactions with users

### 5 Remaining issues

- 5.1 Evaluation
- 5.2 Technical issues

### 6 Outlook

## 1 Introduction

In recent years we have witnessed a growing number of translation activities carried out online in which online documents in a variety of

fields such as politics, culture, sports, computing and so on, are translated. With the ever-expanding breadth of global communication on a wide range of topics and issues and in a wide variety of languages on the net, this trend is set to continue or accelerate for the foreseeable future. As a result, the activities of online translators (we define "online translators" here loosely as people translating online or electronic texts, publishing their translations online, and relying substantially on online resources in the process of translation) are becoming more and more important, while a number of online or installable platforms have recently become available to support certain aspects of translation activity, such as managing translation memory<sup>1 2 3</sup> and managing translation workflow and collaborative processes<sup>4 5 6</sup>. There are, however, not many platforms, services or sites which provide online translators with basic reference resources such as standard dictionaries or parallel or comparable corpora suitable for translators, although exceptions do exist<sup>7</sup>. We are developing a system that helps online translators by providing them with necessary reference resources.

From the point of view of constructing lan-

guage resources, research into the construction of parallel or comparable corpora tends to be regarded as an issue related to linguistics, machine translation (MT) or cross-lingual IR rather than human translation activities<sup>8 9 10 11 12 13 14 15 16 17</sup>, although here again there are some exceptions<sup>18 19</sup>. In discussions with online translators, we found that they need stratified reference resources, and that we need to be aware of the position of parallel and comparable documents within this stratified reference resources. Taking into account this position of parallel and comparable documents within reference resources for online translators, we have developed a system, QRpac, which enables users to create parallel and comparable archives. QRpac combines established technologies and software as modules. What is important and innovative in QRpac is thus not the technologies for archiving but the perception of the usefulness of parallel and comparable archiving in the translation process and the functional design related to the division of labour between users and the system. This paper presents the system together with the basic design concept that reflects translators' needs.

## 2 Archiving and translation

### 2.1 The position of "archives" in the translation process

Although many non-translators tend to regard translation more or less as a linguistic process, translation deals first and foremost with texts<sup>20</sup>. This can be illustrated by taking a situation in which a translator is translating a document which contains a citation from, say, an international treaty. A proper translator would (a) identify that the passage is an extract from an international treaty, (b) refer to the official translation in the target language, if there is one, and (c) decide whether the direct use of the official translation is required or some adaptation of it is possible or preferable. This implies two other important traits of the translation process, i.e. translators do not simply transform language structure

in a rote manner, but make decisions, and translators deal with texts as singular products rather than as language samples.

This explains why being bilingual does not on its own make a person a good translator – translation is not so much concerned with transforming source language (SL) expressions into target language (TL) ones using linguistic rules as with giving the target text a place in the set of existing related texts in the TL that corresponds to the place of the source text in the set of existing related texts in the SL. Given this nature of translation, we can say that translators deal with three different levels of language in its broader sense<sup>21</sup>:

- 1 Linguistic level: translators should have sufficient command of the grammar in both the SL and TL and need to refer to high-quality lexical resources.
- 2 Text-archive level: translators need to refer to a group of historically and socially accumulated texts in the SL and TL which are relevant to the text they are translating. The relevance here is ultimately supported not by linguistic or topical similarity but by the unique names of authors and translators as well as the unique time of production. From the point of view of linguistic units, this level is concerned not only with passages but also with technical terms, for which translators *must use* established TL terms used in related TL texts.
- 3 Text-corpus level: translators need to refer to general corpora to check the possible range or usage patterns of TL expressions. Unlike data in archives, data in corpora do not need to be identified as singular existences in history.

In relation to these three levels, it is essentially the text-corpus level which can be addressed by parallel or comparable corpora as products of most existing research. This also holds for corpora constructed for use in helping translators<sup>22</sup>

<sup>23</sup> <sup>24</sup>. While there are studies in the fields of NLP, lexicography and translation studies dealing with the construction and use of linguistic level and text-corpus level reference resources, there is a paucity of research addressing reference resources at the text-archive level. QRpac explicitly intends to help online translators construct text-archive level reference resources.

## 2.2 Useful archives for translators

If we could construct a universal translation archive containing all translated document pairs ever produced in a given SL and TL, with proper identifying information including names of authors and translators, dates, and so on, and from which translators could retrieve a set of translations relevant to their translation task, we might think that that would make an ideal text-archive level reference resource consisting of parallel documents.

There are, however, two problems with this framework. The first is that constructing a universal translation archive is not practically feasible given a range of social limitations, including the issue of copyright<sup>25</sup>. In addition, partly due to the social restrictions represented by copyright issues, there is a massive number of translated documents which have not been digitised. Thus, even if we could make an archive of all the translated documents that exist online, the archive may not match users' expectations, in which case it is unlikely that it would be used<sup>26</sup>.

The second issue is related to the fact that not all the SL texts relevant to the particular text that a translator is translating were translated into the TL. Therefore, simply collecting translated documents, even if we could overcome all social barriers and construct a universal translation archive, would only cover a part – however essential this part may be – of all that would be needed by translators. It would be more useful and preferable for the archive to contain relevant SL and TL texts even if they did not match each other – in other words, a comparable archive. Note that this situation is analogous to the posi-

tion and role of parallel and comparable corpora.

To overcome these problems, we adopted the following goals in our strategic definition of QRpac:

- 1 Development of a user-driven system. Instead of constructing a large archive for potential users, QRpac helps individual users to construct their own parallel and comparable archives. Although it may seem cumbersome for translators, some online translators make archives of documents relevant to their translation activities using search engines and heuristics. To facilitate the process would thus greatly help these translators.
- 2 Creation of a combined parallel and comparable document crawler. As will be explained in the next section, QRpac allows users to iteratively archive parallel and comparable documents, in the process letting them make decisions about the direction of archiving and the range of documents to be archived.

By making the archiving process and thus the resultant archive personal, we can guarantee that it will be used, because users will be fully aware of the nature of the archive they constructed and will understand what they can – and cannot – get from it. Note that this is one of a number of general prescriptions that are designed to ensure that reference resources are actually used<sup>27</sup>.

## 3 The QRpac system

### 3.1 Overall structure

QRpac consists of a parallel document crawler, a comparable document crawler, a term extractor, and a user interface which allows users to interactively control the crawling directions. Users can iteratively construct both parallel and comparable archives in a single session. The archiving process proceeds as follows:

- 1 As a first step, the user can choose either to construct a parallel archive or to construct a

comparable archive. At the same time, the user can specify the number of iterations for the parallel and comparable archiving process in the session.

- 2 If the user chooses to construct a parallel archive, s/he specifies a set of monolingual terms which reflect the topic or area of the archive s/he intends to construct.
- 3 If the user chooses to construct a comparable archive, s/he specifies a set of bilingual term pairs which reflect the topic or area of the archive s/he intends to construct.
- 4 The user can iterate the process in a session, in other words, s/he can use the set of terms or term pairs extracted from the documents obtained in the previous iteration as seed terms in the new iteration.

Figure 1 illustrates how QRpac works<sup>28</sup>. Essentially, QRpac enables users to iteratively apply both the parallel document crawling and the comparable document crawling process in a seamless manner by allowing users to select seeds at the end/start of each process. For the three modules, i.e. parallel document crawler, comparable document crawler, and term extractor, QRpac uses existing methods and software packages, with some modifications and adaptations.

### 3.2 Parallel archiving

Several systems or methods have been proposed for crawling bilingual parallel documents<sup>29</sup>  
30 31 32 33 34 35 36. While they show good performance, the system or the set of collected documents are not necessarily suitable for online translators, as most of them aim at constructing corpora for computational applications such as MT or IR. In some cases, the system does not allow users to control the crawling, while in other cases the system collects “parallel” segments without distinguishing different span of units or the origin of parallelism. Translators stratify strategies to check reference information<sup>37</sup>, and most translators want parallel documents consisting of source and translated docu-

ment pairs dealing with the topic relevant to the documents that they are translating. Conceptually, this is related to the distinction between corpora and archives. The user’s control is critical in giving data the status of a “personal” archive, whereas it is not necessarily relevant in the case of corpora. Taking these factors into account, we decided to use QRselect<sup>38</sup>, which aims specifically at translated document pairs relevant to individual users.

Briefly, QRselect works as follows:

- 1 The user inputs keywords in a language relevant to the topic of the document that s/he is translating.
- 2 The system retrieves a specified number of web documents in that language relevant to the keywords. When the retrieved documents are evaluated as a translation (see steps 3 to 5), the search is expanded to all documents within the same URL domain.
- 3 For each retrieved page, the system detects the anchor link and judges whether it refers to the source language document or not, by checking for the existence of “reserved words” or “anchor link words” such as “original,” “source language documents,” etc<sup>39</sup>.
- 4 For each document retrieved in step 2 and each document detected in step 3, the system removes HTML tags, extracts the textual area, and calculates the similarity of the texts by using word-level translations<sup>40</sup>.
- 5 The system selects pairs whose similarity is above a given threshold.

Experiments showed that the system works very well for crawling translated documents relevant to the user’s request<sup>41</sup>. What is important here is that, although there are some topics for which translation document pairs cannot be detected, users can reasonably guess whether this is due to system shortcomings or because such document pairs do not exist in the first place, which is an important condition for reference systems to be used by translators<sup>42</sup>.



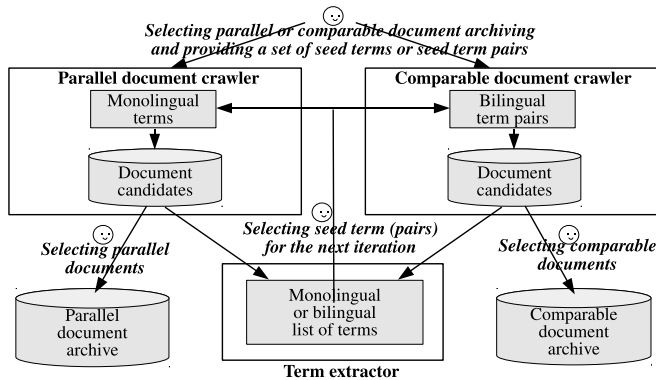


Figure 1: The Overall Flow of Functions in QRpac

### 3.3 Comparable archiving

For the comparable document archiving module, we use BootCaT<sup>43</sup>, a corpus crawler widely used for constructing web-based corpora and used in translation training<sup>44 45</sup>. BootCaT works as follows:

- 1 The system accepts several terms as seeds from the user.
- 2 It randomly generates tuples (typically triples) of the seeds and sends them as a query to the search engine.
- 3 It retrieves the top of hit pages and applies filtering, removing redundancy and cleaning. In the process, it allows the user to choose which hit pages s/he wants to retain.

BootCaT has recently been used to construct comparable corpora from the web<sup>46</sup>. We also extended the use of BootCaT so that it enables users to collect comparable documents, by adding a rapper interface to the BootCaT engine, as follows:

- 1 The user inputs bilingual term pairs as an initial seed.
- 2 The system generates parallel tuples (typically triples) of the seeds and sends them as queries to the search engine.
- 3 The system retrieves the top of hit pages in each language and applies filtering, removing redundancy and cleaning. In the pro-

cess, it allows the user to select which pages should be retained.

Here again, the distinction between corpus and archive is maintained by the process of the user's decision in choosing the documents.

### 3.4 Term extraction

Both the parallel document crawling module and the comparable document crawling module start from seed terms (monolingual terms in the case of the former, and bilingual term pairs in the case of the latter) and obtain (parallel or comparable) bilingual documents sets. If we add a term extraction routine to the resultant document sets, we can thus connect these modules so that the user can seamlessly iterate combinations of parallel and comparable corpus crawling to her/his satisfaction.

Many methods of automatic term extraction have been proposed so far. For the term extraction module, we chose a term extractor originally developed and tested for Japanese<sup>47</sup>. According to the developers' experiments, the system shows high performance in extracting especially complex terms. In addition, it is based on a simple, language-independent idea, and works for essentially any language.

## 4 Interactions with users

In the QRpac system, the user specifies the file name for the archive, and chooses whether s/he

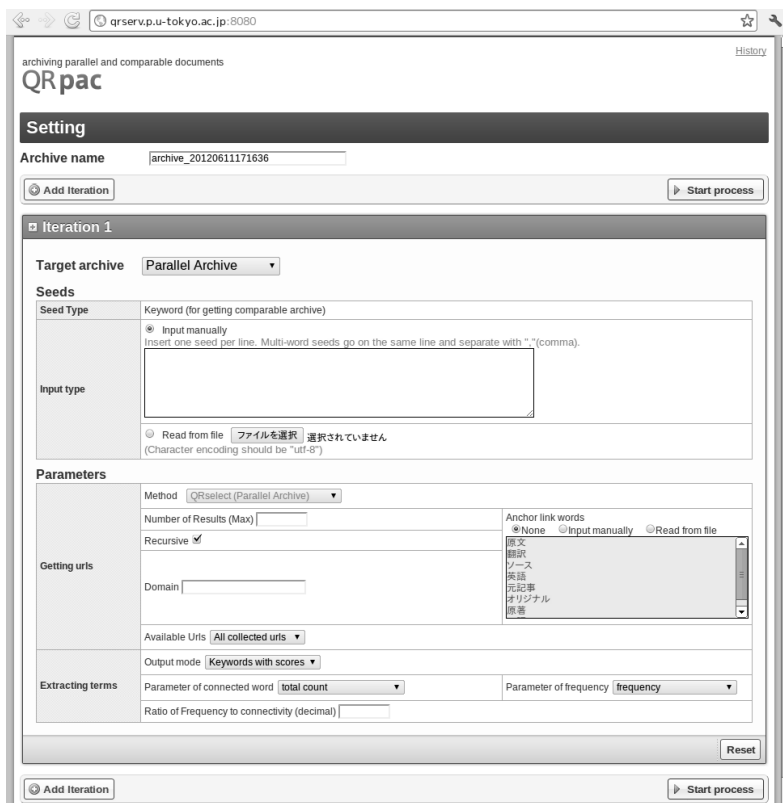


Figure 2: The Basic Interface of QRpac (Parallel Archiving Mode)

wants to start by collecting parallel documents or comparable documents. Figure 2 shows the basic interface for archiving parallel documents. Here, seed terms can be specified either directly on the page or by uploading the file containing seeds. In Figure 2, parameters reflect the parameters of QRselect as the interface shown is for parallel archiving. In the comparable archiving interface, the parameters reflect BootCaT parameters. In both modes, the user can choose whether s/he wants to make a choice among retrieved documents or accept the result straightforwardly. In the parallel archiving mode, the user can also specify “anchor link words” or reserved words for improving the precision of detecting source language texts.

The user can iterate in one session parallel and comparable archiving. If the user clicks on the

“Add Iteration” button, a new interface panel is added at the bottom of the page. The archiving processes are connected by the term extraction module: the system extracts terms from the parallel or comparable archive constructed from the previous iteration, and the user can choose seed terms from them to be used for the next archiving process. Figure 3 shows the interface for term selection. We are currently planning to ask several online translators to test the user friendliness of the interface.

## 5 Remaining issues

### 5.1 Evaluation

As QRpac uses established mechanisms for parallel and comparable document crawling and for term extraction, we can reasonably rely on the quantitative evaluations given in the work reported for the original methods<sup>48 49 50</sup>. We are

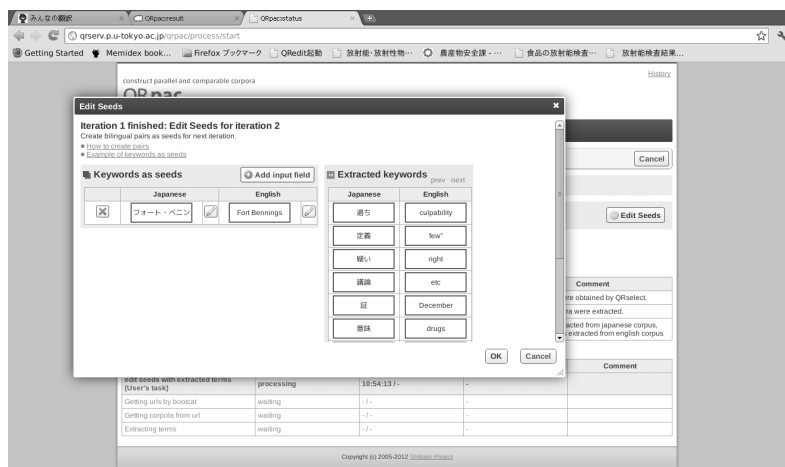


Figure 3: The Term Selection Popup (with Background Window Showing Processing Status)

therefore focusing on qualitative evaluation, by means of feedback from translators who are expected to use the system. Full qualitative evaluation is, however, being hampered by certain technical problems.

## 5.2 Technical issues

QRpac currently has two main technical challenges. The first is the processing time. At present, it takes several to scores of minutes to finish the first crawling, especially for parallel archiving, and makes archiving a full and independent task rather than a side task in the process of translation for the user.

Another major problem is the text alignment for parallel documents. While parallel document crawling gives satisfactory performance, the precision of the paragraph alignment is currently low, due to the complexities involved in removing unnecessary tags and strings and extracting corresponding textual areas. Improving the paragraph alignment for parallel documents remains an issue for QRpac.

## 6 Outlook

While QRpac is fully operational in terms of its functions, the above-mentioned technical issues need to be addressed for it to be accepted by online translators who are interested in archiving

parallel and comparable documents for their own aims. Once these performance and precision improvements have been made, we will make QRpac publicly accessible without restrictions, and also incorporate it into Minna no Hon'yaku (Translation of/for/by All), an integrated translation-aid platform for online translators in which more than 2,000 users are currently involved in translating online documents<sup>51</sup>.

## Acknowledgements

This work is supported by the Japan Society for the Promotion of Sciences (JSPS) grant-in-aid (A) 21240021 “Developing an integrated translation-aid site which provides comprehensive reference sources for translators”. The short version of this paper appeared as<sup>52</sup>.

## Notes

- 1) <http://www.lingotek.com/>
- 2) <http://kilgray.com/products/memoq/>
- 3) <http://www.omegat.org/>
- 4) <http://www.globalsight.com/>
- 5) <http://www.langtech.co.uk/>
- 6) <http://www.proz.com/>
- 7) <http://trans-aid.jp/>
- 8) Chen, J. and Nie, J-Y. “Parallel web text

- mining for cross-language IR,” *Proc. of RIAO 2000*, 2000, p. 62-77.
- 9) Fukushima, K., Taura, K. and Chikayama, T. “Fast and accurate method for detecting English-Japanese parallel texts,” *Proc. of COLING/ACL Workshop on Multilingual Language Resources and Interoperability*, 2006, p. 60-67.
  - 10) Hong, G., Li, C-H., Zhou, M. and Rim, H-C. “An empirical study on web mining of parallel data,” *Proc. of 23rd COLING*, 2010, p. 474-482.
  - 11) Li, B. and Liu, J. “Mining Chinese-English parallel corpora from the web,” *Proc. of 3rd IJCNLP*, 2008, p. 847-852.
  - 12) Ma, X. and Liberman, M. Y. “BITS: a method for bilingual text search over the web,” *MT Summit XII*, 1999.
  - 13) Mohler, M. and Mihalcea, R. “Babylon parallel text builder: gathering parallel texts for low-density languages,” *Proc. of 6th LREC*, 2008, 1228-1231.
  - 14) Resnik, P. and Smith, N. A. “The web as a parallel corpus,” *Computational Linguistics*, vol. 29, no. 3, 2003, p. 349-380.
  - 15) Talvensaari, T., Pirkola, A., Järvelin, K., Juhola, M. and Laurikkala, J. “Focused web crawling in the acquisition of comparable corpora,” *Information Retrieval*, vol. 11, no. 5, 2008, p. 427-445.
  - 16) <http://www.translationautomation.com/>
  - 17) Uszkoreit, J., Ponte, J. M., Popat, A. C. and Dubiner, M. “Large scale parallel document mining for machine translation,” *Proc. of 23rd COLING*, 2010, p. 1101-1109.
  - 18) Baroni, M., Kilgarrieff, A., Pomikálek, J. and Pychlý, P. “WebBootCaT: Instant domain-specific corpora to support human translators,” *Proc. of EAMT*, 2006, p. 247-252.
  - 19) Kageura, K., Abekawa, T. and Sekine, S. “QRselect: a user-driven system for collecting translation document pairs from the web,” *Proc. of 10th ICADL*, 2007, p. 131-140.
  - 20) Munday, J. *Introducing Translation Studies*. London, Routledge, 2001.
  - 21) Kageura, K. and Abekawa, T. “NLP meets library science: providing a set of enhanced language reference tools for online translators,” *A-LIEP 2009*, 2009.
  - 22) Bernardini, S. and Castagnoli, S. “Corpora for translator education and translation practice,” in Yuste, E. ed. *Topics in Language Resources for Translation and Localisation*. John Benjamins, Amsterdam, 2008, p. 39-55.
  - 23) Sharoff, S. “Translation as problem solving: uses of comparable corpora,” *Workshop on Language Resources for Translation Research and Practice*, 2006.
  - 24) Zanettin, F. “Bilingual comparable corpora and the training of translators,” *Meta*, vol. 43, no. 4, 1998, p. 616-630.
  - 25) The result of the Google Editions lawsuit is indicative of this problem.
  - 26) Kageura, K. and Abekawa, T. “On the concept of ‘comprehensiveness’ in information services: the case of the online translation aid and hosting service Minna no Hon’yaku,” *A-LIEP 2011*, 2011.
  - 27) Kageura, K. and Abekawa, T. “NLP meets library science: providing a set of enhanced language reference tools for online translators,” *A-LIEP 2009*, 2009.
  - 28) Kageura, K. and Murayama, R. “QRpac: archiving parallel and comparable documents from the Web,” *ICADL 2012*, 2012.
  - 29) Chen, J. and Nie, J-Y. “Parallel web text mining for cross-language IR,” *Proc. of RIAO 2000*, 2000, p. 62-77.
  - 30) Fukushima, K., Taura, K. and Chikayama, T. “Fast and accurate method for detecting English-Japanese parallel texts,” *Proc. of COLING/ACL Workshop on Multilin-*

- gual Language Resources and Interoperability*, 2006, p. 60-67.
- 31) Hong, G., Li, C-H., Zhou, M. and Rim, H-C. "An empirical study on web mining of parallel data," *Proc. of 23rd COLING*, 2010, p. 474-482.
  - 32) Li, B. and Liu, J. "Mining Chinese-English parallel corpora from the web," *Proc. of 3rd IJCNLP*, 2008, p. 847-852.
  - 33) Ma, X. and Liberman, M. Y. "BITS: a method for bilingual text search over the web," *MT Summit XII*, 1999.
  - 34) Mohler, M. and Mihalcea, R. "Babylon parallel text builder: gathering parallel texts for low-density languages," *Proc. of 6th LREC*, 2008, 1228-1231.
  - 35) Resnik, P. and Smith, N. A. "The web as a parallel corpus," *Computational Linguistics*, vol. 29, no. 3, 2003, p. 349-380.
  - 36) Uszkoreit, J., Ponte, J. M., Popat, A. C. and Dubiner, M. "Large scale parallel document mining for machine translation," *Proc. of 23rd COLING*, 2010, p. 1101-1109.
  - 37) Kageura, K. and Abekawa, T. "NLP meets library science: providing a set of enhanced language reference tools for online translators," *A-LIEP 2009*, 2009.
  - 38) Kageura, K., Abekawa, T. and Sekine, S. "QRselect: a user-driven system for collecting translation document pairs from the web," *Proc. of 10th ICADL*, 2007, p. 131-140.
  - 39) The user can specify relevant reserved words at the beginning of the process.
  - 40) This is currently carried out using system-provided dictionaries and the language pairs are limited.
  - 41) Ibid.
  - 42) Kageura, K. and Abekawa, T. "On the concept of 'comprehensiveness' in information services: the case of the online translation aid and hosting service Minna no Hon'yaku," *A-LIEP 2011*, 2011.
  - 43) Baroni, M. and Bernardini, S. "BootCaT: Bootstrapping corpora and terms from the web," *Proc. of 4th LREC*, 2004.
  - 44) Baroni, M., Kilgarriff, A., Pomikálek, J. and Pychlý, P. "WebBootCaT: Instant domain-specific corpora to support human translators," *Proc. of EAMT*, 2006, p. 247-252.
  - 45) Bernardini, S. and Castagnoli, S. "Corpora for translator education and translation practice," in Yuste, E. ed. *Topics in Language Resources for Translation and Localisation*. John Benjamins, Amsterdam, 2008, p. 39-55.
  - 46) Kilgarriff, A., PVS, A. and Pomikálek, J. "BootCating comparable corpora," *Proc. of 9th TIA*, 2011, p. 123-126.
  - 47) Nakagawa, H. and Mori, T. "Automatic term recognition based on statistics of compound nouns and their components," *Terminology*, vol. 9, no. 2, 2003, p. 201-209.
  - 48) Kageura, K., Abekawa, T. and Sekine, S. "QRselect: a user-driven system for collecting translation document pairs from the web," *Proc. of 10th ICADL*, 2007, p. 131-140.
  - 49) Baroni, M. and Bernardini, S. "BootCaT: Bootstrapping corpora and terms from the web," *Proc. of 4th LREC*, 2004.
  - 50) Nakagawa, H. and Mori, T. "Automatic term recognition based on statistics of compound nouns and their components," *Terminology*, vol. 9, no. 2, 2003, p. 201-209.
  - 51) <http://trans-aid.jp/>
  - 52) Kageura, K. and Murayama, R. "QRpac: archiving parallel and comparable documents from the Web," *ICADL 2012*, 2012.

# オンライン翻訳者による利用を想定した Web 対訳文書及び関連文書の アーカイブ作成システム

影浦峽<sup>†</sup> 村山遼<sup>†</sup>

<sup>†</sup> 東京大学大学院教育学研究科

本研究ノートでは、Web 上で稼働する対訳／関連文書アーカイブ作成システム QRpac の基本概念と構成について述べる。QRpac は特にオンライン翻訳者を念頭に置いて開発されたシステムで、既往の類似システムが言語研究や機械翻訳のために対訳データをコーパスとして収集するのに対し、明示的に翻訳者の個人アーカイブ構築を目的としている点に特徴がある。現在、システムは、実効速度の問題から実利用には難があるものの、完全に作動する。本ノートでは、システムの構成だけでなく、背景にある概念を重点的に説明する。

キーワード：オンライン翻訳者，対訳アーカイブ，関連文書アーカイブ，専門語彙資源

# 日本の専門職養成構造における司書の位置づけ

— 「管理栄養士」「臨床心理士」との比較において —

根本彰<sup>†</sup> 松本直樹<sup>††</sup> 青柳英治<sup>‡</sup>

<sup>†</sup> 東京大学大学院教育学研究科 <sup>††</sup> 大妻女子大学社会情報学部 <sup>‡</sup> 明治大学文学部

本研究は、管理栄養士、臨床心理士の専門職確立過程を検討することによって、日本の専門職の文脈における司書資格の特質を明らかにすることを目的とする。まず、司書資格の特徴と現状を確認したのち、管理栄養士と臨床心理士について、国家・政府、高等教育機関、市場というアクター間のパワーバランスモデルを基礎に、その確立および発展の過程を明らかにした。結果、資格制度改善の継続的な努力、厳格な専門職の認定制度、有資格者の教員配置、専門職としての権限・責任や配置・罰則の制度化、国家/政府・高等教育機関・市場の調整過程、政治的働きかけなどの特徴が明らかになった。これらはいずれも司書養成の制度化の過程において十分展開されてこなかったものである。

キーワード：司書職制度、専門職制度、管理栄養士、臨床心理士

## 目次

### 1 はじめに

### 2 司書資格の状況

### 3 「管理栄養士」資格

- 3.1 「管理栄養士」養成の仕組み
- 3.2 「管理栄養士」養成体制の推移
  - 3.2.1 資格化前史：1960 年ごろまで
  - 3.2.2 管理栄養士制度の創設：1960 年代初頭
  - 3.2.3 養成施設指定：1960 年代中盤から後半まで
  - 3.2.4 全面国家試験化にむけて：1970 年前後から 2000 年まで
- 3.3 本章のまとめ

### 4 「臨床心理士」資格

- 4.1 「臨床心理士」養成の仕組み
- 4.2 「臨床心理士」養成体制の推移
  - 4.2.1 資格化前史：1950～1970 年代
  - 4.2.2 資格化の実現：1980 年代

- 4.2.3 文部行政への接近と職域の拡大：1990 年代
- 4.2.4 国家資格化の歩み①：1990～2000 年代中盤
- 4.2.5 国家資格化の歩み②：2000 年代後半～

### 4.3 本章のまとめ

## 5 考察

## 6 おわりに

### 1 はじめに

図書館情報学は歴史的には図書館員養成という課題から生まれているため、アカデミズムではなくプロフェッショナリズムの領域であると考えられることがある。日本で言えば、図書館についての歴史的・規範的議論、図書館のサービスとマネジメント、図書館員の職務内容と職員制度、専門職団体に依拠した活動、図書館員養成制度などについての議論がそれに該当する。本稿はこのプロフェッショナリズムの立場に立ち、専門職養成制度の比較考察を行うが、その際にこれまでのように外国に参照軸を見出すのではなく、国内の他の職に見出そうとするものである<sup>1</sup>。

日本図書館情報学会は 2003 年の創立 60 周年に合わせて、会長が研究代表者となって日本学術

振興会の科学研究費を取得し、図書館情報学教育を改善するための共同研究に着手した。これが通称 LIPER (Library and Information Professions and Education Renewal) であり、その第一期の報告書で示された改革案はその後の同学会の活動の指針の一つになっている。LIPER 改革案の基本的な考え方として、図書館情報学における専門職養成は将来的には大学院レベルに移行することが必要であるとし、そのためにとくに司書課程の質的な改革案を提示している<sup>2</sup>。

具体的にみると、この報告書は図書館法に司書資格の法的根拠があるとしても、次のような点で通常の専門職に備わっている要件が不足しているとの認識に立っている。

- 1) 図書館法が公共図書館のみの法律で図書館職全般についての法的根拠になっていない
- 2) 図書館法に専門的職業人 (professionals) がもつ権限とその裏腹の責任のどちらも明記されていない
- 3) 養成課程の学歴要件が最低短大・高専レベルである
- 4) 図書館法には大学での養成が書かれているにもかかわらず 2012 年まで行政的には講習会制度しかなかった
- 5) 資格取得に際して国家試験や課程認定のような質的統制手段がないなどである。

これらは、専門職が制度としての要件を備えるためにどうしても欠かすことができないものであるが、大学での養成が 2008 年の図書館法施行規則改正でようやく実現された程度で、ほとんどが 1950 年の法成立当初のままになっているのである。報告書では、一挙にそれらの要件を備えることは難しいとしても、将来的に大学院における情報専門職養成課程に移行することを想定して、その橋渡しのためにいっそうの質的向上をはかる必要があるとし、その手段の一つとして図書館情報学検定試験を実施することを挙げた<sup>3</sup>。

これまで図書館情報学研究者は、アメリカの養成制度を参照軸として論じることが多かったが、社会的文脈を異にする日本ではそのまま当てはまらないことが多い。アメリカでは、専門的な職業については 19 世紀後半以降、全国的な専門職団体と大学における養成制度が重要な役割を果たし

てきた。図書館員の場合は、アメリカ図書館協会 (ALA) がアメリカの図書館員養成について基準をもち、大学での養成教育の認定を行ってきた。そこでは専門職が国家から自律しているモデルが採用されている。

これに対して、日本では明治以降、国家が内政の個別の問題を細かく定め対応してきた。国や市町村が設置する図書館やその職員養成の問題は文部科学省 (以下文科省とする) の行政の責任範囲内にあり、図書館関係の民間団体は行政機関に働きかけをすることは可能でも、基準策定や認定は国がやることになっていた。これは国家依存のモデルである。

ところが 1990 年代後半以降、行政改革の流れのなかで、規制緩和、地方分権などが明確に示されるようになった。こうした状況で、専門職を定め、質的な基準を明確にして試験や課程認定をおこなうことは明らかに規制にあたるため、それらを行行政的に行うことは以前に比べて難しくなった。LIPER 報告が手段として述べている検定試験は日本の専門職育成において質的な維持をはかるために必要と考えられてきたものであり、公的に行うことが難しくなっていることから学会業務として行うことが提案された。

本研究では、司書の位置づけを明らかにするために、日本の他の専門職制度がどのように確立されていったのか、さらに、専門職養成課程を質的に維持・向上させるためにどのような手段を採用したのかについて調査を行う。その際に、日本の図書館専門職や図書館員養成が依拠してきたアメリカモデルあるいはアングロサクソン系モデルを一旦相対化し、日本の専門職制度を議論する際に必要な分析枠組みとして、橋本鉦市らが採用した国家・政府、高等教育機関、市場 (職場) の三者のアクター間のパワーバランス・モデルを参照する<sup>4</sup>。また、医師の養成や法曹養成においては常に量的規制が問われるが、司書養成が開放制の養成制度であるように量的な規制がほぼ存在していないと見なせる事情を勘案して、質的規制を中心とした点に焦点を当てる。

本研究で取り上げた資格は、一つは、栄養士という国家資格の上位資格としてつくられた管理栄養士であり、もう一つは国家資格ではなく民間資格として、大学院レベルでの養成課程をつくるこ



とに成功した臨床心理士である。管理栄養士を取り上げる理由は、栄養士という国家資格が一旦つくられたあとにそれをもとにしてその上に新たな資格をつくりあげたことが、同様に司書資格のレベルアップを考えている図書館情報学教育にとって参考になると考えられるからである。また、臨床心理士を取り上げるのは、比較的最近になって、民間資格でありながら大学院の養成課程とそれを厳密に評価する過程を導入し、さらに国家資格化を目指して働きかけを行なっているところが参考になると考えられるからである。

本研究では、第2章で司書資格の特徴と現状にいたる過程を述べる。第3章と第4章では、管理栄養士と臨床心理士について、それぞれの資格制度確立の過程を検討する。第5章では、考察として2つの資格の確立過程における共通点を明らかにしたうえで、司書養成をそれらに照らして検討し、司書養成の確立の過程、ならびに現状における問題点を指摘する。検討に際しては、資格付与にかかわる教育や資格認定の方法とともに資格に係わる関係者（アクター）の活動にも注目する。「おわりに」では、本研究の意義と課題を述べる。

## 2 司書資格の状況

ここで簡単に司書資格の特徴と現在のかたちをとるようになった過程をみておこう<sup>5</sup>。

1950年図書館法（4条）に公共図書館における司書および司書補の資格が明記された。「図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称し、司書とは「図書館における専門的事務に従事する」職員であり、司書補は「司書の職務を助ける」職員とそっけない書き方になっている。条文の後半にある公立図書館の職員の規定においても、「当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く」（13条）となっているだけである。図書館法には、司書＝専門的職員の権限および責任についての記述はいっさいない。ただ資格をとるための方法が書かれているだけである。

司書資格は戦後の占領期における教育関係の資格確立期に、教員、学芸員などとともに規定された。これらの資格の共通の特徴は、新制大学が養成を行うこと、専門課程だけでなく専攻を問わず資格取得ができる開放制をとったこと、国家試験

を行わず取得単位の認定で資格とすること、の3点に集約できる。しかしながら、他の2資格と比べると教員資格についてはきわめて詳細な規定がある。

教員は業務独占資格に準じる資格と言える。学校教育法によって、学校には相当数の教員を置くことが義務付けられ（7条）、教育上必要があるときは「児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる」（11条）などの権限が与えられる。教育関係資格のなかで教員資格だけが「免許状」と呼ばれるのは、教育職員免許法によって、資格取得に関わって詳細な規定があるからである。そのなかでは、普通、特別、臨時の免許状が規定され、また免許状は幼小中高の校種や教科によって細かく分かれている。免許に関して授与できない場合（5条）、失効する場合（10条）、取り上げられる場合（11条）が規定され、さらに2009年から、有効期間が10年と定められた免許更新制（9条～9条の5）が始まった。

教員資格取得のための国家試験はないが、実際の任用の際に試験が行われることで、実質的には試験制度があるものとみなされている。とくに公立学校教員については、教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、その組織運営、公務員としての特殊性についての詳細な規定がある。そして、1958年制定の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）」は、公立小中学校の学級編制と教職員の定数の標準について必要な事項を定めることにより、義務教育現場の量的なコントロールを行うことで結果的に質的な統制も行う役割を果たしたものと言える。

日本において専門職資格とはこのような権限および配置の規定とそれに対応する罰則等の責任の規定があることで、制度化が進められていると考えられる。司書資格は権限についての定めがないだけでなく、一度取れば一生有効であると同時に、何か司書としての不正があっても剥奪もされないこととは対照的である。教員資格は都道府県教育委員会に申請して授与されるとともに登録される「免許」であるのに対して、大学で図書館に関する科目を履修するか司書講習を修了したものは、「司書となる資格」（図書館法5条）をもつとされるにすぎない。そのため教育委員会も文科省も正確な

司書資格取得者数を把握していないのである。任用もきわめて少ないので恒常的な採用基準が存在せず、このことが質的な統制が機能していないことに関わっている。

こうしたことについて図書館関係者が無自覚だったわけではなく、とくに1960年代には改革の議論が盛んだった。日本図書館協会では館種を超えた議論が行われ、基盤的な業務について学ぶ養成課程を終えたものに司書資格を与え、その後より発展的に館種別の課程を学ぶものとする改革案を出した<sup>6</sup>。1968年の図書館法施行規則改正の議論においても当初は図書館界の議論を継承して制度自体について論及する議論があったが、結局のところは、講習科目を12単位から19単位に増やしただけで終わった。日本図書館協会における議論は1970年代初頭まで継続したが制度的な変化を起こすには至らなかった<sup>7</sup>。

その後1990年代に再度日本図書館協会や日本図書館研究会を中心として司書制度についての見直しの議論が行われたが、1997年の省令改正の際には科目と単位数の議論に終始し、講習科目は19単位から20単位に増えたにとどまった<sup>8</sup>。2008年の再度の改革の議論の際には、講習に加えてようやく大学における正規課程での養成が合意され、省令改正において両者の単位数は24単位とされた。

このように、司書資格については1960年代に館種を超えた専門職資格を発展的につくることについて議論され、それに一定の合意もあったが制度化にはいたらず、その後は単位数を増やすことが議論の中心であり続けた。文科省での議論が中心となって進められていった司書養成であるが、質の維持・向上のための制度化の議論についてほとんど進展しなかった。講習に加えて大学での正式の養成が始まるのは2012年と法成立後50年以上経過してのことである。

橋本らの議論の枠組みをここに適用してみよう。教員養成の場合、戦後の占領期に新教育を支える新しいタイプの教員に対する市場は大きく、それに応えるために教員養成系の大学に限らずどの大学でも一定の要件で教員養成課程を置ける開放性の原理が採用された。サンフランシスコ条約による独立回復後は、政府の介入が大きくなり教員の質および量ともに文部(科学)省の統制の対象になっていったと言える<sup>9</sup>。それに対して、司書養成

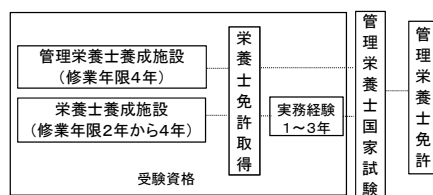


図1: 管理栄養士養成の仕組み

は戦後まもない時期にアメリカの影響によって始まったがそれほど図書館員の市場は大きくなかった。大きくなっていくのは高度成長期以降であり、市場の要請に対応するように大学での養成数は増えていった。しかしながら、量はもとより質的な面についてのそれに見合った統制が行われなかったことが大きな問題だったといえることができる。

### 3 「管理栄養士」資格

本章では、まず、「管理栄養士」養成の仕組みを明らかにした上で、管理栄養士養成体制の推移を述べるとともに、そのまとめを行う。

#### 3.1 「管理栄養士」養成の仕組み

「管理栄養士」とは厚生労働大臣の免許を受け、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導等を業とするものをいう(栄養士法1条2項)。管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対し、厚生労働大臣が与える(2条3項)。罰金以上の刑に処せられた者などには管理栄養士免許は与えないこともある(同法3条)。管理栄養士はすべて栄養士の資格を有する。

国家試験は、4年制の管理栄養士養成施設を卒業したもの、または栄養士の免許を受けたものが厚生労働省令で定める施設において所定の年限、栄養の指導に従事したのち受けることができる(5条の3)。管理栄養士の養成は131の大学等で行われている<sup>10</sup>。2011年度に実施された第25回国家試験の合格率は管理栄養士養成施設新卒者の場合82.1%であるが、その既卒者は14.9%、栄養士養成課程の既卒者は14.2%となっている<sup>11</sup>。試験科目は10科目で、問題数は200問となっており合格基準は総得点の60%以上である。管理栄養士養成の仕組みは図1のとおりである。また、管理栄養士有資格者の推移は表1に示すとおりである<sup>12</sup>。

管理栄養士の活動領域については、健康増進法、

年度	管理栄養士
1965	1,671
1970	3,487
1975	9,878
1980	18,658
1985	28,097
1990	49,811
1995	71,733
2000	96,677
2005	122,807

表 1: 管理栄養士有資格者の推移

労働基準法、医療法などに必置規定を含む配置規定があり多様な職域が想定されている<sup>13</sup>。

管理栄養士資格は、認定機関の面では国家資格であり、また職業独占との関係では基本的に名称独占資格という特徴がある（6条2項）。

### 3.2 「管理栄養士」養成体制の推移

本節では管理栄養士制度創設から2000年の全面国家試験化までを4つの時代区分に分けて、3つのアクターの動向をもとに記述していく<sup>14</sup>。本章における3つのアクターとは、以下のとおりである。国家・政府とは厚生省・文部省（いずれも当時）、国会議員・議員連盟であり、高等教育機関とは管理栄養士を養成する短大、大学等および養成施設団体である。市場とは職能団体である。

#### 3.2.1 資格化前史：1960年ごろまで

管理栄養士に関連の深い栄養士の養成は佐伯矩が私費を投じて1925年に栄養学校を設立して以降はじめられた。満州事変以降は国民の栄養改善に係わる行政が、内務省（のち厚生省）を中心に活発に展開された。そうした中、1947年に「栄養士法」が成立し栄養士が法定された。成立した栄養士法では、栄養士資格は1年以上の修業期間の栄養士養成施設を卒業するか、厚生大臣の行う栄養士試験合格者に与えられた。

栄養士資格が創設されて間もない1951年、地方自治庁（現総務省に機能吸収）は行政簡素化のため栄養士法廃止を提起した。これは地方公共団体の仕事を拘束する数百の諸法令を改正する一貫として提起されたものである。このことに危機感をもった日本栄養士会は必至の活動を行い、栄養士法廃止を阻止するとともに、栄養改善法を成立させることに成功する。この日本栄養士会は佐伯栄養学校の第一回卒業生による「修食会」をルーツにもつ職能団体であり、以後、栄養士、管理栄養

士の専門性確立の中心を担っていく<sup>15</sup>。なお、栄養改善法は栄養士法、調理士法とならぶ栄養行政の柱となる法律であった。2002年、健康増進法が公布されたため現在は廃止されている。

1950年代、私立家政系大学・短期大学が栄養士養成施設の指定を受けるようになり、大量の栄養士が養成されるようになった。しかし、卒業生の多くは栄養士として就職をせず、また就職しても短期間で退職するものが多かった。さらに短期大学においては「栄養学」ではなく、「家庭科」「家政科」「保健科」等を標榜する学科で多くの栄養士が養成されていたため、十分な知識、技能の教授が難しいと考えられていた<sup>16</sup>。

有資格者の不十分な専門的知識・技能、さらには職業との弱い結びつきを問題視した厚生省は1958年、栄養審議会において関係者に意見を求めた。その結果、修業年限を3年に延長し、さらには国家試験を実施することを企図した。厚生省のそうした動きに対し日本栄養士会も同様の問題意識から同案に賛成した。

しかし、栄養士養成施設の団体である「全国栄養士養成施設協会」（以下、全栄養協）の特に私立短期大学関係者は現状維持を主張した。理由は私立短期大学において栄養士養成ができなくなるためである。この全栄養協は1958年、全国の栄養士養成施設長からの要望と厚生省の働きかけにより結成された任意団体である。初代顧問には第一次岸内閣（1957年から1958年）の厚生大臣をつとめた堀木鎌三、佐伯栄養学校の佐伯矩などが就いている。当初、全栄養協と日本栄養士会は「表裏一体の関係を保ち」「相提携して仕事をしていかねば」とお互いの連携を重視していたが<sup>17</sup>、次第にそれぞれの団体の性格から資格認定の方法や養成のあり方に関し対立を深めていった。

厚生省による栄養士法改正法案は1958年には国会に上程されず、1959年には上程されたが審議未了により成立しなかった。これは先ほど述べたように全栄養協が反対したためである。

この間、厚生省は養成施設に対し教員及び専任教員数の配置、資格の指定基準どおりの付与、生徒定員数の順守、入学資格審査の徹底、科目時間数確保の徹底等を、都道府県知事をおし繰り返し通知している<sup>18</sup>。このことは厚生省の養成施設への不信感の表れととらえられる。

### 3.2.2 管理栄養士制度の創設：1960年代初頭

全米施協は厚生省の案を再検討し、現状の栄養士制度の存続と上級資格創設を主張した。結果、それが先の案との折衷案としてまとめられ、1962年に栄養士法が改正された。新たな栄養士法では「管理栄養士」が創設され、管理栄養士は栄養士のうち「複雑又は困難な」栄養指導業務に従事する適格性を有する者（旧栄養士法1条2項）とされた。このように、養成施設、職能団体、厚生省による議論、そして妥協から、栄養士の上級資格である管理栄養士が創設された。

管理栄養士の登録は厚生大臣の行う管理栄養士試験に合格したもの（旧法5条の2第1号）、または4年制養成施設を卒業したもの（旧法5条の2第2号）と定められた。試験の受験資格には栄養士資格を持ち、かつ養成施設での修業年限に応じて最長2年の実務経験が必要とされた。さらに附則「管理栄養士試験の特例」と「管理栄養士の登録の特例」により長年実務についてきた栄養士は無試験で資格取得が認められた。このように「抜け穴」の多い制度であった。この法律で管理栄養士が全面国家試験化されなかったのは、当時、医師・薬剤師等の国家試験を廃止する動きがあったためと、養成大学の権威を無視するものなどの反対があったためと説明されている<sup>19</sup>。

管理栄養士は栄養士の上級資格に位置付けられたものの必置規定はなく、また国家試験の合格率は低かったため資格登録者は期待されたほど増えなかった。1962年には栄養改善法も改正され、集団給食施設における栄養士、管理栄養士配置の努力規定が定められたが、あくまで「努力」にすぎなかった。1970年時点で、栄養士免許取得者は累計で16万人超いたが、管理栄養士は3,487人に過ぎなかった。また、国家試験合格者は少数でほとんどは4年制養成施設卒業後無試験で資格を取得していた。こうした事情から4年制養成施設の教育の充実が管理栄養士の質的統制には不可欠と考えられたが、次に述べるようにこの点に問題があった。

### 3.2.3 養成施設指定：1960年代中盤から後半まで

1962年の栄養士法改正後、日本栄養士会は養成教育の質を確保する観点から教員の資格要件を厳格化するよう政府に請願・陳情した。また、医科系大学での養成を主張していた。これは、諸外国の

栄養士養成が医科系大学で行われていたことによる<sup>20</sup>。日本栄養士会によれば、栄養士は医師の行う栄養指導行為から生まれてきた職業であり、そのなかでも調理術と食事療法を「保健的栄養指導」として行ってきたという。

日本栄養士会が教員規定をはじめとして教育の質確保を強く求めたのは、直接的には管理栄養士の質的統制のためだが、その背景には「栄養士」の専門職確立の失敗という経験がある。その失敗が地方自治庁、臨時行政調査会などから「栄養士不要論」が繰り返し出される原因ととらえられていたのである。首長から見れば、栄養士など専門職の配置規定は自治体の人事権を拘束するものであり、できるだけない方が望ましいのである。1951年のことはすでに述べたが、1964年にも臨時行政調査会は資格を活用しない卒業生の多さ、無資格者が就業している施設の多さから、栄養士・管理栄養士の免許試験制度廃止を提起している。

こうしたなか、日本栄養士会は1970年代になるまで、管理栄養士の全面国家試験化を主張しなかった。その理由は、厚生省より医師・薬剤師と同様の危害防止の観点からの国家試験化は難しく、また「管理栄養士乱造」は根拠にならないとの指摘を受けていたためである。また、栄養士法改正にかかわった当事者である日本栄養士会が、法律の成立直後からその改正を求めることについての自制も働いた。

1966年、管理栄養士学校指定規則が示されたが、基準はいまいだだった。そこでは、焦点の教員規定について所定の科目につき「医師」「管理栄養士」及びそれぞれ「同等の知識及び経験を有する者」の配置が求められた。この規定は教員について医師、管理栄養士のみを期待していた日本栄養士会にとって不満の残るものとなった。

1967年、規則に基づいて管理栄養士養成施設の指定がなされたが、それらのなかには栄養審議会に設けられていた養成所部会が示した答申基準に満たない学校も含まれていた。教員規定やこうした指定の実態から、日本栄養士会は方針を転換し、全面国家試験化と必置義務制度確立をセットとした栄養士法改正を働きかけていくことになる。

### 3.2.4 全面国家試験化にむけて：1970年前後から2000年まで

日本栄養士会はその後、管理栄養士の全面国家試験化と必置義務制度確立に向けた政治的働きかけを強める。そもそも日本栄養士会は政治的働きかけをこれまでも厭わなかった。古くは1951年の栄養士法廃止阻止のため、中山寿彦（自由党、元日本医師会長、国務大臣）、山下義信（日本社会党）などの国会議員と連携をしている<sup>21</sup>。その後も主に自由民主党の重鎮などを顧問に迎えてきた。

1969年、日本栄養士会などの積極的な働きかけのもと、140名あまりの議員を集め調理師・栄養士議員連盟が発足し「必置義務制度の実現」（調理師・栄養士議員連盟規約2条）を目的に活動していく。特に集団給食施設への栄養士、管理栄養士の必置義務化が目指された。日本栄養士会は各県支部に県選出国会議員の顧問議員就任を働きかけるよう要請し、就任後は彼等を紹介議員として請願書の提出を行う一方、選挙時には候補者を推薦している<sup>22</sup>。

こうした政治的環境下において1960年代後半以降、厚生省栄養審議会や自民党政務調査会国民栄養対策特別委員会は全面国家試験導入の検討に入った。しかし、全栄養協は管理栄養士の専門職化、職域の拡大には賛成していたが、一旦認可された養成施設についてはその継続を主張した。したがって、全面国家試験化など教育の質を厳格にコントロールすることに対しては反対をした<sup>23</sup>。

1974年、医療基本法案の審議と関係し、栄養士法改正の動きがあった。しかし、国会閉会により結局廃案となる。このときの法案は4年制大学による教育、全面国家試験化、栄養士と管理栄養士の一本化など日本栄養士会の運動方針と基本的に一致したものであった<sup>24</sup>。

日本栄養士会は、1975年、「日本栄養士連盟」を創設する。正会員は「社団法人日本栄養士会」の会員であるものとされ（日本栄養士連盟規約5条）、連盟の目的は「社団法人日本栄養士会の目的を達成するために必要な政治活動を行う」ことである（3条）。この団体はその後、日本栄養士会と一体となって政治活動を行っていく。

1978年、自由民主党本部の調理師・栄養士議員連盟において、日本栄養士会、全栄養協、厚生省が集まり、意見交換会が開かれた。このなかで全

栄養協は全面国家試験化の必要性は認めるが、その前に資格取得者の職場確保のため必置義務化を優先してほしいと要請した<sup>25</sup>。議員連盟は養成施設側の態度が以前より軟化していると判断し、検討のための小委員会を設置した。しかし、改正法案を詰めていくなかで厚生省から必置規定は困難であることが示されたため、まずは国家試験化を先行させることにした。方針転換について全栄養協は納得せず、あくまで必置義務の制度化を先行させるべきだと主張した。こうした全栄養協と日本栄養士会の対立の図式は自民党内でも繰り返され、文教族（養成施設側）と社労族（職能団体側）が厳しく対立した<sup>26</sup>。

こうしたなか、日本栄養士会と全栄養協は合意事項のみを政治プロセスにのせることを確認し、懇談の場を継続的に持つことを取り決めた。そして粘り強い両団体の話し合いから1982年4月に全面国家試験化、必置義務化、業務独占について基本的に合意した。同年9月には、規制改革の一環として栄養免許制度廃止との報道がされたが、日本栄養士会と全栄養協は協力して反対運動を展開した。その間も両団体は話し合いを続けたが、厚生省との折衝から、看護婦定数措置基準など関連規則等の改正が必要になるためやはり必置義務化は困難とされた。しかし、このときは全栄養協は反対せず、法案成立に協力した。結局、法案改正審議の最終局面で政治的決着により必置規定が栄養改善法で、国家試験化が栄養士法で定められた<sup>27</sup>。

養成施設側の態度の軟化は、管理栄養士制度の定着、複雑化する栄養課題への要請という社会背景のもと、管理栄養士を専門職化することが将来的には避けられないとの判断が働いたものと思われる。法律の改正により、管理栄養士の登録はすべて管理栄養士国家試験に合格した者となった。しかし、ここでも養成施設側に配慮し、従来無試験で管理栄養士になることのできた指定大学を卒業したものは国家試験の一部が免除された。この間、日本栄養士会は1982年に専門職として不可欠な自律的倫理規範である「栄養士憲章」を制定している。

1996年、日本栄養士会は会長の諮問機関として栄養士将来像検討特別委員会を組織した。同委員会は生活習慣病が国民健康問題の一つになっている現状に鑑み、管理栄養士の医療職的立場からの

貢献の必要性を指摘した。続いて厚生省は1998年に「21世紀の管理栄養士等のあり方検討会」を立ち上げ管理栄養士の免許化、カリキュラム改正等を提起した。この検討会の報告書を踏まえ2000年に栄養士法が改正され、管理栄養士の定義が再定義された。また、試験の一部免除制度の廃止が決まり、ようやく完全な全面国家試験化が実現した。

### 3.3 本章のまとめ

1940年代に成立した栄養士制度について、有資格者の職業との結びつきの弱さ、専門的教育の不十分さ、そして地方自治庁（国家）などの自治制度官庁や自治体首長からの栄養士制度否定などもあり、厚生省（国家）、日本栄養士会（市場）は教育の充実と全面的な国家試験化を目指した。しかし、養成に携わる全米施協（高等教育機関）は、既得権益保持から改革に反対をした。結局、短期大学に配慮した折衷案から1962年に栄養士の上級資格である管理栄養士制度が創設されたが、養成体制は不十分であり、また抜け道の多いものであった。そのためそれらの不備を改善する活動が展開されることになった。専門的教育と資格取得者の質確保を重視した日本栄養士会（市場）は、政治的プロセスにより状況の打開を図った。しかし、実際の議論の場においては全米施協と日本栄養士会の対立は文教族と社労族という形でくり返され、調停は実現しなかった。また、医療系関連資格との制度的整合性も制度確立を複雑にした。最終的には、日本栄養士会（市場）と全米施協（高等教育機関）との粘り強い地道な交渉のなかから全面国家試験化が実現することとなった。

## 4 「臨床心理士」資格

本章では、まず、「臨床心理士」養成の仕組みを4つの観点から明らかにする。次に、「臨床心理士」養成体制の推移を5つの年代に区分し、3つのアクター（国家・政府、高等教育機関、市場）の動向をもとに述べる。最後に、「臨床心理士」養成体制の推移のまとめを行う。

### 4.1 「臨床心理士」養成の仕組み

「臨床心理士」は文科省の認可する財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下、資格認定協会）が実施する試験に合格した者に付与される資格である。資格試験は、資格認定協会が定めた「臨床心理士資格審査規定」に基づいて実施される。また、

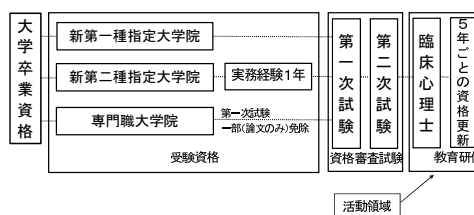


図2: 臨床心理士養成の仕組み

資格認定協会は、「臨床心理士倫理規定」において、臨床心理士に対する罰則に関する事項を、「臨床心理士倫理綱領」において、臨床心理士が担う社会的・同義的責任を定めている<sup>28</sup>。

以下では、図2に示した4つの観点（受験資格、資格審査試験、教育研修、活動領域）から、臨床心理士養成の仕組みを説明する<sup>29</sup>。

第一に、受験資格は、7種別あるが、指定大学院（159校：第1種143校、第2種16校）と専門職大学院（6校）の修了者を基本モデルとしている（2011年現在）。各種別によって、実務経験の有無など受験資格の要件に違いがある。

第二に、資格審査試験は、一次試験と二次試験からなる。前者は、マークシート方式による多肢選択法（100問）と論文試験（1テーマについて1,001～1,200字以内）である。後者は、複数の面接試験担当者による口述面接試験である。最終的な合否判定は一次・二次試験を総合して行われる。合格すると所定の手続きを経て、資格認定証書とIDカードが発行される。さらに、「日本臨床心理士名簿一覧」に登録され、関係機関へ送付されることで社会的に公知される。表2は、資格認定協会が認定した臨床心理士の状況を、認定が開始された1988年から直近まで示したものである<sup>30</sup>。2011年現在、24,666人の有資格者がいる。なお、表中の（ ）内は合格者に占める医師免許取得者数である。

第三に、教育研修は、臨床心理士の臨床実践技能の維持向上を図るため、「資格更新制」をとっている。

この資格では、人間の心に関わる多様な状況を対象とするため、有資格者による自覚的な自己研修のほか、特に、資格取得後の専門資質を担保することが求められる。そのため、教育研修が制度的に整備されることになった。詳細は、資格認定

年度	受験者数	合格者数	合格率	合格者累計
1988	1,841	1,595(23)	86.6	1,595(23)
1990	1,044	731(38)	70.0	3,009(77)
1993	347	231(20)	66.6	4,016(140)
1995	938	676(54)	72.1	5,037(204)
1998	672	503(10)	74.9	6,384(231)
2000	1,175	827(36)	70.4	7,912(292)
2003	2,266	1,450(34)	64.0	11,533(381)
2005	2,905	1,844(17)	63.5	15,097(418)
2008	2,412	1,579(15)	65.5	19,830(467)
2011	2,740	1,661(9)	60.6	24,666(502)

表 2: 臨床心理士有資格者の推移

協会が定めた「臨床心理士教育・研修規定別項」に規定されている。この規定では、資格認定を得た日より満5年を経過する前日までに、6群(種)ある所定の教育研修機会<sup>31</sup>のうち、3群(種)以上にわたり計15ポイント以上を取得することが義務付けられている。

第四に、活動領域は、教育、医療、司法、福祉、産業など多様な職域が想定されているが、実態として、医療・保健と教育の2つの領域で半数<sup>32</sup>を占めている。

#### 4.2 「臨床心理士」養成体制の推移

本節では、「臨床心理士」養成体制の確立から国家資格化へ向けての取り組みまでを5つの年代に区分し、3つのアクターの動向をもとに記述していく。なお、本章における3つのアクターは、以下のとおりである。国家・政府とは文部省、厚生省(いずれも当時)、国会議員、議員連盟であり、高等教育機関とは臨床心理士を養成する大学院と学術団体であり、市場とは心理士(師)と各々の職能団体である。

##### 4.2.1 資格化前史：1950～1970年代

1953年に日本応用心理学会は「指導教諭(カウンセラー)設置に関する建議書を提出し、衆参両院で採択された。これを契機に、心理学関連の諸学会に資格化の気運が高まった<sup>33</sup>。

1964年に日本臨床心理学会(以下、臨心)が創設され、臨心を核として発足した「心理技術者資格認定委員会」が、1969年から「臨床心理士」の認定を予定していた。しかし、当時の大学紛争の世相を反映して、資格自体のもつ権威性や搾取性、認定方法をめぐり事態は紛糾し、最終的に実現しなかった。

1971年、臨心は学会改革委員会を組織し、「される側(＝クライアント)に学ぶ」という考え方の下に、専門性批判の方向に転じた。そのため、多くの大学教員は臨心を退会し、1982年、日本心理臨床学会(以下、心臨)を立ち上げた<sup>34</sup>。

##### 4.2.2 資格化の実現：1980年代

1982年に心臨が創設されると資格化の動きが復活・加速した。1988年、心臨を中心に資格認定協会が設立され、民間資格として資格認定が始まった。また、1989年には資格取得者による職能団体として、日本臨床心理士会(以下、臨士会)が発足した<sup>35</sup>。

心臨は、医療分野に限らない資格認定を目指す立場から、公的団体を設立し、その権威に基づく資格の認定を目標とした。

##### 4.2.3 文部行政への接近と職域の拡大：1990年代

1990年、資格認定協会は、文部省管轄下の財団法人となり、かねてから目標としていた公的団体による資格認定が実現した。所管する官庁が厚生省ではなく、文部省となった背景には、資格認定に際しての学歴要件をめぐり、三者(臨床心理士側と文部省、厚生省)間の立場の違いが関係していた。

臨床心理士側は、資格の認定にあたり、修士レベルの高度な養成基盤を構想していた。一方、厚生省は、他の医療関連資格の慣習を踏襲して、高卒後3年程度の教育期間に基づく受験資格を想定していた<sup>36</sup>。1991年、文部省は大学審議会において、大学院の拡充と高度な専門職業人の養成機能を重視する方向性を示した。臨床心理士側と文部省の構想と方向性は合致していた<sup>37</sup>。そのため、臨床心理士側は、資格認定協会の会頭への元文部事務次官や元文部大臣等の就任、臨士会会長の国レベルの各種委員会委員への就任といった人的交流を通して、次第に文部行政との関係を強化していった<sup>38</sup>。

こうした流れは、臨床心理士に学校教育という新たな職域を確保することにつながった。1995年「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」が開始されると、臨床心理士がその中心的な担い手として指名された<sup>39</sup>。この事業は、その後順調に発展し、2005年には派遣校数9,546校、派遣されたスクールカウンセラー等の総数は5,321人に達した<sup>40</sup>。

1996年、資格認定協会は、あらかじめ臨床心理士養成の基盤を整えた大学院を指定し、この大学院の修了を受験資格とする指定大学院制を導入した。この制度を導入した背景には、審査過程の円滑化と養成システムの改善を図ることが挙げられる。前者については、臨床心理士資格の人気上昇に伴い、多様な経歴をもつ受験者への対応が困難となり、受験ルートを一本化する必要が生じたためであった。後者については、制度導入を契機として、臨床心理士養成機関に相応しいスタッフ、カリキュラム、設備などの最低限の要件を定め、教育の質を担保しようとしたためであった。例えば、1種の指定大学院では、担当教員に臨床心理士の有資格者を5名以上配置することなどが求められた<sup>41</sup>。

また、資格認定協会による臨床心理士の養成計画は、先述した文部省によるスクールカウンセラー政策とも連動する形で策定された<sup>42</sup>。

#### 4.2.4 国家資格化の歩み①：1990～2000年代中盤

心理資格の国家資格化は、1984年、宇都宮病院の職員による患者への暴行事件が契機となっている。精神科ソーシャルワーカーと臨床心理技術者は、これまで、無資格専門職種として精神科医療を担ってきたが、この事件を受け、国家資格とすべく検討が始められた<sup>43</sup>。

心理資格の国家資格化には2つの方法が考えられた。1つは政府提案によるもの、もう1つは議員立法によるものである。医療保健領域の資格は、政府提案によって国家資格化が模索された。厚生省は1990年から2000年にかけて、検討委員会や厚生科学研究班を組織し、臨床心理士資格とは別に、医療分野に特化した資格の制度化を検討し始めた。

1993年には、医療保健領域の職能団体である全国保健・医療・福祉心理職能協会（以下、全心協）が発足し、立法府へ働きかけを行い、衆参両院で心理職の国家資格化を求める附帯決議が数度にわたり決議された。また、全心協と臨士会は、行政府へ働きかけを行い、厚生科学研究班に各団体のメンバーも参加して、国家資格化のための検討がなされた。しかし、特に、心理職の業務について、診療補助職とするか否か（医師の指示が必要か否か）で、両団体の意見がまとまらなかったため、政府提案による国家資格化の道は途絶した<sup>44</sup>。

なお、精神科ソーシャルワーカーについては、1997年に「精神保健福祉士法」として、心理職よりも先に国家資格化が実現した。

政府提案による国家資格化が不調に終わると、全心協と臨士会は、2004年から2005年にかけて、各々にロビー活動を活発化させ、議員立法による国家資格化を目指した。

全心協側では、2004年9月に医療関連学会を中心に「医療心理師国家資格制度推進協議会」（以下、推進協）が結成された。2005年2月には、議員連盟「医療心理師（仮称）国家資格法を実現する議員の会」が発足した。一方、臨士会側では、2005年3月に臨床心理学関連学会を中心に「臨床心理職国家資格推進連絡協議会」（以下、推進連）が結成された。同年4月には、議員連盟「臨床心理職の国家資格化を通じ国民の心のケアの充実を目指す議員懇談会」が発足した。2つの議員連盟は、時期を同じくして各々に法案骨子を発表した<sup>45</sup>。

2つの議員連盟は、当時の行政改革を背景として、資格の一本化に向けた調整を行い、「臨床心理士及び医療心理師法案」（通称、2資格1法案）を取りまとめた。この法案は、同年7月に、2つの議員連盟に承認されて、国会への提出が計画された。しかし、日本医師会など複数の医師団体が、反対を表明したため、法案の国会提出が見送られた<sup>46</sup>。

#### 4.2.5 国家資格化の歩み②：2000年代後半～

1990年から2000年代中盤にかけての国家資格化は、行政・政治レベルによる国家・政府主導で行われた。しかし、行政・政治いずれのレベルにおいても、合意形成に至らず不調に終わった。

その後、学術団体主導による合意形成が進められた。具体的には、日本学術会議の心理学・教育学委員会が、「職能心理士」資格の議論を開始し、2008年に対外報告と提言を発表した。提言では、「技術士」の資格モデルに準拠した「職能心理士」制度を提案し、特に、医療の高度化・多様化が求められている状況に鑑み、「職能心理士（医療心理）」の早期実現を主張した<sup>47</sup>。

さらに、同年に40の心理学会の集合体である日本心理学諸学会連合（以下、日心連）が、心理学・心理職関連の各団体との折衝、ならびに国会議員等へのロビー活動を開始した。2009年からは、日心連、推進協、推進連による3団体会談が、国家資格化の調整の場となった。会談では、2資格



1 法案の調整から始まったが、調整が困難であったため、1 資格 1 法案に統合することで議論が進められた。この過程では、臨床心理士側、医療心理師側の双方で歩み寄りがあった。しかし、1 資格 1 法案の合意形成の過程において、臨床心理士側の内部に意見の相違が生じており、3 団体における内部意見の調整などが課題として残されている<sup>48</sup>。

#### 4.3 本章のまとめ

1950 年代から 1970 年代にかけての資格化構想は、学術団体（高等教育機関）主導で行われたが、当時の社会事情や学会改革の余波を受けることによって、挫折を余儀なくされた。1980 年代には、心臨（高等教育機関）主導の下に設立された資格認定協会が、国家・政府を介さない形での臨床心理士の養成体制を確立した。1990 年代になると、臨床心理士側（市場）は、文部省（国家・政府）への接近を背景として、学校教育に職域を拡大し、大学院レベルでの養成基盤を整備した。そのため、臨床心理士の養成計画は、文部省（国家・政府）と臨床心理士側（市場）の合意によって策定される状況にあった。2000 年代に入ると、厚生省（国家・政府）や医療心理職（市場）など臨床心理士の養成に関係するアクターの動きが活発化し、さらに、行政・政治レベル（国家・政府）、学術団体（高等教育機関）による合意形成を目指した国家資格化の動きが起こった。現状では、いずれのアクターも合意形成を成し得ていないが、従来の資格認定協会を中心とした臨床心理士の養成体制が大きく転換する可能性をはらんだ状況となっている。

#### 5 考察

まず、これまで見てきた二つの専門資格の確立過程について、共通点をまとめてみよう。

第一にどちらの資格も最初から今のような制度であったわけではなく、当初つくられた資格が不十分であるとの認識に基づき、関係者の努力でよりよいものにする努力が継続して行われてきたことが挙げられる。管理栄養士の場合は、1947 年に栄養士法が成立したが、資格が不十分であったため、1960 年代に管理栄養士の資格をつくって改善しようとした。その後、さらに改善を積み重ね 2000 年代に国家試験の全面的導入によって、現在の形をとることになった。臨床心理士の場合は、さらに複雑

で、1960 年代から心理学関係者のあいだにあった構想が、1980 年代に関係団体の設立によって実現し、1988 年から資格取得者を輩出し始めた。1990 年代に指定大学院制の構想が実現化し、徐々に制度が整備されて、2000 年代後半に現在のような資格審査過程がつくられた。

第二に、専門職を養成する課程では、いくつかの評価過程を設けることによって質の維持を実現しようとしていることが挙げられる。管理栄養士の場合は、高等教育機関における養成課程についての課程認定がまずあり、修了者は毎年行われる国家試験への合格が義務付けられている。臨床心理士の場合は、あらかじめ臨床心理士養成の基盤を整えた大学院を資格認定協会が指定し、学生はその大学院を修了したあとに、筆記と口述試験への合格が要求される。また資格取得後もポイント制の研修制度があって、5 年ごとの資格更新が義務付けられている。

第三に、専門職養成の過程をプロフェッショナルリズムの領域ととらえて、養成施設の教員の資格要件に有資格者の配置を含んでいることが挙げられる。管理栄養士の場合は、管理栄養士養成施設において「栄養教育論」等を担当する専任教員のうち少なくとも 1 名は管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有するものの配置が求められている。臨床心理士の場合は、例えば 1 種の指定大学院では有資格者を 5 名以上配置することが求められている。

第四に、養成体制を確立する過程で、専門職としての権限・責任、配置（必置）ならびに罰則の規定を含んだ法律や倫理規定を持ち合わせていることが挙げられる。管理栄養士の場合は、権限と罰則の規定は栄養士法において、必置（厚労省令で定め都道府県知事が指定する特定給食施設）の規定は健康増進法において規定されている。臨床心理士の場合は、責任に関する規定は倫理綱領において、罰則に関する規定は倫理規定において定められている。

第五に、養成制度をつくる過程で、国家・政府、高等教育機関、市場の 3 セクター間あるいは特定のセクター内、さらに隣接分野にもまたがる複雑でときに対立するような緊張を含んだ長い検討の過程を含んでいることが挙げられる。管理栄養士の場合は、最初につくられた栄養士資格を守ろう

とする守旧派と、社会に受け入れられるものにするために高い厳密な養成課程をつくらうとする革新派の対立が見られた。臨床心理士の場合は、厚労省と文科省とにまたがる調整が必要であり、さらに隣接の医学分野との調整も求められていた。

第六に、専門的な養成課程をつくる議論は最終的には立法化が欠かせないので、2つの資格とも国会議員に働きかけ組織化する政治的な過程をもったことが挙げられる。臨床心理士が現在に至るまで法的な資格になっていない理由のひとつは、この議員も含んで行った臨床心理士側と医療心理師側との調整が最終的にまとまっていなかったことにある。

次に、上記で明らかにできた2つの資格の確立過程における6つの共通点に照らして司書養成の確立過程を検討する。

第一の資格を改善するための継続的な努力の過程であるが、1960年代から1970年代には日本図書館協会を中心にしてどのように図書館専門職をつくっていくかについての議論が見られたが制度につなげることはできなかった。その後、断片的な立法論の議論はあっても、1990年代、2000年代の司書資格の議論はほとんどが文科省で行われる省令科目をどうするかという行政レベルのものを前提に行われたにすぎない。

第二の評価過程についてはすでに述べたように、課程認定、認定試験、資格更新いずれの制度も存在していない。文科省が行っている養成課程に対する指導はあくまでも形式面での指導であって、内容にかかわる評価をとまっていなかった。

第三の司書養成の過程において有資格者を配置することについては、現状においても文科省が専任教員を2名以上配置するよう指導を行うにとどまっている<sup>49</sup>。

第四の権限・責任や罰則、配置を含んだ法律、倫理規定等を持つことについては、わずかに日本図書館協会によって「図書館員の倫理綱領」が定められるにとどまっている。これも、対象が専門職でないこと、罰則規定がないことから専門職の倫理規定としては不十分なものである。

第五の3つのセクター間の検討の過程であるが、不思議なことに養成機関を代表する組織が存在せず、専門職団体である日本図書館協会内に養成機関の関係者がつくる図書館学教育部会が存在するという入れ子的な組織関係があるだけになってい

る。それぞれの利害にかかわる事項を三者で議論することができない構造になっている。

第六の政治的な活動の過程については、養成機関を代表する組織がないこともあり、ほとんどなかったと考えられよう。

以上のことから、司書養成には、6つの過程がいずれも不十分にしか存在していないことを指摘しなければならない。図書館関係者および図書館員養成の関係者は、1950年図書館法がきわめて不十分な法律であったという認識をもちながらも、少なくとも職員養成の場面でこれを変える努力をせず、そのままに放置してきたといえる。

## 6 おわりに

本研究では日本の専門職養成構造における司書の位置づけを明らかにするために、司書資格の状況を確認した上で、管理栄養士と臨床心理士の資格制度確立の過程を検討してきた。特に、その過程を国家・政府、高等教育機関、市場という三者間のパワーバランス・モデルから検討することにより6つの共通点（資格制度改善の継続的な努力、厳格な専門職の認定制度、有資格者の教員配置、専門職としての権限・責任や配置・罰則の制度化、三者間の調整過程、政治的働きかけ）を明らかにすることができた。また、そのことについて司書養成の確立過程との違いを明らかにした。

本研究の意義は日本的な文脈における司書資格の位置づけを確認できたことにあるだろう。しかし、ここで取り上げた資格は異なる政策領域の資格であること、さらには歴史的なマクロ政策環境の変化などを考慮に入れると6つの共通点をそのまま今後の司書資格制度確立に役立てられるわけではないことには留意が必要であろう。

本研究では、司書養成課程をめぐる関係者として養成機関関係者の団体が市場のなかになぜ包摂されてしまったかなどについては明らかにしていない。本研究の枠組みではそうした広い文脈から検討が必要と考えられる要因については明らかにできなかった。そのため、別の枠組みによって分析する必要がある。

## 注

- 1) 日本の図書館専門職養成をめぐる状況についてかつて筆者の一人が批判したことがある。本稿はその続編にあたる。根本彰「図書館情報

- 学における知的貧困”『現代の図書館』vol.39, no. 2, 2001, p. 64-71.
- 2) 『情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究』(研究代表者: 上田修一) 2006, 456p. 入手先 URL: <http://www.jslis.jp/liper/report06/report.htm> (参照:2012-10-13)
  - 3) 根本彰 “今後の図書館員養成と検定試験構想” 『図書館雑誌』 vol. 103, no. 4, 2009, p. 229-232.
  - 4) 橋本鉦市編著『専門職養成の日本的構造』玉川大学出版部, 2009, 255p.
  - 5) 以下の歴史的記述は次の文献で発表したことを要約したものである。根本彰 “図書館員養成と大学教育—研究と現場の関係を踏まえながら” <日本図書館情報学会研究委員会編『図書館情報専門職のあり方とその養成(シリーズ・図書館情報学のフロンティア No.6)』勉誠出版, 2006> p. 1-20.
  - 6) “図書館学教育改善試案” 『図書館雑誌』 vol. 59, no.9, 1965, p. 406-411.
  - 7) 根本彰 “40年の空隙を埋める—1968年省令改正と今” 『日本図書館協会図書館学教育部会会報』 no. 81, 2007, p. 11-13.; 根本彰 “司書講習等の改善に関することについて(報告)(1967)の解説” 『日本図書館情報学会誌』 vol. 53, no.3, 2007, p. 172-182.
  - 8) 高山正也 “図書館学教育の刷新—司書養成のための省令科目の改正に伴うカリキュラムの導入の現状と問題点” 『図書館雑誌』 vol. 91, no. 12, 1997, p. 990-991.; 葉袋秀樹 “大学において履修すべき図書館に関する科目” 案—これからの図書館の在り方検討協力者会議の報告から” 『図書館雑誌』 vol. 103, no.4, 2009, p. 206-209.
  - 9) 高橋哲 “教員—未完の計画養成”(前掲4) p. 104-125.
  - 10) “全国栄養士養成施設協会~200を越える栄養士・管理栄養士の資格を取得可能な学校を紹介” 入手先 URL: <http://www.eiyo.or.jp/> (参照:2012-10-31)
  - 11) 厚生労働省 “管理栄養士国家試験実施状況” 入手先 URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/eiyou.c.pdf> (参照:2012-8-25)
  - 12) 鈴木道子, 片山一男 “管理栄養士・栄養士養成教育システム構築に係る日本栄養士会の役割” 『尚絅学院大学紀要』 no. 62-63, 2011, p. 89.
  - 13) 鈴木道子 “日本における栄養士・管理栄養士制度と養成システムの変遷” 『東北大学大学院教育学研究科研究年報』 vol. 57, no. 1, 2008, p. 445-457.
  - 14) 以下の記述は前掲13)の他, 以下の文献を参考にした。鈴木道子 “栄養士・管理栄養士養成機関の多様性とその変遷” 『東北大学大学院教育学研究科研究年報』 vol. 58, no. 1, 2009, p. 33-56.; 鈴木道子 “管理栄養士—養成システムの二重構造”(橋本編著, 前掲4) p. 165-203.
  - 15) 日本栄養士会は1959年に社団法人として認可されている。なお, 現在の会員数は6万人弱である。また, 資格活用者中の組織率は65%前後と考えられる(前掲13)による)
  - 16) “会議「栄養審議会総会」開かる” 『栄養日本』 vol. 3, no. 5, 1955, p. 32.
  - 17) 大磯敏雄 “全国栄養士養成施設協会の発足と日本栄養士会との提携について” 『栄養日本』 vol. 1, no. 11, 1958, p. 1.
  - 18) 以下の厚生省公衆衛生局長通知による。1958年7月7日衛発第597号, 1959年6月15日衛発第560号。
  - 19) “急告 管理栄養士制度上の法改正は総会の議決になっていない—誤伝を正す—” 『栄養日本』 vol. 8, no. 11, 1965, p. 24.
  - 20) “質問箱” 『栄養日本』 vol. 9, no. 8, 1966, p. 26-27.
  - 21) 田中静雄 “今年こそ栄養改善丸にZエンジンを!!” 『栄養日本』 vol. 5, no. 1, 1962, p. 4-5.
  - 22) 張野章順 “支部における政治活動の思い出と提言” 『栄養日本』 vol. 20, no. 2, 1977, p. 35.
  - 23) “栄養士と政治” 『栄養日本』 vol. 14, no. 6, 1971, p. 5.
  - 24) 久我達郎 “5月7日参議院社会労働委員会に社会党藤原道子議員より提案された「栄養士法の全部を改正する法律案」” 『栄養日本』 vol. 17, no. 7, 1974, p. 15-19.
  - 25) 田島治郎 “栄養士連盟ニュース” 『栄養日本』

- vol. 21, no. 12, 1978, p. 19.
- 26) “栄養士資格で身内の争い 栄養士会国家試験で厳しく 養成施設協会予備校化招く恐れ” 朝日新聞(夕刊) . 1981.2.10, p. 10.
- 27) 経緯については以下の文献に詳しい。田島治郎“栄養士法等の一部改正・ついに実現”『栄養日本』vol. 28, no. 8, 1985, p. 2-3. なお、栄養改善法では集団給食施設であって栄養改善上特別の給食管理が必要なものとして都道府県知事が指定したものの設置者は、当該施設に管理栄養士を置かなければならないと定められた(栄養改善法9条の2)。
- 28) 日本臨床心理士資格認定協会『平成21年度臨床心理士関係例規集』日本臨床心理士資格認定協会, 2009, p. 24-28.
- 29) (財)日本臨床心理士資格認定協会監修『新・臨床心理士になるために〔平成23年版〕』誠信書房, 2011, 49p.
- 30) 日本臨床心理士資格認定協会ホームページ“臨床心理士資格認定の実施”入手先 URL: <http://www.fjcbcp.or.jp/nintei-1.html>(参照:2012-10-10)
- 31) (財)日本臨床心理士資格認定協会が主催する①「臨床心理士のための研修会」「心の健康会議」への参加, ②「全国大会」地区, 都道府県単位の当該臨床心理士会が主催する「研修会」への参加, ③同協会が認める関連学会での諸活動への参加, ④臨床心理学に関するワークショップ, 研修会への参加, ⑤スーパーヴァイジー経験, ⑥臨床心理学関係の公刊研究論文, 著書の出版 の6群(種)となっている。
- 32) 医療・保健 28.3%, 教育 23.7%となっている。一般社団法人日本臨床心理士会パンフレット(2009)
- 33) 末永清“臨床心理士:その資格と仕事”『刑政』vol. 106, no. 6, 1995, p.34-40.
- 34) 太田裕一“臨床心理士・医療心理師の国家資格化を巡って”『精神医療』no. 42, 2006, p. 81-86.
- 35) 前掲33)
- 36) 岡部祥平“厚生省所管の資格法制化その後の経緯をめぐって”『心理臨床学研究』vol. 5, no. 1, 1987, p. 73-76.
- 37) 村山正治, 滝口俊子“臨床心理士の養成と訓練”『心理臨床学研究』vol. 12, no. 4, 1995, p. 393-409.
- 38) 日本臨床心理士会“河合隼雄先生と関係四団体等の展開”『日本臨床心理士会雑誌』vol. 16, no. 3, 2007, p. 18-19.
- 39) 大塚義孝“平成6年度事業報告と今後の課題”『臨床心理士報』vol. 6, no. 2, 1995, p. 3-13.
- 40) 村山正治“スクールカウンセラー事業の最近の動向”『日本臨床心理士会雑誌』vol. 15, no. 1, 2006, p. 29-34.
- 41) 丸山和昭“カウンセラー養成の質保証システムの形成過程:臨床心理士を中心に”『日本の専門職コンピテンシー抽出と質保証システム構築のための横断的分析(中間報告)(2009~2010年度科学研究費補助金・挑戦的萌芽研究中間成果報告書. 研究代表者橋本鉦市), 2011』p. 78-92.
- 42) 丸山和昭“臨床心理士:学術団体による養成体制の構築”(橋本編著, 前掲4) p. 184-203.
- 43) 宮脇稔“心理職の国家資格”『精神医療』no. 61, 2011, p. 96-110.
- 44) 前掲34)
- 45) 前掲34)
- 46) 前掲41)
- 47) 日本学術会議“医療領域に従事する『職能心理士(医療心理)』の国家資格法制の確立を”2008, 入手先 URL: <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t62-8.pdf>(参照:2012-8-5)
- 48) 前掲41)
- 49) 文部科学省“改正司書養成科目に関する Q&A”入手先 URL :[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/gakugei/shisyo/1283540.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/shisyo/1283540.htm) (参照:2012-10-30)

# **A Study of the Professionalism of Certified Librarians in the Context of Japanese Professionalism: A Comparison with Registered Dietitians and Clinical Psychologists**

Akira NEMOTO <sup>†</sup> Naoki MATSUMOTO <sup>††</sup> Eiji AOYAGI <sup>‡</sup>

<sup>†</sup> Graduate School of Education, the University of Tokyo

<sup>††</sup> School of Social Information Studies, Otsuma Women's University

<sup>‡</sup> School of Arts and Letters, Meiji University

The purpose of this paper is to investigate the professionalism of certified librarians in comparison with that of registered dietitians and clinical psychologists. We first examined the traits of and the situations encountered by librarians. Then, we investigated the establishment process of the professionalism of registered dietitians and clinical psychologists based on the power balance model, involving the government, institutions of higher education, and the labor market. As a result, we identified the following six characteristics: (1) successive effort to improve professionalism; (2) a strict certification system; (3) assignment rule of professionals as faculty; (4) institutionalization of authority, duty, penalty, and job for profession; (5) coordinated effort by the government, higher education institutions, and the labor market; (6) political promotion. These activities were not adequately observed in the establishment process by certified librarians.

Keyword : Professionalism of Certified Librarian, Professionalism, Registered Dietitian, Clinical Psychologist

## 2012 年度研究室活動記録

### オープンラボ記録

本年度のオープンラボは例年とは異なり、平日に 2 回行いました。ゲストを招いたパネルディスカッションも実施せず、大学院生による研究室紹介と個別相談を中心に行いました。

#### <実施概要>

- ◆ 日時：2012 年 6 月 6 日（水）  
15:30～17:00, 18:00～19:30
- ◆ 場所：東京大学教育学部 358 教室

#### <コース紹介>（15:30～17:00 の部）

山口香苗（社会教育学研究室）  
足立涼子（図書館情報学研究室）

#### <コース紹介>（18:00～19:30 の部）

中村由香（社会教育学研究室）  
茅野良太（図書館情報学研究室）

### ワンデーセミナー記録

本年度も図書館情報学研究室と社会教育学研究室的交流を目的として、主に両研究室の修論生が研究内容を発表するワンデーセミナーが実施されました。

#### <実施概要>

- ◆ 日時：2012 年 9 月 4 日（火） 13:00～18:00
- ◆ 場所：東京大学教育学部 158 教室

#### <発表者>

13:10～13:50 高橋恵美子 「1950 年から 2000 年にかけての公立高校学校司書の職の確立過程（仮）—教科との連携と「図書館の自由」の視点から—」（図書館情報学研究室）  
13:50～14:30 小守美和 「千葉県立高等学校における学校図書館および学校司書の役割（仮）」（図書館情報学研究室）  
14:30～15:10 大山宏 「若者の地域活動にみる共同性の構築過程」（社会教育学研究室）  
(休憩)

15:40～16:20 佐藤優 「ビジネス支援サービス導入に伴う 2000 年以降の公共図書館（仮）」（図書館情報学研究室）

16:20～17:00 石川洋行 「<自分探し>の歴史社会学——1980 年代の雑誌分析から」（社会教育学研究室）

17:00～17:40 加藤毅典 「三多摩地域における青年教育／コミュニティ活動動向研究概要報告」（社会教育学研究室）

## 2012 年度講義内容一覧

### 【生涯学習論基本研究Ⅰ】【生涯学習論特殊研究Ⅰ】担当：教授・牧野篤，准教授・李正連，講師・新藤浩伸

前期のゼミでは、宮原誠一・小川利夫をはじめとする著名な研究者の文献を読み、社会教育という学問領域が戦後からどのように発展してきたのか整理が為された。その中で、当初受講者が文献に書かれている内容を現代の社会をもとに考えてしまいがちであり、当時の研究者が何を考えていたのか考察することができていないことが指摘されたが、次第に文献に対し様々なアプローチがとられるようになり、社会教育という学問領域がどのようなものか、本質的な議論も行われるようになっていった。また、当時どのようなことが問題とされていたのかについて、「国家」という枠組みの意味について議論が為され、現在にどのようにつながるかを考察する契機となっている。

前期を通じて戦後からの社会教育の流れを追ったが、受講者は当時の背景や研究者の考えをどうとらえるかに試行錯誤しており、このことが成果であるとともに今後に向けての課題ともなったと言えるだろう。

### 【生涯学習論基本研究Ⅱ】【生涯学習論特殊研究Ⅱ】担当：教授・牧野篤，准教授・李正連，講師・新藤浩伸

本ゼミでは、主に 2 つの内容を扱った。  
第 1 に、小川利夫の社会教育論に関するものである。本ゼミの前半では、前期に扱った小川の社会教育論をさらに深めることを目的とし、『青年期教育の思想と構造：戦後青年期教育史論』（1978）と『教育福祉の基本問題』（1985）（ともに勁草書房）を輪読した。議論の際には、

刊行された当時の時代背景に即した文献解釈ができるようになることを目指した。

第2に、現代の社会教育論に関するものである。日本社会教育学会が50周年を記念してまとめた『講座 現代社会教育の理論』(2004)の3巻を精読し、近年議論されている社会教育学研究の動向について深めていった。

また、学外での活動として、文部科学省の主催する「長寿社会における生涯学習政策フォーラム2012 in 東京」へ参加し、高齢者の学習・社会参加活動をめぐって行政職員や実践者の方々と意見交換を行った。

#### 【図書館情報学理論研究】担当：教授・根本彰

本ゼミでは、昨年に続きアメリカの図書館情報学専攻課程の大学院で図書館情報学概論の教科書として使われているRichard E Rubinの著書、Foundations of Library and Information Scienceを検討し、議論を行った。昨年扱った3・5・8・9・10章を除いた1・4・6・7章を扱って、英文とともに1次和訳版を比べ読みながら、訳の修正や内容の検討を行った。第1章 教育・娯楽・情報に関するインフラストラクチャ、第4章 情報の組織化：その技術と問題点、第6章 図書館の再定義：技術変化の影響と適用、第7章 情報学：サービスの見直しについて、の内容となる。受講者は担当部分の訳のチェックと内容の概要をまとめて報告し、その後議論する。今年度のゼミでは、図書館情報学の特に技術的側面を扱うことが多く、情報技術の進展とともに図書館情報学・図書館サービスそのものの変化をつかむことができた。

#### 【図書館情報学研究方法論】担当：教授・影浦峽

本ゼミでは、各受講生の関心にもとづいてレビュー論文を執筆するという課題を設定し、これを通じて、学術研究において求められる様々なスキルの紹介と訓練を、主に受講生間で討議するという形式で行った。具体的に検討した内容は、(1)論文の探し方と情報検索ツール、(2)論文および書誌情報の管理のし方と管理ツール、(3)論文の読み方とメモの取り方、(4)概念整理と可視化のし方、(5)口頭での発表のし方、(6)論文構成に必要な要件と

構成のし方、である。また、これら諸点を検討する中で、説明および議論の形式についての検討を実践的に行った。

#### 【探究学習のための情報環境構築】担当：教授・根本彰

新学習指導要領において重視されている探究型学習について、今学期は学校図書館での生徒の学習を支援する学校図書館専門職員を中心に講義と議論が行われた。具体的には、最近の学校図書館法改正に向けての動きを踏まえ、日本の司書教諭免許制度、東出雲市や袖ヶ浦市における実践、フランスの読書教育とドキュメンタリスト教員についてなどを取り上げた。またゲストスピーカーとしてハワイ大学大学院図書館情報学専攻で教鞭をとるNoriko Asato氏とAndrew Wertheimer氏を招いて、ハワイの図書館員養成課程の現状についてのお話を伺った。さらに高等学校の学校図書館が、実際に授業とどのように関わっているのかについて、学校司書の経験のある院生2人の発表を聞いた。これらを踏まえ、東京大学教育学部附属中等教育学校の生徒による卒業研究でテーマ決めをする際に、相談役として支援をするアドバイザーを、授業履修者で務めた。

#### 【言語メディア論】担当：教授・影浦峽

今年度は、メディア・リテラシーとは何か、という問いから出発し、全回を通して「知識」を構成するもの何か、「考える」ことを可能にする条件とは何か、などについても議論を重ねてきた。3.11に関する書籍、雑誌記事、新聞記事、ウェブ上の記事を題材に用い、文章の内部の論理構造と、外部知識の参照の二つの観点から、これらの文献を検討した。また、上記の文献でしばしば取り扱われるリスクの比較については、比較のパターンの列挙を行い、比較対象の妥当性の判定について議論し、相手を説得するために有効な比較・有効ではない比較、社会的に許される比較・許されない比較、などの観点から整理・検討した。

#### 【ウェブ情報処理】担当：非常勤講師・藤井敦

講義と実習を通して、ウェブ情報処理における「情報検索」の理論と技術を習得した。講義パートでは、情報検索の基本事項(定義、構成

要素、情報要求との関係)の確認から始まり、形態素解析、索引語重み付け、検索アルゴリズム、フィードバックなどについてオーソドックスな理論・手法を具体例とともに概観した。実習パートでは、講義内容を踏まえて、実際に簡易的な情報検索システムを実装した。プログラミング言語 Perl を使い、索引語抽出、接辞処理、不要語削除、索引語重み付け (TF-IDF 法)、文書スコア計算といった機能を組み込み、XML 形式のテキストファイルと検索クエリを処理した。実際に手を動かし検索システムを作ることで、講義内容の理解が一層深まった。また本ゼミで学んだ理論・技術は、情報検索のみならず、分類・テキストマイニング等、他の様々な研究分野にも応用できるだろう。

#### 【ネットワーク分析】担当：非常勤講師・安田雪

本ゼミでは、大きくわけて、講義、文献講読、グループワークという3つのことを行った。講義は、ネットワーク分析に関して初学者が多かったこともあり、基本的な用語や概念の意味から先生に解説をしていただいた。文献については、『Pajek を活用した社会ネットワーク分析』(Wouter De Nooy, Andrej Mrvar, Vladimir Batagelj 著, 安田雪監訳, 東京電機大学出版局, 2009) を用い、章ごとに発表担当を決め、本の内容に即して描画ソフト Pajek によって文庫に書かれていることを実際に視覚化し、パワーポイントでプレゼンテーションを行った。グループワークでは受講生を4グループに分け、グループごとに Pajek を用いて2部グラフを描画して共起関係の分析を行い、結果を発表した。新聞ごとの報道の比較分析や個人の体験についてアンケートを行った分析など、各グループが自由に設定したテーマの分析を通して、手法として用いたネットワーク分析について理解を深めた。

#### 【社会教育学特殊研究】担当：非常勤講師・笹川孝一

本ゼミでは、福澤諭吉『学問のすすめ』を精読することを通して、社会教育学研究が歴史的に内包してきた問題点を明確にし、それを克服していくための方法論を構築するという目的のもと開講された。講義は原文に加え講師が作

成した現代語訳、論文を使用しながら、受講者が内容の要約、現代語訳の検討、内容への疑問点等を出し合い、全員で議論するという形式で行われ、特に福澤が検討文献を著した日本の時代背景や当時の東アジア諸国との関係を考慮に入れながら、福澤の国家論、文明論の特徴をとらえるとともに、「学問」、「実学」、「学者」等といった重要概念についての議論がなされた。ゼミの終盤には、福澤の思想や検討文献が持つ教育学的意義、歴史文献を読むこと・歴史研究を行うことの意義等が話題にあがり、文献の内容理解にとどまらず歴史文献の扱い方や研究視点の定め方なども学ぶことができた講義であった。

#### 【図書館情報学論文指導】担当：教授・根本彰、教授・影浦峽

通称、「総合ゼミ」と呼ばれ、研究室所属の大学院生が各自の研究の進捗状況を報告し議論する場として、毎月1~2回開かれている。夏学期・冬学期ともに、各1回以上の発表の機会が設けられている。修士課程1年生は、学士課程で行った卒業研究の内容を報告したり、次年度からの修士論文の本格的な執筆に向けてのテーマ検討を行う。修士課程2年生は、修士論文の進捗報告が中心で、とりわけ冬学期は毎月発表を行い、執筆のためのペースメーカーとしている。博士課程は基本的に博士論文の進捗報告を行うが、それ以外にも学会発表の予行演習や、学術雑誌への投稿論文の添削がなされることもある。本ゼミの特徴は、内容面での議論もさることながら、発表形式や配布資料の構成と体裁、中・長期的なスケジュールの立て方など、研究遂行の方法論に関する多面的な議論や指導が行われる点である。本年度の大学院生の発表テーマは、図書館史、図書館経営論、計量書誌学、機械翻訳など多岐にわたっていた。

#### 【生涯学習論論文指導】担当：教授・牧野篤、准教授・李正連、講師・新藤浩伸

論文指導ゼミは毎週開講され、修士論文構想・博士論文構想の報告や、学会報告原稿・学会投稿論文・紀要論文等の検討がなされた。ゼミの進行は、夏期・冬期にそれぞれ各自1回以上発表するように予定を立て、発表者は毎回資料を予めメールリストにて配布し、他の出席者は各自



それを検討した上でコメントをすることとした。報告の範囲は、「社会教育・生涯学習」というゼミの特殊性から非常に多様であるが、毎回各自の視点に新たな気づきを与えてくれるような闊達な議論が行われた。具体的なテーマとしては、(1) 中国・台湾・韓国の社会問題に関する研究、(2) 日本の若者・社会人など生き方をめぐる主体形成の研究、(3) 公民館・博物館・美術館・ホールなど、公共施設における社会教育実践に関する研究、(4) 家族・趣味など、人間の心を支える活動や関係性をめぐる研究、などである。論文指導では、「そもそもなぜそのテーマに興味を持ったのか」「今なぜそれを問う必要があるのか」という基本的な問いから入り、明らかにしたい点と論文題目の妥当性、理論的枠組み、研究方法、研究の意義など、論文を執筆する上で重要な視点を毎回確認することができた。

## 2012年度個人研究活動報告

(図書館情報学研究室 特任研究員)

[今井福司]

昨年度に引き続き、特任研究員として根本彰先生が研究代表者であるL I P E R 3プロジェクトの事務作業等を担当しております。今年度の研究成果としては、学校図書館史研究の成果として査読論文1本を発表しました。また、個人として関わっている東日本大震災支援プロジェクト saveMLAK と学校図書館支援について紹介する発表を1件行いました。このうち、査読論文「アメリカ公立学校カリキュラム改革における学校図書館－1920年代から1940年代までの改革と日本占領期における受容－」では、20世紀初頭のアメリカの学校教育におけるカリキュラム改革で学校図書館がどのように取り上げられ、それが1945年以降の占領期の日本においてどのように影響を与えたかを考察しました。来年度は今まで発表してきた査読論文をベースに、博士論文をまとめ、審査に出せるよう全力を挙げて取り組んで参りたいと思います。

(図書館情報学研究室 博士課程)

[河村俊太郎]

今年度も昨年度に引き続き、東京帝国大学の図書館史を中心に研究をすすめ、「東京帝国大

学図書館組織内における附属図書館の位置づけ－そのモデルの検討を中心に－」という論文が日本図書館情報学会誌の58巻2号に掲載されました。この論文では、大学及び図書館の組織の中における東京帝国大学附属図書館の役割についてそのモデルや実際の運営から検討し。図書館のモデルにはアメリカ型とドイツ型の大きく分けて二つあったが、東京帝国大学では中央と部局が切り離され、価値ある図書のみを収集し教育的な図書は収集されていないという、ドイツ的な図書館経営が行われていたことを明らかにしました。その他、レファレンススキルの向上を目的として共著者とともに開発したEラーニング・ゲーム RefMaster についての論文が情報の科学と技術に掲載され、世論調査分析の研究が日本行動計量学会において発表されました。

[崔英姫]

博士論文のテーマは、高校の探究型学習における学校図書館の役割についてであり、具体的には、東大附属中等学校をフィールドにしたイノベーション科研の中、根本彰先生が研究代表者として総括している「探究科研」に参加し、東大附属学校の卒業要件として高校生が遂行している卒業研究を、探究型学習と関連づけ、その体制や実態について研究しております。2012年度には、執筆者(生徒)全体を対象にアンケート2回や教員向けのアンケート1回を実施し、その分析内容を探究科研の研究会で発表しました。

なお、今年度から参加した「子どもの読書活動と人材育成に関する調査」では、読書政策・学校教育・探究学習・学校図書館などを視野に入れた研究を進め、愛知県の読書活動推進活動に関する聞き取り調査と、韓国の読書政策についての調査及び報告発表を行いました。

[浅石卓真]

中学・高校の理科教科書の文体について研究しています。従来の教科書研究は内容分析が殆どで、実際に学習者が目にする形式的な側面は軽視されてきました。博士論文では、科目、学年段階、時代に応じた理科教科書の文体的特徴を明らかにすることを目的としています。これらのうち、学校教育高度科センターのプロジェクト

クト研究として行った、学習指導要領で区切った時代別の教科書の文体の分析結果を、3月に報告書としてまとめました。また、6月からは財団法人中央教育研究所から教科書研究奨励金をいただき、高校の物理、化学、生物、地学における文体比較を行っています。その成果は学術雑誌に来年掲載予定です。さらに今年、理科教科書についてのレビュー論文を東京大学大学院教育学研究科紀要にまとめました。来年は、修士時代での研究を、学年段階に応じた文体的特徴の変化としてまとめ直すと共に、これまでの成果をまとめて博士論文にする作業に取り組みたいと考えています。

〔蘇懿楨〕

昨年度の研究計画を少し方向を変わって、台湾の小学校における読書活動の歴史と現状を研究テーマにした。読書活動の歴史を探求するため、まずカリキュラムに直接に関わった小学校課程標準（学習指導要領に相当）を分析することをを行った。そこで、戦後の1949年から現在までの小学校課程標準を集め、国語科の部分を出し、合計8回の修正があった。1990年代以降の課程標準を入手するのは難しくないが、その以前のはなかなか手に入れない。作業は帰国期間しかできないため、資料を集めるのに結構手間暇がかかった。また、昔の文献には、参考や引用文献を詳細に記述していないものが多数であり、時々困っていた。現在、全ての小学校課程標準を入手し、分析を行っているところである。今年中、この分析結果を論文にまとめて投稿したいと考えている。

〔図書館情報学研究室 修士課程〕

〔井田浩之〕

本年度は、2011年3月に『探究学習と図書館』（学文社）が共同研究の成果として上梓されたこともあり、個人研究（修士論文）に専念する一年となった。大学図書館を対象に、「情報リテラシー」「大学教育」の動向を整理し、大学図書館の機能である「教育支援機能」と「研究（専門教育）支援機能」に情報リテラシーがどう関与するかをインタビュー調査で体系化した。まず、3大学図書館への図書館員にインタビュー調査を実施する中で、現在、初年次教育をはじめとした「教育支援機能」には貢献で

きているが、「研究（専門教育）支援機能」の側面に課題があることが見えて来た。日本において、研究環境、研究指導方法と図書館がどう関連しているのか。第二段階として研究者へのインタビューを実施した。その結果、図書館の位置づけも領域によって異なることから、ニーズ分析を実施し、日本型の情報リテラシー科目を再構築していく必要性を論じた。

〔小守美和〕

本年度は修士論文「千葉県公立高等学校における学校図書館の役割—県立高等学校2校を事例として—」の執筆を中心に研究を行った。千葉県ではどのような職員が学校司書として学校図書館の業務を担っているのかを整理し、実際の高校を事例に学校の中で学校図書館がどのような役割を果たしているのかを明らかにした。事例として扱った県立長生高校、県立勝浦若潮高校では学校司書、司書教諭、教務主任、教諭にお話を伺い、多くの示唆を得ることができた。長生高校ではSSHに指定されたことで、学校図書館を利用した課題研究を行うようになったが、それが他の科目の学校図書館の利用に影響を与えているとは言い難く、そこには授業において効率性が求められるという進学校であるがゆえの苦悩があった。勝浦若潮高校では、総合学科の専門性の高い授業を支えるための学校図書館の役割を明らかにできた。今後は、この研究で得られたことを自分の仕事に活かしていきたいと思う。

〔佐藤優〕

本年度は修士論文の執筆と、ゼミに参加する一年となった。修士論文は公共図書館におけるビジネス支援サービスというテーマに絞り、ビジネス支援サービスとは何か検討することとした。論文の主眼はビジネス支援サービスを行っている図書館の蔵書について調査を行い、ビジネス支援サービスを行っている図書館と行っていない図書館の蔵書の違いについて検討を行うというものである。先行研究ではNDC分類別に蔵書を検討するものが多く主題別に検討しているが、論文では分類コードを用いて読者対象別に検討を行った。ゼミでは、修士論文の進捗状況について発表し、貴重な意見をい

ただいた。この一年は修士論文を中心としさまざまな意見を頂いた。本当に感謝している。

〔高橋恵美子〕

本年度は修士論文「1950年から2000年にかけての公立高校学校司書の図書館実践」執筆のための研究活動が中心となった。元公立高校学校司書の方へのインタビューや文献調査を行った。1950年代、学校図書館担当事務職員として出発した学校司書は、1970年代に入ると、一般教員の図書館離れが進むなか、学校図書館の仕事全般を担うことになっていく。レファレンス・サービスの蓄積があることで教科の授業と学校図書館の連携につながり、教科の授業に効果的に関わるためには、司書の判断による選書の実現が必要だった。また学校図書館に予約制度を導入するうえでも、司書の判断による選書が実現することが重要だった。また「図書館の自由」に関する禁書問題（愛知県・千葉県）、貸出方式、予約制度導入において、学校司書の果たした役割は大きい。学校図書館における「図書館の自由」とは、学校図書館に固有の教育的機能を与えるものでもあった。

〔足立諒子〕

大学院に入学し初めての一年です。新しい環境になったこともあり、勉強・研究について考え直す機会が多く、新しい手法を試したり失敗したりと、試行錯誤の時期となりました。今年度の活動は、卒業論文（「日英並列コーパスからの訳語の自動獲得：図書館・情報学分野を対象に」）の振り返りから始めました。前期は、図書館情報学研究方法論ゼミで、言語横断検索のレビュー論文の執筆に取り組みました。また同時に、文献調査の仕方、ノートの取り方、文献管理の方法、計画の立て方など、研究活動を支える基本的なテクニックを見直し、自分なりのスタイルを確立するよう努めました。夏期休暇から修士論文のテーマ探しを始め、これまで「情報検索におけるレレバンス概念」について、基本文献の収集を行ってきました。これからリサーチ・クエスチョンを設定し、研究手法を検討していきます。今年度中には、研究計画を立てる予定です。

〔茅野良太〕

今年度行ったことは、修士論文の執筆の準備となる、以下の2つの活動である。

(1) レビュー論文の執筆：既存研究の理解および自身の関心の明確化のために2つのレビュー論文を執筆した。まず1つは、これまでなされてきた情報メディアの実証的研究を、観察の対象と観察のレベルという2つの視点において整理し、メディア研究の現状を把握するものである。さらにもう1つは、上述の整理によって浮き彫りになった特定の対象・レベルの研究群に焦点を当て、既存研究が扱ってきたメディアの種類、メディアの形態上の観察点、用いられている変数、および研究目的について整理を試みるものである。これら2つのレビュー論文で明らかになった点をもとに、修士論文のテーマ決定を行う。

(2) 勉強会への参加：図書館情報学研究のために必要でありながらも現行のカリキュラムでは欠けている知識・技術を習得するために、数学および機械翻訳の勉強会に参加した。

〔宮田玲〕

本年度より図書館情報学研究室修士課程に入学しました。昨年の卒業論文では、日英機械翻訳の改善のための日本語制限ルールの構築と評価を行いました。今年は共同研究にて、地方自治体（愛知県豊橋市）ウェブサイトの文書を対象とした、日本語文の書き換えとその評価を行っています。どのように原文を書き換えると、機械翻訳の精度が改善し、さらに文の読みやすさが向上するのかについて、主に制限言語やテクニカルライティングの枠組みから検証しています。研究成果の一部は、3月の言語処理学会等で発表する予定です。今後は、プログラミングなどの技術を身につけつつ、これまでの成果を応用して、自治体文書の多言語化を支援する執筆ツールの開発を進めていきたいです。

（社会教育学研究室 特任助教）

〔荻野亮吾〕

2012年1～12月における研究・活動内容を報告します。

（翻訳書）

1. 『成人のナラティブ学習：人生の可能性を開くアプローチ』（マーシャ・ロシター、M・キ

- ャロリン・クラーク編, 立田慶裕・岩崎久美子・金藤ふゆ子・佐藤智子と共訳) 福村出版, 2012年10月.  
(論文)
2. 「企業と大学のeポートフォリオの開発と活用」『文部科学教育通信』Vol.292, 2012年5月, pp.22-23.  
(報告書など)
  3. 「『やねだん』の取り組み: 鹿屋市串良町柳谷集落における地域づくり」「上久堅における地域づくり: 長谷部三弘氏の活動から」牧野篤(研究代表)『つながり・循環・生成: まちづくりと文化を考える(科学研究費補助金挑戦的萌芽研究『生涯学習をベースとした領域融合的な実践科学としての「文化工学」の創成』研究報告)』2012年3月, pp.285-298.
  4. 「2011年社会教育研究の動向」『日本社会教育学会紀要』(古壕典洋・満都拉・中村由香・園部友里恵・都甲友理絵・山口香苗・石川洋行・加藤毅典と共著)第48号, 2012年6月, pp.142-151.
  5. 「飯田市の分館を捉える視点」東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室 飯田市社会教育調査チーム「自治を支えるダイナミズムと公民館: 飯田市公民館分館活動を事例として」『学習基盤社会研究・調査モノグラフ』第4号, 2012年8月, pp.12-21.
  6. 「公民館をめぐる政策の動向」(佐藤智子と共著)『日本公民館学会年報』第9号, 2012年12月, pp.163-166.  
(学会報告)
  7. 「分館調査から見えてきた 飯田市公民館の特徴と課題」(牧野篤・新藤浩伸・中村由香と共同)日本公民館学会 2012年度7月集会, 2012年7月, 飯田市竜丘公民館.  
(学会活動・社会的活動)
  8. 文部科学省平成24年度優良PTA 文部科学大臣表彰審査委員(2012年7~9月)
  9. 独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの読書活動と人材育成に関する調査」に係る研究会委員(2011年9月~)
  10. 東京大学・(株)和井田製作所ものづくりプロジェクト MONO LAB JAPAN 事務局(2011年4月~)
  11. 国立教育政策研究所 生涯学習政策研究部プロジェクト研究「生涯学習の学習需要の実態とその長期的変化に関する調査研究」研究会委員(2010年5月~)
12. 日本社会教育学会 研究担当幹事(プロジェクト研究「社会教育としてのESD」担当, 2009年9月~)  
(社会教育学研究室 博士課程)  
[古壕典洋]  
2012年度(1月~12月)の研究活動は、以下の通りです。  
(論文)「社会通信教育における『へだたり』に関する考察—生成期の議論に注目して」『日本社会教育学会紀要』第48巻, 2012, pp.11-20.  
(論文)「制度創設期における大学通信教育の性質についての考察—『スクーリング』という存在を手がかりに」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第51巻, 2012, pp.135-144.  
(報告書)「龍江地区の調査結果」「箕瀬町三丁目自治会における公民館活動について」『自治を支えるダイナミズムと公民館—飯田市公民館分館活動を事例として』(学習基盤社会研究・調査モノグラフ第4号) pp.56-64. pp.70-75.  
(学会発表)「初期遠隔教育論における“distance”の意義—形態論から行為論への転換過程に注目して」日本通信教育学会第60回研究協議会, 特別研究発表.
- [豊田香]  
本年度の研究活動を以下の通り報告します。
1. 論文  
東京大学大学院教育学研究科紀要第52巻 『専門職大学院ビジネススクールで扱う知識の性質についての考察—学術知と実践知の関係性の視点から—』2013年3月発行予定(単著)
  2. 学会発表  
①2012/3/8 日本発達心理学会第23回大会(名古屋国際会議場)(単) 会員企画ラウンドテーブル 登壇者『時間とともにある変容、変容とともにある時間—発生の三層モデル(TLMG)』「TLMGと変容の語りの接合の試み」  
②2012/9/1 日本質的心理学会第9回大会(東京都市大学)(単) 会員企画シンポジウム企画・登壇者 『制度的な組織の境界を超えた繋がり, 活動, 学習による個人の準抛枠の変容をTEM/TLMGで描く』「企業と専門職大学院を行き来する社会人大学院生に起きる変容と葛

藤を描く」

### 3. 調査活動

- ・調査対象のビジネススクールの現役生 5 名から経年調査を実施。
- ・修了生から、学びの経験の語り（ヒアリング）を実施。
- ・IT 関連企業と実務家教員が計画する人材育成研修を共同でデザイン・実施・データ収集。
- ・ビジネススクールに人材育成として社員を派遣する企業担当者へのヒアリングの実施。
- ・ビジネススクールにおける授業開発の試みを参与観察。

〔満都拉〕

本年度における主な個人研究活動は下記のとおりである。1.中国の全日制専門職大学院制度の性質と今後のあり方を検討した論文を執筆し、東京大学大学院教育学研究科紀要に投稿した。2.中国の大学生の大学院進学 of 動機・理由を明らかにすることを目的に、現役大学院生 19 名を対象にインタビュー調査を行った。その結果を日本教育社会学会第 64 回研究大会で発表した。3. 留学動機や留学後の生活・勉学、留学終了後の進路といった 3 つの視点から、高校卒業後に来日した中国人留学生 9 名のデータに対して再分析を行い、それが大卒者と社会人の留学生といかなる共通点と相違点を持つのかを検討した。その結果をアジア教育学会第 7 回大会で発表した。上述以外に、昨年度に引き続き、日本教育学会特別課題研究委員会の最終報告書のうち「日本を生きる中国人留学生の現状と課題」(p.70-99)と、牧野研究室と長野県飯田市民館との共同学習プロジェクトのモノグラフ 4 の一部 (p.27-31、p.76-78) を分担執筆した。

〔中村由香〕

本年度行った研究は、以下の通りです。  
(論文・共著)「地域における社会的ネットワークの形成過程に関する研究：飯田市における分館活動を事例として」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 52 巻、印刷中。  
(報告書・共著)『自治を支えるダイナミズムと公民館：飯田市民館分館活動を事例として』(学習基盤社会研究・調査モノグラフ 4)、2012 年 8 月。

(学会発表・単独)「地域のネットワーク構造を巡るジェンダー差の分析：長野県飯田市を事例として」日本社会教育学会第 59 回大会、2012 年 10 月。

(学会発表・共同)「分館調査から見えてきた飯田市民館の特徴と課題」日本公民館学会 7 月集会、2012 年 7 月。

〔侯婷婷〕

今年の個人研究について、農民工子女教育と 1980 年代半ば以降の中国教育改革・発展との関連性に関心を持ち始め、研究を進めていた。教育改革・発展(特にその中核である教育体制改革)の例年の変遷を踏まえた上で、農民工子女教育をめぐる新しい動向を追いつつ、近年、上海市政府はいかなる取り組みを取ったのか、具体的にいかなる方式を用いて実行に移していたのか、どのような歴史的経緯があるのか、について考察・論文執筆しました。共同研究について、8 月に社教研究室の留学生研究に参加し、「日本を生きる中国人留学生の現状と課題」を分担執筆・口頭発表をしました。今後、より視点を広げて研究を続けたいと思います。

〔娜仁高娃〕

今年度は主に行った研究活動は以下の通りである。  
中国建国以後のメディアにおける教師・生徒関係をめぐる認識の変遷、つまり「教育的関係」論の変容およびその社会学的根拠を明らかにする研究を継続している。関連資料を蒐集しながら、教師・生徒関係の変遷の実態をより正確的に把握ために研究方法として教師に対するインタビューの検討をも視野に入れた。② 2010 年度中国で提出した博士論文『『界に生きること』—現代中国基礎教育におけるブルデュー「界」概念の適用—について、「教育的な関係」に関する議論を取り上げて、リライトを試みた。③日本におけるブルデュー研究に対する関心が深まってきた。中国におけるブルデューの研究と比較分析するために、80 年代半ば頃から日本においてブルデューをタイトルや主題にした論文を中心に概括してみた。

〔丁健〕

本年度は、主に次の研究活動を行った。

<個人研究>

(論文) ①「1930年代におけるアメリカの対中国社会教育支援—ロックフェラー財団の活動を中心に—」, アジア教育学会, 『アジア教育』第6号, 2012年10月, 37~49頁。

(論文) ②「近代中国における図書館職員養成機関の設立—武昌文華図書館学専科学校—」, 東京大学大学院教育学研究科紀要, 第52巻, 2013年3月発行予定。

(学会発表)「民国期におけるキリスト教の中国郷村建設運動に関する一考察」教育史学会第56回大会, 2012年9月。

<共同研究>

①日本教育学会特別課題研究委員会の最終報告書の一節「日本を生きる中国人留学生の現状と課題」を分担執筆した。

②東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室 飯田市社会教育調査チーム「自治を支えるダイナミズムと公民館：飯田市公民館分館活動を事例として」『学習基盤社会研究・調査モノグラフ』第4号の一部を分担執筆した。

〔山口香苗〕

今年度の研究活動は以下の通りである。

<個人研究>

1. 民主化後の台湾における市民社会実現のための取り組みとして社区大学の役割に注目し, 考察するための研究を進めた。特に社区大学設立の歴史的背景, 理念を探るための資料収集を行った。

2. 昨年度提出した修士論文を加筆修正しコース紀要に掲載された。「1920年代における台湾知識人の教育に関する主張とその活動—植民地期の民族雑誌記事を中心に—」(紀要第37号)。

<共同研究>

1. 飯田市公民館調査に参加し, 分館役員やサークル活動を行っている地域の方々への聞き取り調査を行った。

2. 東アジアからの留学生の自己変容をとらえる「留学生研究」プロジェクトに参加し, 留学生へのインタビュー, 日本教育学会特別課題研究委員会最終報告書『東アジアの教育—その歴史と現在—』の論文執筆, 並びに第71回日本教育学会で共同発表(中国人留学生担当)を行った。

〔金宝藍〕

本年度2月に韓国・公州大学大学院(修士)を修了し, 本研究科に入学する前までは修士論文をまとめ, 次のようなことを行なった。修士論文報告としては, 韓国教育学会 post session、東アジア平生教育研究会、公州大学大学院学術論文発表大会、平生教育実践研究共同体研修会において行い、論文に関する内容の一部掲載としては、教育福祉国際学術シンポジウム資料集に小論(知性平等論の自己教育運動的合意—ランシエールの「普遍的教え」論を中心に)を掲載した。さらに、BK教育福祉研究所・韓国教育農村教育研究所が共同で組織した日本農村教育調査チームに関わって、沖縄現地調査などを通じて調査報告書の作成を行った。入学後は、日本での勉学に慣れながらひとまず幅広い視野を持つために、多様な研究会に参加して視点を広げようとした(ESD研究会、韓国生涯学習研究フォーラム、東アジア社会教育研究会—『東アジア社会教育研究第17号』「韓国の平生教育この1年」執筆に参加)。そして、実際に社会教育実践現場から学び、共同調査の仕方や研究方法論を身につけるために、社会教育研究室の共同研究である長野県飯田市の分館調査と石川県内灘町の公民館調査に参加している。個人的には「市民的リテラシー」の意味の再構成やその形成過程を明らかにすることに関心を持っているため、いままでの研究を踏まえて関連資料を収集・検討しながら理論的論理を補完する作業をしている。その他の活動としては、日韓社会教育学術研究大会(1月)や日韓社会教育セミナー(8月)で通訳、翻訳活動を行って、社会教育分野での日韓学術研究交流の架け橋の役割を果たそうとしている。

〔大山宏〕

今年度は社会教育という領域において青少年を対象とすることがどのような意味を持つのかを検討し, 先行研究の取りまとめを行うとともに, 昨年度関わった事例の再検討を行いました。また, その内容を取りまとめ, 社会教育学会研究大会で発表を行いました。

共同研究では柏市高柳地区・内灘町・飯田시를訪問し, 各地域の人々と交流し, 今後の地域のあり方について検討してきました。高柳地区

では夏祭りなどに参加して地域住民と関わった他、児童センターと協力して地域の子供向けのイベントを開催しました。また内灘町では各地区の公民館を回り、それぞれの地域において公民館を基盤とする対人ネットワークがどのように形成されているのか調査を行いました。飯田市でも公民館を対象とし、利用者である地域住民の方々に対する聞き取り調査を行いました。

来年度は今年度の研究方針を継続するとともに、具体的な事例の調査・検討に入っていきたいと考えています。

〔園部友里恵〕

#### 1. 修士論文をベースとした学会研究発表

昨年度執筆した修士論文「劇場がもたらす地域社会の変容―日常性・非日常性という視点から―」をベースとした研究発表を日本社会教育学会、日本アートマネジメント学会において行った。

#### 2. 高度化センターの院生研究プロジェクトへの参加

今年度より学校教育高度化センターの院生研究プロジェクトに関わっており、長野県・木島平村においてコミュニティ・スクールに関する調査を実施している。

#### 3. 博士論文の構想

今年度は博士論文の構想について深める年でもあった。現在、特に1970年代のブラジルにおける民衆演劇運動に関心を抱いており、今後、現地調査も含め研究を進めていく予定である。

#### 4. 実践活動（インプロ・ワークショップ）

公共劇場「座・高円寺」でワークショップファシリテーターを継続してつとめている他、8月には柏市高柳地区との連携事業「東大キッズセミナー」においてもワークショップを実施した。

〔都甲友理絵〕

今年度より博士課程に進学し、地域社会におけるミュージアムの役割について、来館者とミュージアムをつなぐ活動を担うボランティアを主な対象として、次の研究活動を行った。(1) 修士論文「ミュージアム・ボランティアの学びに関する研究―美術館ボランティアの語りから

みる活動に注目して―」のフィールド調査の箇所を中心に加筆修正し、日本ミュージアム・マネジメント学会第17回大会にて発表した(2012年6月)。(2) 日本社会教育学会のプロジェクト研究「社会教育としてのESD」定例研究会に参加しながら、個人の研究関心である、まちづくりやエコミュージアム研究における住民論についての関連資料を蒐集している。共同研究としては、飯田市公民館調査研究チームに参加し、分館を取りまく団体等を対象にインタビュー調査を行った。

また、今年度より、国立教育政策研究所教育課程研究センターにて、全国学力・学習状況調査に関わる学力調査専門職として勤務している。

（社会教育学研究室 修士課程）

〔田村栄作〕

興味を持っているテーマは「地域の中の博物館の在り方～地域連携による博物館活性化の仕組み～」であり、最終目標としては、博物館活性化を行うための組織設立の可能性と妥当性を検討し、適当と判断される場合はNPO等を実際に設立するところまで目指したい。今迄、博物館を中心とした活動現状と課題及びニーズの把握、博物館への支援活動の現状、更には博物館の存在意義等について調査研究を行ってきた。また、地域全体の中の博物館在り方、地域の住民・諸施設との連携の在り方に関する調査を行ってきた。今年度は更に進めて、具体的な事例について詳細調査することにより、本研究で目指しているNPOの活動内容を明確にし、設立に向けて準備をした。具体的には1) エコミュージアムというコンセプトで活動している組織への訪問、2) 地域再生活動を行っている組織への訪問を行った。今後の研究の方向性としては、地域の中の博物館の価値向上を地域全体の活性化・再生という切り口から具体的なプログラムの検討を進めて行きたい。

〔林高倫〕

今年度は春先に体調を崩し、持ち直すまでかなりの時間を要した。回復を焦り、立ち直りつつあるところで、再び体調を崩すような日々が続いた。無理をするのは賢明ではないと判断し、冬学期からは休学中である。今年度は、修

士課程2年で、修士課程も最終年度のはずであったため、修士論文で扱う大きなテーマを吟味し、来年度の執筆に生かすこととした。大まかな変更点はテーマ設定を「消防団研究」から「林間学校研究」にした点である。フィールドに住んで得られた観点を生かして当時の資料を論文に反映させつつ、新たに補足調査が必要であれば、現地に足を運ぶ予定である。事例は、福島県伊達市からやって来た子どもたちが、長野県阿智村で過ごした、サマーキャンプの内容である。県内で行われた他事例と比較、自治体職員の貢献など、自分自身の経験も踏まえて、具体的な内容も盛りこんでいきたい。

〔加藤毅典〕

昨年の引き続きとして、初春に社会教育学会研究動向報告の歴史分野を執筆した。また、長野県飯田市におけるフィールド調査報告書の執筆・編集に関わり、同市での発表会に参加した。4月以降は情報学環教育部コンテンツゼミに参加し、コンテンツ文化史学会への聴講やマンガやアニメの著作権を扱う雑誌の記事執筆など、ポップカルチャー分野での学識イベントに複数参加した。夏には長野県小布施町でのフィールド調査、および報告書の執筆に参加。2月には再度飯田市の調査、報告書執筆に参加予定。個人的な社会教育分野の研究としては、三多摩地区の複数の市において公民館活動に参加、特に障害者青年学級での活動を通し、都市部における社会教育施設と公共性、福祉のあり方などを体感。また若い活動参加者の方々や、公民館活動を通して多くの経験をされた年配の方々インタビュー調査をさせていただき、修士論文執筆を進行中。

〔石川洋行〕

本年度は、修士論文（未審査）「バブル期日本における自己の諸相と「自分探し」に関する歴史社会学的研究—雑誌記事を対象として—」及び、論文「アレクサンドル・スクリャービンと共感覚」（比較文学・比較文化論集第29号、2012年3月、査読なし）の2本を上梓しました。目下の研究テーマは以下の通りです。①主に1980年代から90年代までの雑誌記事研究。80年代からバブル期を通じた、雑誌メディアにおける消費の諸相と読者の主体性の変化につ

て研究し、修士論文に収めました。今後はより詳細なタイトル・レトリック分析を含め、より精緻な論理展開を目指して雑誌調査を続けたいと思います。②フランス現代社会思想史研究。主に消費社会と都市の思想を、主体とモノの関係、災厄の思想、及び社会運動との関連・比較の視点から研究しています（本年はアンリ・ルフェーブの主体的唯物論を中心に）。③また、①②にも関連するが、広く1980年代日本社会を通じた文化論の構築を考え、社会学、思想史、社会運動史、メディア論などの領域を学びつつ多面的なアプローチを考えています。

〔劉巍〕

今年度は、修士論文「中国南通市における更俗劇場に関する一考察—平民教育運動の側面として—」の執筆を中心に、1919年から1926年の7年間に存在していた更俗劇場で行われていた演劇活動を研究した。修士論文は啓蒙教育活動の諸相及び更俗劇場の性格と存在意義を明らかにしながら、従来の平民教育運動研究においては欠けていた演劇という視点から、中国の平民教育運動をとらえ直そうとする試みでもある。南通博物苑、張謇研究センター、張謇記念館などを訪問し、張謇研究の関係者に聞き取り調査を実施した。設立理念を含む創設者の思想分析、近代型の施設としての礼儀空間、上演したイベントなどの運営面という三つの角度から論文を展開し、更俗劇場は識字運動と違う方式で平民教育運動を促進する役割を果たしたことを明らかにした。今後、更俗劇場で上演されたイベントや新型劇が当時の一般大衆にどのように受け止められていたかという受容状況について研究を続けていきたい。

〔葛一枝〕

本年度は、4月に修士課程に入学してから、ゼミ・勉強会での議論や文献講読を通じて、専門分野の知識を深めながら、質的研究方法論の勉強に力を入れてきた。このなかで、「学び」の本質について、これまででないほど深く考えさせられたことが、大変ありがたいと思っている。実践活動としては、9月末に長野県飯田市で行ったフィールド実習では、社会教育施設を訪問し、地元の行政や住民から話を聞くととも



に、飯田市の社会教育行政と生涯学習活動の現状を調査した。その中でも特に興味を持っているのは、「南信州飯田おもしろ科学工房」の取組みである。この取組みの現状を踏まえた上で、それによる科学教育の成果および飯田市の地育力向上における役割について検討した結果を報告書にまとめた。さらに、2013年の修士論文執筆に向けて、自分の研究関心である「在職成人に対する学習支援」をめぐって、資料を収集し、先行研究の把握と研究テーマの選定に取り組んでいるところである。

〔胡子裕道〕

本年度は主に研究を行う前段として、見聞を広めることを意識的に行いました。研究テーマとして考えているのは文化と呼ばれる領域であり、文化という言葉は幅の広い意味を持っているということも関わって、上のような意識をもつようにしました。具体的には、①長野県飯田市、長野県小布施町、千葉県柏市、石川県内灘町、といった研究室でお世話になっている地域に足を運び、お話を伺うとともに交流を深め、小布施町・飯田市に関しては報告書にまとめる、②シンポジウムや自主的な研究会などに参加させていただき、交流を深め意見交換を行う、③社会教育や文化というテーマに囚われず、なるべく様々な文献に目を通す、という点が本年度の主な活動です。来年度は修士論文の執筆を予定しており、現在は社会教育の文脈を中心に文化と権利というテーマ、及び両者の関係について、先行研究の整理に着手しています。

〔高野英江〕

私にとってこの一年間は、修士論文のテーマを予定していたものからの変更などを始め、環境の面も気持ちの面も変化の多いものだったと思います。ゼミでの文献購読を通して、社会教育というひとつの視点から現在の社会がどのように成り立っているのかを勉強し、自身の疑問・関心の根源が見えてきたような気がします。そういった意味では、自身の研究の足元を見続けた一年間だったと思います。自分を取り巻く様々な事柄を見つめなおす過程でもあったので混乱した時期もありましたが、研究を深めていくという意味でも必要な過程だったのではないかと思います。また、授業や研究室を

通して訪問した内灘町や飯田市、柏の高柳地区での活動をはじめとする、様々な実践活動に触れることで、自身の社会教育への関心の原点はここにあることも思い返しました。来年度は、修士論文執筆に向けて具体的な行動ができるように思考の焦点をしぼっていかうと思います。

〔西川昇吾〕

今年度は4月より修士課程に入学し、ゼミで社会教育学研究を行う基本的な視点や枠組み、方法論を学びながら、修士論文執筆の準備を進めました。自分の問題意識としてはまず、現在の社会に感じている「生きづらさ」のようなものをどうにかしたいという漠然とした思いがあり、それを研究によってどう形にしていくかということ、この一年は考えてきました。そして特に、これからますます社会が変容していく中で、人々の働き方そのものを抜本的に見直していく必要があるのではないかとというような議論に関心を持ち、自分の研究の大きなテーマにしていくことを決めました。現在は社会教育学分野における労働に関する研究や、関連する他分野の文献を読むなど、研究の基礎固めを行っています。また個人の研究と並行して、飯田市の公民館調査にもメンバーとして加わりました。調査に参加し、成果をまとめる中で、社会教育学的な研究の方法論を身につけていければと考えています。

〔杉浦ちなみ〕

本年度は、4月に修士課程に入学し、主に個人研究、共同研究というかたちで研究に取り組んだ。まず、個人研究としては研究関心である社会教育における表現・文化活動について、幅広い知見に触れながら、具体的なテーマとして卒業論文から引き続き奄美大島のシマウタに注目し、テーマの明確化のため先行研究や関連資料にあたってきた。また、新藤講師の紹介のもと、地域文化研究会への参加をさせていただくことができた。社会教育や表現・文化に関わる理論・実践両面において貴重な学びをさせていただいている。次に、共同研究として、①研究室の飯田市の調査プロジェクトへの参加、②生涯学習基盤調査実習（学部）、社会教育学演習（学部）の授業のなかでそれぞれ、小布施・

長野市への訪問調査，飯田市への訪問調査に参加し，報告書の執筆に取り組んだ。③本紀要に「内灘闘争の目的に関する考察—1953年当時の雑誌記事に着目して—」（胡子裕道・黒田直史と共同執筆）を投稿した。

〔張爽〕

本年度の研究は，主に，文献の通読，修論研究，共同研究の三つを中心に行った。本コースに入学する以前は，主に学校教育・教育政策を中心に勉強・研究してきたため，入学して，生涯学習・社会教育に関する知識や知見は足りないと痛感し，ゼミの内容や関連文献を通読するなど，生涯学習・社会教育に関する知識や知見を広めた。さらに，卒業論文から引き続き関心のある孔子学院を修士論文のテーマするにあたり，価値と意義のある研究にするには，どの側面を取り上げるか，どこを切り口にアプローチするかなどを念頭におきながら，先行研究や関連文献にあたり，孔子学院にも訪問した。また，共同研究に関しては，7月から日本教育学会特別課題である留学生研究に参加させていただき，近年の留学生研究の動向，留学生の生活状況の現状，日本に対する意識の変化など，在日留学生・元留学生の現状や課題について，幅広く知ることができ，非常に良い勉強をさせていただいた。さらに，同研究の最終報告書の調査報告「日本を生きる中国人留学生の現状と課題」の一節，「3. 公費・私費留学生制度と公費・私費留学生の勉学・生活状況に関する考察」を執筆した。

〔黒田直史〕

・飯田市公民館調査への参加

飯田市と大学院牧野研究室の共同研究に参加し，聞き取り調査などを行った。2月に本年度2回目の調査に参加予定である。

・コース紀要への投稿

内灘闘争にまつわる雑誌記事の分析に関する研究を共同でコース紀要へ投稿した。

・東大キッズセミナーへの参加

千葉県柏市高柳地区との共同企画である東大キッズセミナーに参加した。特に「マジック講座」では，講師を務めた。

・内灘町との共同研究

本年度から始まった共同研究のきっかけと

なる調査に学部ゼミの一環で参加した。

・いいだ人形劇フェスタの調査

学部ゼミの一環の飯田市のフィールドワークに参加した。いいだ人形劇フェスタに関して追加調査を行い，年度末に報告書を刊行予定である。

## 学位論文

### 博士論文

2012年3月

馬麗華「中国都市部における社区教育政策の動向に関する研究—政府主導型から住民参加型への試み—」

2012年6月

佐藤智子「ローカル・ガバナンスと社会教育の意義に関する研究—コミュニティによるシテイズンシップ学習に向けて—」

### 修士論文

2013年3月

井田浩之「日本の大学図書館が担う情報リテラシー科目の導入過程」

佐藤優「公立図書館におけるビジネス支援サービス—埼玉県内4市の蔵書調査を通して—」

高橋恵美子「1950年代から2000年にかけての公立高校学校司書の図書館実践—教科との連携と「図書館の自由」の視点から—」

小守美和「千葉県公立高等学校における学校図書館の役割—県立高等学校2校を事例として—」

劉巍「中国南通市における更俗劇場に関する一考察— 平民教育運動の一側面として —」

石川洋行「バブル期日本における自己の諸相と「自分探し」に関する歴史社会学的研究—雑誌記事を対象として—」